

ブレトンウッズ会議と国際通貨基金、国際復興開発銀行の創設

牧野 裕

「われわれ全員は、きれいに仕上げられた協定文を読む機会を事前に与えられぬまま協定に署名せざるを得ませんでした。われわれが見たものといえば、それは点線だけでした。この問題でわれわれが唯一弁解できるのは、会議の主催者が、数時間のうちに、最終的な手はずを整えて、われわれに正餐を与えず、失意に陥れ、臨終の聖油も施さず、ホテルから追い出そうとしたのを知っていたことです。」

(ケインズ「1945年12月29日付覚書」CW 1980b:149)^①

はじめに

本稿は、英米共同声明後のアトランティックシティー準備会議を経てブレトンウッズ会議にいたる時期を対象に、ブレトンウッズ協定がどのように締結されたのかを研究したものである。それは、方法論、課題と対象とも、ガードナーを嚆矢とする研究を踏まえ、それらを発展させようとする試みである。

ガードナーの研究は、大西洋憲章の起草に始まり国際貿易機構の断念に終わる歴史的諸事象の連関を対象にした研究であった。また、彼は、自らの研究を「国際経済外交の研究」とでも名づけるのが、一番適当であろうとし、その研究の方法が、これまでに試みられなかった学際的方法に立脚し、経済学に加え、歴史、国際関係、政治学、そして国際法等を含む学際的分野を研究した業績であると自負した。(ガードナー 1973:xxi)

本書は、課題と方法で、まずは、かかるガードナーの業績を補足することを目指している。ガードナーの研究では、戦時中に英米の協力関係のもとで進められた、「かつてなかった最も野心的な政府間協力のプログラムの実行」が研究対象となっていた。ガードナーによれば、「このプログラムの目的は、『多角主義』—適度の自由かつ無差別のラインに沿って運営される国際貿易体制の

実現を目的としていた。」(ガードナー 1973:xxii)

したがって、そこでは、ブレトンウッズ協定、英米金融協定とともに、英米通商交渉、国際貿易機構構想とその流産、が扱われていた。だが、ブレトンウッズ協定の成立、ブレトンウッズ機関の設立を主テーマとする本書では、通商交渉を研究対象から除外し、主題を通貨・金融協力の問題に絞り込んだ。

ガードナーは、政策論争の評価では、「完全に『客観的』ではなかった」としつつも、英、米の、どちらかの側に立つことなく、「『客観的』になることを熱望した」と、記している。その意味でこの研究の見解は、「『大西洋の真中』になるよう企図されている」と言い添えている。(ガードナー 1973:xxv-xxvi) しかしながら、われわれは、こうしたガードナーの方法を支持しない。

ガードナーの研究アプローチと異なるのは、ここでは紙幅の関係で詳しく展開できないが、われわれの方法が解釈学のアプローチに立っている点である。ガードナーのいうように「大西洋の真中」に立ち、「客観的」になることが可能とは考えない。そもそも歴史研究は主観的、説明的な、したがって「物語」とならざるを得ないからである。もちろん、いい加減な資料評価に基づいて、各々の語り部が勝手な物語を紡ぐことができるというのではない。

① プレスネルは、この一文について、ハムレットの父の亡霊の台詞（『ハムレット』第1幕第5場 Hamlet,I.v.77）を想起させると注記している。(Pressnell 1986:189)

ガードナーにあっては、その研究プログラムの目的と資料的制約もあってか、1943年夏にケインズ案が放棄され、戦後通貨計画が最終的に国際安定基金案に一本化される過程、このあと英米の専門家会議で共同声明原案が策定され、さらに両国間の調整によって共同声明がまとめあげられる過程、共同声明からブレトンウッズ協定にいたる過程の考察が欠ける結果となっている。このような研究結果となったのは、彼が次のような認識に立っているからであろう。

「1944年4月に発表された『国際通貨基金設置に関する専門家の共同声明』のかたちでケインズ、ホワイト両案の妥協が成立した」。「本声明に盛り込まれた重要な規定についてはきわめてわずかな修正が行われただけで、米国ニューハンプシャー州のブレトンウッズで開かれた連合国の会議で採択された国際通貨基金協定の中で具体的に成文化されたのである。」（ガードナー 1973:249）そうして、ガードナーは、妥協案について、流動性の問題、国際収支調整の問題、戦後過渡期の問題の3点にわたって論じている。（傍線は筆者）

これでは、ブレントンウッズ会議では、「きわめてわずかな修正が行われただけ」で、国際通貨基金の協定が成立したことになってしまう。ガードナーのこうした姿勢は、本来、ブレトンウッズ会議での国際通貨基金協定案への英、米国内の動向を扱わなければならない箇所、共同声明への対応ですませている点にもうかがえる。彼は、共同声明とブレトンウッズ協定を、ほぼ同じ内容と理解しているからである。（ガードナー 1973:262-271）

こうしたガードナーの研究から、英米通貨・金融交渉での補足すべき研究課題が自ずと明らかになる。彼が省いたブレトンウッズ会議にいたる過程での重要な会議、すなわち1943年初夏の英米非公式会議、同年秋の英米専門家会議と共同声明作成の過程、さらにはアトランティックシティ予備会議、ブレトンウッズ会議での交渉過程、の検討である。また、ガードナーの研究では、その目的からしてやむを得ないことであるが、国際復興開発銀行の設立にいたる経緯が省かれている。その国際通貨、金融機関の設立に関する研究は、もっぱらケインズ案、ホワイト案、共同声明、そして国際通貨基金に限定されている。もっとも、ガードナーには、銀行について限定的に触れた箇所、次のような指摘がある。最初、英国やケイン

ズは、銀行設立案にほとんど興味を示さなかった、だがこれに変化が生じたのはアトランティックシティでの予備会議であった。そこで、ケインズは、銀行の設立に急に興味を示すようになった。（ガードナー 1973:258）これは、少々荒っぽい説明であるといわなければならない。銀行案については次のような動きがあったからだ。基金ともども対応を迫られたケインズが、1944年3月の自治領諸国会議で、それまでの消極的反対の姿勢から消極的支持ともいえる姿勢に転ずる。この後、英国の戦時内閣は、代表団とのブレトンウッズ会議に向けての戦略会議、船中草案で、積極支持にかわる。

本稿は、1944年4月の共同声明に至る過程を別稿に譲り、共同声明発表後からアトランティックシティ予備会議、ブレトンウッズ会議に至る過程を対象とし、国際通貨基金とならんで国際復興開発銀行についても、それがどのような国際機関として設立されたのか明らかにしたい。

本論に先立ち、ここであらかじめ、本稿の課題とこれへのわれわれの所見を明らかにしておこう。

第1に、共同声明とブレトンウッズ協定では、どのような基本的な修正があったであろうか。ここであらかじめ共同声明と協定とを比較し、共同声明から協定への条文の主要な変更点を見よう。

われわれが重要と見なす共同声明からブレトンウッズ協定との修正点は以下のようであった。

①第1条の条項の順位の変更があった。共同声明との目立った相違は、協定では、為替の安定化、經常取引にかかわる為替の自由化と制限措置に関わる条項が繰り上げられた点である。これにより為替の安定化、經常取引の自由化が基本目標としてより明確になった。

②第4条の平価規定で、共同声明にはなかった米ドルが金とならんで加盟国通貨の価値基準とされた点である。共同声明では金のみが平価の基準とされていた。それが、7月1日に提案された会議向け準備草案では、第4条第1項で、金とならんで「金交換可能通貨単位 a gold-convertible currency unit」の語が急遽挿入されていたのである。そうして、この語がブレトンウッズ会議中に「米ドル」に変更されたのであった。

③共同声明第9条「加盟国の義務」で規定されていた基金の基本目標に関わる条項が、あらたに第8条として整備され、通貨・為替の自由化は、經常取引に限られる点を、その例外規定とともに、

差別的制限措置と複数通貨措置の禁止、外国保有残高の交換性回復にかかわり、詳しく規定したのである。共同声明では、これを金の売買規定や平価での為替の売買の義務とともに第9条第3項で、經常取引の自由化、為替制限措置と複数通貨措置の禁止を規定していたのであった。また、共同声明第3条第6項「多角的清算」が最終的に第8条第4項「外国保有残高の交換性」として位置づけ直されたのである。

④為替相場調整については、国家主権をあくまで保持しようとした英国の思惑通りの結果となった。まず、通貨主権の明確化を図ろうとする英国の主張が容れられ、条文に盛込まれた。また、相場制度についても、後に調整可能釘付け方式とも呼称される、柔軟な相場調整方式がより具体的に詳しく規定され、そこでは小幅な頻繁な調整が容認される結果となったのである。すなわち、協定では、(a) 10% 以内、(b) 10～20%、(c) (a)、(b) に該当しない場合、の3段階にわたり通貨の調整が認められたのである。国内均衡を重視する英国は、より柔軟な相場調整を実現すべく最後まで粘り強く交渉に当たっていたことが奏功したのであった。

⑤過渡期間問題では、第14条で、英国の要求に一層譲歩した条文に修正された点である。そこでは当初3年後とされた加盟国と基金との協議開始の時期に、新たに5年という時期区分が追加され、過渡期間の事実上の延長がはかられた点である。これも、英国にとっては、交渉で米国から勝ち得た大きな譲歩であった。プレトンウッズ会議での更なる譲歩によって米国は、運用によっては、5年後先の実現さえ覚束なくなる、何とも曖昧な条項で、妥協したことになる。

最後に、共同声明ではほとんど手つかずであった基金が国際組織として実際的に機能するうえで必要な基金の組織体制とその運営に関わるさまざまな規定が整備された点である。

第2に、プレトンウッズ会議を英米の、あるいはケインズとホワイトとの対立によって特徴づける通説は誤りである。例えば、大田は『IMF（国際通貨基金）使命と誤算』の「第2章 IMF 設立とプレトンウッズ体制」の「1 プレトンウッズ会議—実現しなかったイギリス（ケインズ）案」（大田 2009: 43-44）で、「プレトンウッズ会議—実現しなかったイギリス（ケインズ）案」との見出しをたてている。大田は、本文のなかでも、あらた

めて、「アメリカ案の採用とIMFの成立」の小見出しのもと、「最終的にイギリスも基金方式によるアメリカ案への妥協を迫られ、1944年7月22日にIMF協定は批准された」（大田 2009: 44）と説明している。この記述を先の見出しとあわせて解釈すると、プレトンウッズ会議でイギリスはアメリカ案の採用を余儀なくされたことになる。本稿ではこうした理解は誤りであることを明らかにする。ケインズや英国の専門家は、1943年の初夏から7月にかけてワシントンで開催された連合国の非公式会談をふまえて、7月末には国際安定基金案をベースに戦後通貨計画の具体化を図らざるを得ないことで一致を見ている。英国のケインズ、ロバートソン、ロビンズ等政策担当者集団は、ケインズ案を断念し、米国案を基礎に妥協せざるを得ないと判断したのである。英米間での調整は、アトランティックシティの準備会議で整い、プレトンウッズ会議に提案された基金草案の多くの条項が、英米共同提案となっている。プレトンウッズで英米が対立していたのでは、条文案を共同で提案することは起こりえない。プレトンウッズ会議までの英米交渉過程を大田のように「イギリス（ケインズ）案とアメリカ（ホワイト）案との対立」（大田 2009: 41）として描くのは間違いなのである。（傍線は筆者）

プレトンウッズ会議にかんする最近の研究として注目されるステイルの著書も対立の構図を「売り」にしている。（Steil 2013）それは、『プレトンウッズの戦い—ケインズとホワイト、新世界秩序の形成』との著書の題名から明らかである。しかしながら、その中身は書名を裏切るものである。プレトンウッズ会議で、どのような戦いが英米間で繰り広げられたのか。ホワイトとケインズは会議でどのような役割を果たしたのか。新たな世界秩序とはどのようなものか。これらについて一向に明らかにされていないからである。それは国際通貨基金や国際復興開発銀行の創設過程を扱ってはいるものの、第二次世界大戦期の英米の通貨外交に関わる多くのエピソードを、一部はケインズ、ホワイトに焦点を当てつつ、モザイク状にあしらったもので、国際金融制度（史）論や機構論からプレトンウッズ会議や協定にアプローチしたものではない。したがって、戦後構想の初期段階からプレトンウッズ会議に至るまでの政策展開過程を仔細に追求し、プレトンウッズ協定案が整備され、体系化される過程を跡づけ、詳らかにした

研究となっていない。^②

第3に、通俗的な問題意識に立って次のように問いかけることにする。いったい、ブレトンウッズ会議の勝者は誰か。ケインズか、ホワイトか。英国か、米国か。ここでは、英国に焦点を当てて問題を検討してみよう。

例えば、スキデルスキーは、通説と違わず、協定は英国ではなく、米国の目的を反映している、と評価する。(Skidelsky 2001: 357) また、ドスタレールは、新たな国際通貨体制の構築に取り組んだケインズの活動を、「アメリカの勝利」「敗北の教訓」なる小見出しで記述している。ケインズは、大きな妥協を次々に強いられ、彼の譲歩は、次第に協定の中身を空っぽにした、というのである。(ドスタレール 2008: 476-500) 両者とも、そのケインズ伝で、ブレトンウッズでは、ケインズ、英国の敗北に終わったと評価しているのである。そうであろうか。

ブレトンウッズ会議の交渉結果を閉会直後の時点で評価すると、通説とは異なり、英国の通貨外交の勝利と評価できる。それは、過渡期条項に如実に現れている。この条項によって、基金が基本目的とする通貨為替の安定化、経常取引の自由化

は、不特定な長期にわたって先送りされることにもなりかねないからである。戦後世界経済秩序の戦略目標として、貿易にともなう通貨・為替の自由化を急ぐ米国にとっては、重大な外交的敗北と言っても過言ではない結果であった。

戦後通貨計画で、英国は1943年夏に米国案を基本に戦後の通貨計画の実現を図らざるを得ないと決断した後、秋の専門家会議で、基金案を基礎とする原則共同声明原案で合意した。英国は1943年初夏の非公式協議、同年秋の英米交渉を経て米国案を受け入れざるを得なかった。この後、英国の交渉団は、基金案の枠内で自国の国家利益を終始、執拗に追求し、自国に有利なように主要条項の修正を求めてきた。この英国がブレトンウッズ会議で基本目標としたのは以下の点である。(銀行については英米間で基本的な対立は解消している。) ①為替調整問題での国家主権の保持、調整可能で柔軟な相場制度の確立、②稀少通貨条項の一層の整備、③過渡期期間の長期化を狙った条項の修正、④両機関の所在地での米国の譲歩、⑤受動的、自動的な機能と組織運営。

米国は、英国が提案した主要条項についての修正案をほぼ丸呑みする形でブレトンウッズ会議の

② こうした批判的を外れた指摘では無いことは著者が「ブレトンウッズの戦い」とする著作の中心的部分(第7章、第8章)を概観するとより明確になろう。

第7章「完封」とは、完全に英国、あるいはケインズを、封じ込めたとの意味であろうか。ここではホワイト原案からブレトンウッズ会議直前に開催されたアトランティックシティ準備会議までを扱っている。しかし、この時期を「完封」されたと特徴づけるのであれば、1943年初夏の英米非公式協議の経過とこれをうけた英国側の対応、すなわちケインズ、ロバートソン、ロビンズ等実務担当者による合意—清算同盟案の放棄と基金案を基礎にした通貨計画策定への同意—についても言及すべきであった。著者はこの非公式協議とこれをうけた英国側の政策転換に何も触れていない。この著者は、さすがに1943年秋の英米専門家会議については一応紙幅をとっている。ただし、この会議の中身には触れていない。これではどのように「完封」されたのか明らかにならない。

「完封」という表題が不当であるのは、これにとどまらない。著者による交渉過程の評価でより問題であるのは、基金案の受諾を余儀なくされた英国側が、全力を挙げ、その寂智を結集して国家利益の実現に努め、執拗な努力を払ったことに、いたって無関心な点である。英国の専門家集団は、共同声明原案の修正に努め、共同声明公表後もその修正を追求し、さらに本交渉に向けては、船中草案(ボート・ドラフト)を作成し、ブレトンウッズ会議に臨んだのである。そうしてブレトンウッズ会議では、英国は為替相場の決定、その調整にかかわる国家主権の保持、過渡期条項などで事前に企図した修正をほぼ実現できたのである。英国は「完封」されたわけではないのである。

第8章「歴史は作られた」は、ブレトンウッズ会議について扱っている。だが、その内容は、基金と銀行の誕生過程を協定の主要条項に即して検討しているわけではない。まずは、モーゲンソーの開会挨拶、英国や中国代表団、米国代表団についての挿話が続く。会議の中身については、基金案に関連する稀少通貨条項、銀問題、米ドルが平價基準になる経緯、為替調整問題、戦時債券残高問題、基金と銀行の所在地を巡る対立、BISの改組問題、そして割当問題(主としてソ連との交渉)、といった順に挿話が続く。しかしながら、それらの記述にあっては、ブレトンウッズ協定条文の整備過程で、ホワイトやケインズが主要条項の策定にどのように関わったのか明確にされてはいない。本論で明らかにするが、ブレトンウッズ会議で英国と米国、あるいはケインズとホワイトとの関係は良好で、両者に深刻な対立は無かった。それというのも基金と銀行については、事前のアトランティックシティ準備会議までにはほとんど調整済みで、両機関の所在地を除けば双方に深刻な戦いの火種は残されてはいなかったからである。会議中に英米間で処理に手間取ったのは、BISの解体問題であり、会議で米国代表団が対応にてこずったのはソ連との関係の調整問題で、それも、ソ連側との事前の調整不足に由来した。「歴史は作られた」というが、どのような歴史が、どのように作られたのか、いっこうに明らかでないとなれば、表題に偽りありといわねばならない。国際通貨基金の雑誌『金融と開発』がこの書評を掲載しているが、論点をホワイトとブレトンウッズ協定との関連についてよりも彼の米国内の共産主義運動やソ連の諜報活動とのかかわりに紙幅を費やし、ホワイトが日米開戦の謀略活動の一端を担ったといったビント外れの書評に終わっているのは、評者のみの責任ではないであろう。(IMF 2013)

成功を期した。この結果、主要条項の①～③では、英国の主張がかなり取り入れられた。一方で米国は、大幅に譲歩を、とりわけ過渡期条項で、せざるを得なかった。これによって、米国としては、戦略的に重視していた経常取引にともなう通貨・為替の自由化の実現が覚束なくなった。英国は、ブレトンウッズ会議閉幕後、ほんの一時ではあったが、会議の成果に満足することができたのであった。

第1章 アトランティックシティー準備会議

ここではブレトンウッズ会議にむけた準備会議として知られるアトランティックシティー会議に向けた過程をたどった後、準備会議での英米交渉について検討を加える。そうして、英米協議の主要点とその特徴を明らかにし、この会議の意義を明らかにしよう。本論に先立ちあらかじめ結論づければ、われわれは、この準備会議で、英米間の基本的対立はほぼ解消され、本会議での最終的な条文化が残されるのみとなっていた、との解釈に立っている。

(1) 国際通貨会議の開催決定

(1) ブレトンウッズ会議の開催決定

通貨計画に関する連合国の国際会議をいつ開催するのか。モーゲンソーは当初、大統領の意向を受け5月26日から準備会議の開催を計画していた。財務省首脳は、共和党大会が6月後半に開催されるので、これとかち合うのは得策ではないと考えたのである。一方、肝心の民主党大会は共和党大会に数週間遅れて開催される。もしこれに先がけて通貨の国際会議を成功させることができれば、国際通貨計画を民主党の政策に盛り込むことできる。それは4選をめぐらず大統領への贈り物となり、党大会に花を添えることになる。5月中の開催を期してモーゲンソーは、性急にも、英国の大蔵大臣に電話で出席を要請した。だが、大蔵大臣は、この要請に、訪米は困難と答えた。英国内での合意形成に時間が必要であったのだ。こうした英国の動きにモーゲンソーは落胆した。(「4月

25日付モーゲンソー財務長官から大蔵大臣への私信」T247/28; Dormael 1978: 142, 151)

しかしながら、5月末の開催が現実的ではないと判断した財務省首脳は、共和党大会と民主党大会の中間の時期の開催へと動いた。

5月26日、モーゲンソーは国際会議の開催を公表した。ホワイトは、ワシントンの政治的雑音や圧力を避けたいと考えた。心臓を病むケインズからは、ホワイトに、暑いところは困るとの連絡がきていた。そこで、準備会議の場所としてアトランティックシティーのクラークリッジホテルが、また、本会議の開催地にはブレトンウッズのホテル マウント・ワシントンが選ばれた。^③ (Dormael 1978: 153-4)

(2) 米国の準備活動と専門家集団の組織

連合国国際会議に招かれる多くの国は国際金融に無知な国々であった。そうした国々の貢献は期待できない、会議は奇怪な猿小屋となる恐れがある、とケインズは懸念した。(CW 1980b: 63)

時間の切迫したなかで国際会議を成功させなければならぬ。議題は山積している。対立する利害、矛盾した見地をどのように調整し、最終的な合意を得ることができるのか。

ホワイトはまず、国際会議を乗り切るために十分に訓練された専門家集団をあらためて組織した。小規模の専門家集団が、事前に共同声明に関する争点を確認し、またそれ等の妥協点を探る。同時にこれを中核にして難航が予想される国際会議の運営にあたるのである。

専門家は財務省、連邦準備制度、国務省などから集められた。その多くが、それまで戦後通貨計画の立案と具体化に関わってきた人びとであった。財務省からは、ホワイト、バーンスタイン、ラクスフォード等が、国務省からはパール、パスヴォルスキー、コロド、ヤング等が、また、連邦準備制度からはゴールドンワイザイ、ガードナー、バーナフ等が加わっていた。

彼等は、6月15日からホテルに缶詰になり、4つのグループ (①目的、政策、応募資金、②基金

③ ニューハンプシャー州にあるリゾートホテルが会場に選ばれた事情についてデヴライスは、次のように指摘しているのは興味深い。ひとつは、ブレトンウッズ協定への共和党の支持を得ようとしたローズベルト政権が、同州で開催することによって、同州選出の共和党上院議員C. トービーの協力を得ようとしたこと。いまひとつは、マウント・ワシントンホテルが、ユダヤ人に寛容であったこと。信じられないことであるが、当時、ユダヤ人に対する差別が厳しく、多くのリゾートホテルが彼等の宿泊を拒んでいた。ところがブレトンウッズとその周辺の地には、古くからユダヤ教の信仰に厚い人びとが居住しており、反ユダヤ主義の風潮はなかったからであるという。(de Vries 1996: 9)

の運営、③組織と管理、④基金の設立)に分かれ、対策を練った。

各グループはこの後5日間、各国から提案された修正事項を含めて、さまざまな問題点を検討した。それらはホワイトが議長となる全体会で報告され、指摘された問題点を踏まえて国際会議での対処方針が協議された。ホワイトはこれによって共同声明の問題点や修正すべき点を事前に確認し、また、にわかづくりでありながらも、会議の運営にあたる中核集団を育成することができた。

ホワイトは、国際会議の人的配置の面でも一計を案じた。それはケインズを国際銀行に関する委員会の議長につかせ、ホワイト自身は国際通貨基金に関する委員会の議長につくというものである。この計略は、ケインズを基金に直接関与させると米国の思惑に沿った円滑な議事運営が妨げられるとの懸念から考え出されたのであった。このケインズに対する処遇策は、また、ホワイトが銀行よりも基金にかかわりたいという意欲を表しているともいえるし、戦後計画としては銀行よりも基金を重視する米国の姿勢を示すものでもあった。(Dormael 1978: 157-8)

(2) 共同声明と英国の対応

(1) 英国内での共同声明への反応と議会

共同声明への英国内の反応についてはガードナーの研究が参考になる。彼は、1944年の中頃、英国では、多角主義に対する英国の世論は硬化しているようである、と評価していた。学会、実業界ともども極端な反対論が有力となってきたのである。学会では、ハンガリー出身の急進主義的経済学者のパローが先頭となって総合的な国内経済計画に適合した外国貿易政策を唱えていた。穏健派の経済学者が、官界に籍を置いた立場上、明確な意思発表を控えたこともあって、急進主義者の意見が学界の大部分を支配しているかのようにあった。彼等は、完全雇用を維持するために、海外の影響を遮断しようとした。とくに、米国の経済変動に左右されるような国際通貨制度に反対した。通商政策では、数量制限の適用、国家による貿易管理を主張した。こうした勢力以上に影響力を行使したのが、実業界内の多角主義反対勢力であった。こうした勢力には、シティーの金融業者、海外と激しい競合関係にある産業の指導者たちがいた。これに、昔ながらの帝国主義者がいた。なかでもイングランド銀行は計画に反対であった。

ロンドンが国際金融の中心地としての地位を失うことになる、ポンドに代わってドルが主要国際通貨になってしまう、などと批判した。戦時内閣内において帝国勢力を代弁したエメリーなどの保守主義者達は、これに同調した。ガードナーによると、当時の『エコノミスト』誌と『タイムズ』紙は、英国独自の貿易・支払い制度を打ち立て、ポンド地域を強化し、不安定な米国経済の影響を回避すべきである、とのアプローチを強力に支持していた。そうして、貿易協定、数量制限、米国商品の輸入差別、国内経済の計画化等を支持する論陣を張った。(ガードナー 1973: 263-5)

戦時内閣の推進勢力は、こうしたなかで、会議に向けた準備を急いだ。英大蔵省は、ロンドン亡命政府の一部との意見交換に着手し、英国のイニシアチブのもとで欧州側の団結を図ろうとした。ケインズ文書に、5月1日から数次にわたって会合が開催されたことを裏付ける資料が残されている。この会議には、ケインズ、イーディー、ウェイリー等の大蔵省代表とともにベルギー、チェコスロヴァキア、フランス、ギリシア、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ユーゴスラヴィアの代表が参加している。

欧州諸国との会議は、この後も数次にわたって開催され、共同声明の逐条解釈が試みられた。(「IMFに関する連合国外務省会議録」T247/28)

(2) 共同声明への議会の対応

英下院での討議は5月10日行われた。労働党のストックス、ストラウス、シンウェル、保守党のブースビー、ロフタス、自由党のシュスター等が登壇し、ほぼ例外無く共同声明に疑問を抱き、批判的な立場を表明した。彼らは次のように主張した。それは、金本位制度への復帰である、国内政策への干渉を許すものである、3年間の過渡期期間は短すぎる、ポンド地域を損なうことになる等々。通貨問題の討議は時期尚早である、健全な通商政策と投資政策、帝国内貿易とポンド地域の再編こそが必要である、などと批判する議員もいた。登壇した議員の何人かは事前に経済学者パローやカルドアから共同声明について説明を受け、あるいは演説原稿を用意してもらっていた。(Skidelsky 2001: 334)

こうした批判に対して、大蔵大臣は金本位制度への復帰ではない、イギリス政府はポンド地域諸国家間の関係に干渉するような計画を支持しな

い、通貨計画は他の通商、投資、商品計画など広範な計画の一部である、各国との双務主義的通商協定や通貨協定の締結を阻むものではない、などと答弁し、下院の支持と協力を求めた。(Dormael 1978: 145; Skidelsky 2001: 334)

ケインズは下院の審議ぶりに耐えられなかった。友人の下院議員にあてた書簡のなかで「議会の傍聴席で7時間を過ごし、わたしは心身ともに苦しめられました」と記している。(CW 1980b: 3) 5月24日付でホワイトに対しては、次のように書き送っている。下院での提案はかなり難航しました、反対勢力が地下でいろいろ画策しており、下院の討議にも大変失望しました、非常に少数ですが極端な双務主義を主張するグループは、この提案が金本位制度の復帰であると金への恐怖を煽り、国民に対して協定に反対するようにしむけています。(CW 1980b: 26-8)

上院では共同声明に対する討議が5月23日に行われた。討論の口火を切ったアジソン卿は専門的知識がないと断りつつ次のような問題点を指摘した。ケインズ・プランとの相違はどのようなものか、英国の割当額は適当であるのか、国内完全雇用政策の自立性を保持することができるのか、誰が平価を決定するのか、誰が国際通貨基金を運営するのか、どのような権力を保持することになるのか。

ケインズはアジソンの後に登壇し、戦後通貨計画への支持を訴えた。米国案では、国際清算同盟の優雅さ、明晰さ、論理的といった特徴は失われた。しかしながら、この計画には英国が期待できる5つの主な利点がある。①過渡期の不確実性への対処。英国はポンド地域との特別な合意を継続できる。②過渡期終了後にポンドの交換性を全面的に回復する必要性。ポンドの交換性が達成されなければシティーは必ずやその国際的地位を失い、ポンドは国際場裏で確固たる地位を占めることができなくなる。また、英国が充分強力になれば世界の自由交換可能な通貨による国際貿易を期待できる。③世界の通貨準備を大幅に増やし、それを合理的に配分することによって国際貿易を拡大することができる。国際通貨基金案の割当額は

国際清算同盟案よりも少ないが、今後増やすことができる。④債権国の責任が明確にされている。これにより国際収支の均衡を維持する責任を債権国も公平に負担することになる。⑤定期的に議論を交わす場所を提供し、秩序だった協定を維持してゆくための実質的な権限と義務をもつ国際機関が設立されることになる。

ケインズの演説は、基金の特徴を的確に把握していた面もあったが、協定への誤解を与え、戦後計画を誇張し、これに過大な期待と誤解を与える結果となった。例えば、一方でポンド地域との特別な合意を継続できるとしつつ、他方で過渡期の経過後にはポンドの交換性が全面的に回復されるとするのは不確実な将来に対する予断を与えるものであった。世界の準備通貨を大幅に増やし、国際貿易を拡大できるというのは、誇張であり、また、債権国の責任への期待も過大なものであった。ケインズは、役に立つ忠実な雑種犬のメタファーを用いて、基金への支持を訴えた。^④

ケインズはまた、つぎのような利点をも強調した。①為替相場の決定権の保持。ポンドの対外的価値は、われわれの国内政策によって決まるポンドの対内価値に順応させることができる。②金利政策の自立性の保持。われわれは国内金利統制を実施し、長期的資本移動の消長やホット・マネーの跳梁によって妨害されることなく、われわれの目的に合致するように低金利を維持することができる。③国内均衡を維持する政策展開の可能性。対外均衡を維持するため、公定歩合や信用引き締めといった手段に訴え、国内経済の安定化を損なうような政策はとらない。国際資本移動の規制によって、国内経済を隔離し、自立的な通貨・金融政策を展開しようというのは、経済の計画化と制御可能性へのケインズ特有の経済観と楽観論があった。

さらにケインズは、一体誰が金の価値を決めるのかとの質問を念頭に、為替相場の調整問題について次のように説明した。①それを決めるにはわれわれ自身なのであって、そして、その価値はわれわれの発意で変更できる。②変更幅が10%を超える場合には基金の同意を必要とする。③為替相場の変更の柔軟性。わが国の国内均衡を維持

④ ある論文中で浜田は、ケインズは「彼が考えた純血種の清算同盟案が雑種に取って代わられたと嘆いた」とこのメタファーに言及している。(浜田 1989: 15) だが、ケインズの演説を読めば「嘆いた」のではなく、確信を持って断固として基金案への支持を訴えていたことがわかる。ケインズをマネタリストの立場から再解釈したメルツァーも、ケインズはもともと清算同盟案にさほど執着していたわけではないとの解釈に立ち、この演説の部分に注記(注35)している。(メルツァー 1997: 290)

するうえで必要であれば基金はそれに同意しなければならない。

ケインズはここでさらに国際通貨としての金に言及し、次のような考えを表明した。戦後通貨計画では、貨幣としての資格を金から完全に奪い去るという提案がなされたのではない。現在の情勢では、国際収支の決済手段として引き続き金を利用することはまったくの常識である。金から貨幣としての資格を奪い去ってしまうことは、金の主要生産国である英連邦とロシアから、また金の主要保有国であるアメリカと西欧同盟国から、強く反対されるのは明白である。他方で英国はすでに金を価値を計る基準の王座から引き下ろしている。この計画はその退位を確認するだけでなく、もし均衡達成上有益であれば、どの通貨についても、その金価値を変更することが基金の義務であることをはっきり規定している。事実この計画は、一国の通貨の対内価値は法律によって定められたその対外価値に順応させるべきであるとの原則に代えて、通貨の対外的価値は、基金も本来批判しえない国内政策から生ずる事実上の対内価値に順応させるよう、必要に応じてこれを変更すべきであるとの立場に立脚している。(CW 1980b:9-21; Skidelsky 2001:336)

さらに、ケインズは、この演説のなかでハルの自由貿易主義への礼賛とも捉えられかねない発言をしていた。ケインズは自由貿易主義者であったのか。自由貿易主義と国際通貨面での保護主義は、国際経済政策のうえで矛盾しないのか。ロビンズはこの点について、通貨問題と通商問題の連関を無視し、通商問題を差し置いて通貨問題の決着を急ぐケインズの交渉姿勢を危惧した。極端な国際協調主義に変貌を遂げたケインズにある種の危険性を感じたのであろうか、ロバートソンは次のようなコメントを、ケインズに寄せていた。バローやブースビーが、この通貨計画に悪魔の本性的を見て取ったとしても、それはもっともなことである。それというのも、彼等は、5年間つづくとされている過渡期間後も通商上の差別主義を継続せざるを得ないと考えているからである。この見解は大蔵省の事務レベルでも非常に有力である。ケインズが通商面と通貨面の区別にこだわっては、「知的泥沼」に陥ることになる。(CW 1980b:23-25)

(3) 移行期の対外金融問題と戦後通貨計画

この点で、この時期に、ウォール街と頻繁に接

触したオピーがもたらした情報が過渡期の金融問題への対応に問題を投げかけた。戦後計画の推進勢力のように基金と銀行の設立を図っても、それらは過渡期の対外金融危機の解決に、何の助けにならないのではないかという疑念となって広がった。大蔵省内では計画に批判的な姿勢に転じたウェイリーの動きがそうであった。彼は、ニューヨーク金融界と接触したオピーからの書信を読んだ後に、ケインズに、1946年にモーゲンソー＝ホワイトとの協調とニューヨーク金融界との協調と、どちらが我々の望む実結果をもたらすのであろうか、と問うていた。これに対してケインズの立場は明快であった。彼は次のように答えたのである。30億ドルとも言われる米国の民間銀行による貸付に多くの信頼を寄せることはできない。その貸付に一体いくつの融資条件が付けられるのか。融資に当たって、たくさんの条件がつけられるに違いない。米国との金融協力での、賢明で思慮深い路線は、米財務省との協調である。ケインズは、オピーからチェスナショナル銀行との話し合いで同銀行から米民間銀行による対英借款の話しが出されたことを知らされた際、これを検討に値しないと一蹴したのであった。(「1944年5月4日付オピーからウェイリーへの書信」、「1944年5月9日付オピーからウェイリーへの書信」、「1944年5月16日付ウェイリーからケインズ、ブランド、イーディーへの書信」、「5月16日付ケインズ覚書」T160/1281/F18885/11; Dormael 1978:151-2)

それではケインズは、どのように移行期の対外金融上の諸問題を考えていたのか。この問題でケインズは、1944年1月7日に、大蔵省のホプキンズに覚書の最初の草稿を渡し、彼との意見調整をへて11日に大蔵省とイングランド銀行に回覧し意見を求めたのである。

この1月の文書は、ケインズによってこの後5月16日付「移行期におけるわが国の金融上の諸問題」として改訂され、24、25日に大蔵省で討議に付される。この改訂草案は、さらに6月12日にあらためて改訂され、その後、数次の閣議で検討される。そうして戦時内閣は、改めて7月20日にこの覚書を討議し、米国との間で第2段階についての交渉を早期に開始すべきこと、その交渉では、対日戦に関する英国の努力と第2段階における英国の対外準備の必要性、輸出促進の準備措置がとられるべきことなどで合意する。(CW 1979:33)

ここでは1月11日付の文書に基づいて、ケインズが英国の対外金融の事情と問題についてどのように認識していたのかをみよう。

フロー、ストックそれぞれ、毎年どの程度の赤字あるいは累積残高が発生すると見込むのか。数カ月前に戦時内閣の経済部は、英国の対外赤字を戦後2か年で総額5.75億ポンドと推計した。ケインズも独自に英国が均衡に達するまでの移行期全体で5～7億ポンドを下らぬ資金不足に陥ると仮定した。

この赤字、乃至ポンドの累積残高を処理するうえで、ポンド地域諸国、非ポンド地域の支払協定国、これら以外の国々とりわけ米国を中心とするドル圏の諸国との関係をどうするのか。ケインズは次のような対応策を提示する。

- ①ポンド地域合意の継続、またいくつかの点での強化と統合
- ②欧州の各中央銀行との二国間合意
- ③中立諸国との支払協定、特別勘定枠の設定
- ④ニューヨーク連銀、ないし米国財務省との信用枠の設定 (CW 1979:1-3)

こうした困難を乗り越えるうえでケインズが紙幅を割いて論じるのがポンド地域の現状とその修正である。ポンド地域システムについては、米国側が、そこではポンド残高が自由に利用できない制度となっており、英当局がこれをポンド地域諸国に強制しているのではないかと批判する。これに対してケインズは、ポンド地域についての評価で米国側に誤解があるとの立場であった。「ポンド地域システムは、イングランド銀行を代理者として、ロンドンがポンド地域内の構成国のために行動するものであって、ロンドンは域内諸国が稼得した圏外通貨を受け入れるが、諸国が保有するポンド残高に対し、必要とするすべての域外通貨を供給するという責務の下にあり、域内諸国の対外銀行として働くものである。」

その行動の自由に対する制限は次のことに限られている。①域内諸国が許諾なくポンド残高を域外からの金の獲得に用いること、あるいは直ちに必要な運転残高を超えて域外通貨を蓄積すること、②為替統制によって域外向け資本取引を阻むこと、③輸入許可制により、輸入を本来必要な財貨の輸入に制限すること。

ケインズはポンド地域について次のように評価している。「ポンド地域システムの本質はある種の銀行間合意である。われわれは域内の他国に

資金があれば預金を取り、資金が必要な場合には債務証書に代わりに要求があり次第支払に応じる銀行として機能する。それゆえ、それが英国に役立つ程度は、他の域内諸国が非ポンド地域の諸国に対して黒字か赤字かに依存する。戦時中、他のポンド地域諸国は巨額の国際収支黒字を計上した。それをわが国は利用することができたのである。われわれはこのシステムから20億ポンド以上の巨額の利益を得た。」ケインズはそうして、「こうした合意の継続がわが国に利益かどうかは、域内各国の国際収支黒字が継続するかにかかっている」と説く。

ここでケインズが懸念するのは次のような事態である。戦後過渡期に復興を急ぐポンド地域諸国の輸入は増大し、貿易収支は悪化しよう。とりわけドル地域との貿易が赤字となる可能性がある。この場合、ロンドンに金、ドルをプールし、これを事実上域内の中央準備としてロンドンが中央銀行の役割を果たすという特有のシステムは維持できなくなろう。そればかりか、国際収支赤字に陥り、金、ドル準備が枯渇した域内諸国のために、ロンドンがかかる通貨を供給する必要が生じてこよう。

こうしたことを考慮に入れると、ケインズは、ポンド圏の地域システムが、過渡期には、戦時期のようにうまく機能しうるか不確かであると考えざるを得ないのである。ロンドンの中央準備の金、ドル資産の枯渇が懸念されるからである。だが、ケインズは、移行期にポンド地域システムの存続が望ましいと考えていた。彼は、このシステムの継続が望ましくないという結論を導き出すのではなく、むしろシステムを修正して継続することが名誉ある障害の最も少ない処理の仕方であろう、と述べている。(CW 1979:6-7)

ケインズは、まず、ポンド諸国に提案すべき3年と予想する過渡期における合意を次のように考えた。①ポンド地域諸国はこれまで同様にロンドンに強い通貨をプールする。②ポンド地域の構成国間ではポンド残高は自由に交換される。③ロンドンに金並びに強い通貨の域外への流失を統制し、域内で配給する裁量権を有する。④域内での為替統制、輸入統制を継続する。しかしながら、ケインズは、これらの合意は、過渡期間の終了後に見直されるべきであり、「異常」ポンド残高は漸進的に解放すべきである、とした。また、米国との交渉にもよるが英国は終戦時に3～5億ポ

ドの外貨準備の保有を希望する。

ケインズは、こうした手段とともに、膨大な対外債務を抱える英国の救済策として、米国を中心とする国々からの資金援助が必要となる、とみた。彼は、アメリカとの最終的赤字を埋める手だてとして以下が考えられるとしている。①米国からの5億ポンド(20億ドル)を限度とする援助、②カナダからの信用、③南アメリカ諸国との支払協定。このうちケインズは、米国の援助について、50億ドルは要らない、20億ドル程度でよいとしても30億ドルもありうる、とも述べており、確かな援助総額をあげていたわけではなかった。また、②③で1.5～2億ポンドの信用を見込み、この他ポンド地域が欧州から得る金・ドル資金として2億ポンドが期待される、としていた。(CW 1979:12-15)

ケインズは、米国の援助がある種の紐付きになることを想定した。米国側は、①過渡期にポンド地域諸国が財・サービスの輸入のためにドルを割り当てるのを望まない、②米国からの輸入に対して差別的な輸入制限措置を適用しないように求めてくるであろう、とみた。(CW 1979:16-7)

ケインズは、米国からの援助が得られない場合、実物ストックの食い潰しと貨幣的準備の利用と、封鎖ポンドの蓄積にたよらざるをえない、と考えた。経済的国家主義、保護主義、飢餓の路線である。ケインズはこの選択を望まなかった。それゆえにケインズは、「たとえ若干の危険を冒し、できれば避けたいいくつかの責任を受け入れることになるとしても、わが国の正しい道は、自治領や合衆国との密接な調和を保ちつつ、より拡張的な方向に沿った国際経済政策を案出することである」と結論づけていたのである。(CW 1979:18)

これと関連してケインズの覚書で、なによりも注目されるのは、彼が、過渡期間を経てポンド地域をより自由なシステムへと漸次的に発展してゆくべきであるとの考えを明らかにしている点である。(CW 1979:15) ケインズは、ポンド地域諸国の貿易収支が赤字となり、ロンドンの中央プールの準備を、何らかの手だてによって埋め合わせる必要が生じることを見通していた。しかしながら、英国の外貨事情から、これを実行するのは容易ではないことが明らかであった。ケインズは一方で、戦後通貨計画に関する英米協議の進展で、新しく設立される国際通貨機関のもとでは、過渡期を経たのちに経常取引にかかわる通貨の交換性の回復

を実施せざるを得ないと見通していた。そうして、ケインズは、保護主義、経済的孤立主義、飢餓の路線よりも、自由主義、国際主義、拡張主義の路線を志向していた。

このケインズの構想に強い危機感と懸念を抱いたのがイングランド銀行であった。イングランド同銀行は、2月9日付の文書で、ケインズの覚書に反発し批判を加えた。

第1に、ポンド残高の処理にあたって地域の多様性を見落としており、その画一的、一律の処理は無理である、と批判した。

第2に、ケインズがポンド地域システムの自由化まで言及していることに強く反発した。ポンド地域の維持を死活的課題と位置づけるイングランド銀行は、為替管理を維持しつつ、西欧の中央銀行との相互信用供与の取り決めによってポンド地域の西欧への拡張を企図し、過渡期の困難の克服とポンド残高への対処につなげたいと考えていた。

第3に、このポンド残高処理では、公的ルールにもとづくポンド残高の処理交渉よりも、相互理解にもとづき具体的処理について非公式の合意を与えることが望ましいとの立場であった。これに加えてポンド債権処理で重要であるのは、巨額の債権を保有するインド、エジプトとの交渉であり、問題の処理に集中して取り組むことである。

第4に、米国からの金融援助は必要ではなく、現在のポンド地域の拡張によって移行期の問題は解決可能であるとの考えを示した。米国からの金融援助に頼らず、経済的国家主義を強め、拡張主義的ではなく緊縮的な路線によって、戦後過渡期の危機を乗り越えるべきであると考えたのである。ケインズの路線との決定的な相違は、ここにあったともいえよう。イングランド銀行のこうした立場は、左右両翼の社会的勢力内に支持基盤があった。その中核には、シティーの国際金融界の勢力、労働党やインド省などで影響力を行使する帝国擁護勢力があった。こうしたイングランド銀行の路線を支持する勢力は、大蔵省内にも無視できぬ影響力を有していた。そうした勢力は省内の高官ヘンダーソン、イーディー等によって代表された。(CW 1979:18)

(4) 戦時内閣の方針決定

対枢軸戦を至上の課題とする戦時挙国体制下にあった英国の政治状況を反映していたのであろうか、あるいは、戦争遂行のうえで全面的に依存す

る米国の戦後通貨計画での主導性を否定し得ない戦時の英米関係を反映していたのであろうか、英国内において、また、大蔵省内において、推進勢力と反対勢力の関係は、深刻な政治的対立として表面化しなかった。戦時内閣もケインズ等専門家集団の主導のもと全体としては、戦後計画の実現に舵を切った。

そうして、この時期、英国では下院、上院での審議をへて国際会議に向けた準備が進展をみせた。大蔵省で、一連の会議が開催され、国際通貨基金案、国際銀行案に対する基本方針が決定されたのである。

①**国際通貨基金案** 6月7日、ケインズは国際通貨基金に関する会議に向けての文書をまとめた。重要問題について英国が取るべき態度の一般方針を前もって決めておく必要を考慮したからであった。そこで彼は三つの主要問題を指摘した。

- (a) 為替調整。条項の修正を主張すべきであるのか。
- (b) 英国の過渡期の困難について。これを米国内や広く一般に対してどのように説明すべきであるのか。
- (c) 計画における過渡期についての合意と計画発効の期日。果たして3年という過渡期間で充分なのか。(CW 1980b:43-47)

翌8日、大蔵大臣はケインズ、ロバートソン、イーディー、ウェイリー、ホプキンズらとともに国際通貨基金に関して代表団に与える訓令について検討した。この結果、およそ次のような点で合意した。

- ①為替条項について。現在の草案の規定を受け入れる。(注：だが実際の交渉では考えの隔たりが残されていた。加盟国は、通貨価値の決定にかかわる国家主権を保持する、という英国の主張を、どこまで最終条項に盛り込むのかをめぐって、英米の交渉が続けられることになる。)
- ②過渡期困難を克服するための合意が前もって得られることを条件とする。(注：ここでいう合意がなんであるのか判然としないが、英米金融協定のような二国間協定を想定していたのであろう。)
- ③交換性条項について。交換性の回復義務はあくまで経常取引に限り、交換性回復の対象となる債務については過去の累積残高は含まれないこととする。(注：ここでいう過去の残

高とは、実際には戦時のポンド残高を指すとみてよいであろう。)

- ④基金は割当額のX%を代表する国々がそれに同意した1945年8月1日以後に開業すべきこと。(注：最終的にXは60となる)
- ⑤過渡期は欧州戦終結後5年に修正すべきである。(注：3年とする案や期間を限定しない案がとりさだされていた。)
- ⑥英内閣、議会は国際会議の合意の修正を求めることができる。

(「大蔵大臣室での会議録」T247/28 ; CW 1980b:47)

②**国際復興開発銀行案** 1943年11月草案を検討しつつ英国内での反応を見たいうえて英国側は、銀行の役割を復興と開発のいずれに置くのか、英国の貢献をどの程度に抑えるのか、融資の条件をどのようにするのか、などについて判断を迫られていた。

ケインズが改めて銀行案の仕事に取りかかったのは1944年の6月9日のことである。彼は、同日、大蔵大臣秘書官バドモア宛に国際銀行構想についての書信を送付している。そこでケインズは銀行の応募資金、業務について基本線を提示している。まず応募資金は次のようであった。

①資本金は約25億ポンド(1£=4ドルとすると100億ドル)。このうち米国は33%を出資、英国は10%を超えない額とする。

②このうち設立時に20%が払い込まれる。残額で保証基金(a Surety Fund)を設ける。

③金による払い込みは最大限20%とする。ある特定国の金による払い込み額の割合はその国の金準備の多寡を考慮する。英国は10%以上の金拠出に同意すべきではない。

銀行の業務については次のような方針案が示されていた。

- ①各国の払い込み自己資本にもとづく直接貸付。
- ②加盟国債券市場での資金調達と貸付。
- ③民間貸付の保証。(CW 1980b:48-54)

このうち②に基づき実行される貸付は、基金の全資産によって保証される。この資金調達に際しては、当該市場の通貨当局の許可が必要になるだろうが、銀行の借入れによって調達された貸付手取り資金は、紐付き貸付であってはならず、いかなる加盟国でも使用できる。さらには、貸付金利プラス一律手数料とすべきである。

ケインズはこの文書で、資本規模、当初払込比

率、銀行の基本業務では、最終案とほぼ同じ考えを打ち出していた。また、未払込資本を保証基金とする構想も堅持されていた。

この後、銀行については次のような注目すべき動きがあった。米国へ旅立つ当日の6月16日、ケインズは、大蔵大臣、ホブキンズ（大蔵省事務次官）、ウェイリー等高官と会い、ケインズの銀行案とそれに関するイングランド銀行のコメントについて協議した。この結果、次のような合意が得られた。それらは、①銀行の貸付は紐付きとすべきではないこと、②銀行のもつ計画および調整的機能を一層強く主張すべきであること、③この計画に基づき英国が負う潜在的な外国為替債務の負担は小さいものであるべきこと、④保証資金に対して債務国が出資の分担を担うことは銀行に対する米国の支配を少なくするうえで必要であること、⑤銀行は基金と呼んだほうがより適切であること、などであった。(CW 1980b:54-55) これらはいずれも、銀行案に対する英国の基本的なスタンスを再確認したものであった。

(5) 英国代表团と“ボート・ドラフト(船中草案)”

英国代表团は6月16日にクイーン・メリー号でサザンプトンから米国に向け旅立った。一行はケインズ、イーディー、ロビンズ、ロナルド、バルトン（イングランド銀行）等であった。ブランド、リー、オピー、ロバートソンはすでに米国に赴いていた。クイーン・メリー号には、欧州の亡命政権の代表团も乗船していた。

ケインズは、航海中に健康を取り戻したかのようであった。彼は、ブレトンウッズ会談の準備にあたりとともに、余暇を見いだして、プラトンの著作などとともにハイエクの最新刊書『隷従への道』を読んだ。(Skidelsky 2001:343) 戦後の国際通貨・金融秩序の構築にあたる国際通貨会議に向けたその船中で、設計主義、計画経済を徹底的に批判しようと試みたハイエクの論争の書を、ケインズは、どのような心境で読んだのであろうか。また、アリストテレスではなく、かのスミスがその思想に国家主義、設計主義を見て取り嫌悪したプラトンの書を手に取ったというのも、理性主義的な経済社会の制御可能性を信奉するケインズらしい無聊の慰め方であったといえるかもしれない。

英国代表团は、航海中にケインズのリーダーシップのもとで国際会議に向けた基本方針の検討

を重ねた。英国代表团は独自に内部的討議を深めるとともに、自治領、インド代表团、および欧州の代表团と頻りに討議を重ねた。その結果、起草準備会議に向けた二つのボート・ドラフトが取りまとめられた。

(1) 国際通貨基金案

第1の草案は国際通貨基金に関するものであった。為替条項、共同声明における「金交換可能為替」の意味、金の抛出比率、特定加盟国通貨による基金との取引、慢性的債務国の脱退規定、過渡期の期間、それに基金の運営上の原則などであった。

最後の運営上の原則にかかわる問題というには、英国側は基金の仕事は大部分が自動的、受動的なものとするべきで、また基金は、「極めて強力な常設の委員会」や「偉大で強力な管理者」を設置する必要はないとの提案であった。

また、モグリッジの注記によると、ボート・ドラフトでは過渡期問題については、①過渡期の期間を限定すべきではないこと、②過渡期間の終了についての協議は5年経過後までは必要とするべきではないこと、などの方針で臨むことにした。(CW 1980b:54-5; Pressnell 1986:186 note 9)

われわれの関心にもとづき、ケインズ文書のなかのボート・ドラフトに注目して、いくつか重要と思われる文書をとりあげ、ブレトンウッズ会議に向けた英国代表团の準備活動を見ることにしよう。

そこでまず注目される資料は「6月18日付為替調整条項についての代表团提案」(IMC. (44) DEL. (F.) 2) である。このなかで、代表团は、加盟国の為替に関する究極的な権限を規定しているが、なおこれが完全に確保されるのか疑念が表明されている点をかんがみ、条項のさらなる修正により、通貨主権の保全を実現すべき点を指摘している。また、通貨主権の保全と関連して基金との意見が生じた際の加盟国に対する制裁措置が問題としてあげられ、加盟国は事前の通知無く、あるいは制裁措置無く、基金を脱退できるのか否かを検討すべきであるとしていた。この文書で、われわれがより重視するのは、為替調整方式に関わる修正提案である。そこでは、共同声明の当初10%、さらに10%の為替調整案に、さらに20%を超える場合の為替調整を追加し、三段構えでの通貨調整方式を提案していたのである。これは、IMF協定の為替調整方式の原型ともなる提案と評価しうるものであった。(T231/362)

第2に、過渡期条項に関わる「(日付不明)ケインズ『過渡期の期間』」とその付属文書(IMC. (44) DEL. (F.) 3)である。ここで重要なのは、すでに条項化されていた3年の過渡期間に加え、新たに5年を追加している点である。これが最終的にIMF協定に盛り込まれることになる。

第3に、ブレトンウッズ会議開催中に、米ドルが金とならび平価基準となるきっかけとなる共同声明第2条第3項、ならびに第3条第7項(b)、(c)「基金が加盟国から金を取得できる規定案」にあるgold or gold-convertible exchangeの概念規定についての疑問点を指摘した「日付不明ケインズ『金あるいは金交換可能為替の規定について』」(IMC. (44) DEL. (F.) 4)、および第3条第7項(b)、(c)の問題点を指摘した「6月21日付ケインズ『第3条第7項(b)、(c)の不明点について』」、「6月22日付『第3条第7項(b)、(c)の更なる検討』」である。

まずは「IMC.44 (F.) 4 金と金交換可能為替」と題する文書である。この文書は、共同声明第2条第3項、同第3条第7項(b)、(c)にある“gold-convertible exchange”をどう解釈すべきかについてまとめたものである。ケインズは、まず始めに、英国上院での国際通貨基金の審議で、大蔵大臣とペリー議員とのやり取りを引き合いに出す。ペリー議員が、大蔵大臣に対して、ポンドと同様に米ドルも交換可能ではないと聞いているが、そうか、と糾した。これに対して、大臣は、知らないと応えた。ケインズは、米国の専門家がドルを交換可能通貨と信じているとあってよいものか、私は彼等の見解を厳密に調べていない、と発言した。これをうけて、大臣は、この問題については一層の検討が必要と思うと応じた。

ケインズは次に、共同声明に関するホートリーの次のコメントを引用する。「計画では、金交換可能為替が存在することになっている。しかしながら、通貨システムに関する現在の世界の法律で、金に交換できる通貨は存在しない。米国の金準備法でのドルは、交換性がない。米国による金の売買は、財務長官の管理下におかれ、外国為替市場でのドルの安定化の目的のために為替安定化基金を利用することになっている。しかし、財務長官が金1オンス35ドルに固定しているわけではない。1オンス35ドルというドルの金平価は、大統領が国内の金取引のために設定した平価であるにすぎない。」

ケインズは、こうした議論を紹介した後、次のように述べている。共同声明第9条第3項のもとで、加盟国通貨の交換性が回復された時、こうして交換可能通貨となった通貨は、金交換可能通貨が存在する場合には、間接的に金に交換される。(日付不明ポート・ドラフト)「ケインズ『金と金交換可能為替』」T231/362)

ケインズも含めて英国側は1943年の金準備法の理解で重大な錯誤を犯していたのではないかと。そこでは外国の通貨当局の求めがあれば、米国はドルと金との交換に応じることをうたっていたのである。これは、ドルが金為替であることを意味していたのである。ケインズ等英国側は、米国側がドルは金為替であると認識していたのを、見過ごしていたのではなからうか。

共同声明第3条第7項(b)、(c)についての更なる検討は第3章で行うこととしてここでは割愛しよう。とはいえ、ブレトンウッズ会議での問題のやりとりを待たずに、金交換可能為替の概念規定を条文案の問題点を指摘したこれらの文書の重要性をここで結論的に述べれば次のようになろう。

第1に、共同声明第3条第7項(b)、(c)は、IMF協定では、第5条に位置づけ直され、条文の構成とともに「金あるいは金交換可能為替」は「金あるいは交換可能為替」、あるいは「準備通貨」と変更された。これをやや詳しくみると、①まず第7項(b)は、(i)、(ii)の構成に変えられ旧条文の「金あるいは金交換可能為替」は「金あるいは交換可能通貨」に変えられ、②第7項(c)は、(i)、(ii)、(iii)の構成に変えられ、旧条文中の「金あるいは金交換可能為替」は削除され、(i)項に「通貨準備」の用語がみられるようになるのである。

第2に、第2条第3項(加盟国の金抛出義務の算定)で「出資額の25%か当該国が保有する金あるいは金交換可能為替の10%のいずれか少ない額」としていた条文がブレトンウッズ協定では、「金あるいは米国ドルの公的保有額の10%」と修正されるのである。

この問題にわれわれが目にするのは、後に詳しく触れるように、本会議で次のような事態が生じたからであった。すなわち、ブレトンウッズ会議では、当初問題とされた条文案中の用語の概念をどう理解するのか、あるいは、第3条の条文案をどう解釈するのか、の問題から飛躍して、字句の修正が平価基準の問題にまで発展し、加盟国の平

価を「金あるいは合衆国ドル」で、表示することになる事態であった。

(2) 銀行案

ボート・ドラフトの第2の主要部分は、米国の国際銀行案に関する改善策であった。代表団は、1943年11月草案をもとに検討を進め次のような修正点を取りまとめた。

①銀行は払込資本からの貸付、借り入れ資金からの貸付、民間資本の保証によって、銀行は資金を供与し、また資金供与を援助することができる。

②加盟国は当初払込む資金を総払い込み額の20%とする。このうち一部を金で、残余を当該加盟国通貨で払い込む。残りの80%は銀行がその債務を負わなければならない場合に払い込むこととする。

③銀行による貸付や保証に際しては一律の手数料が、直接貸付には標準的の利率が、課される。

④銀行は加盟国にその払込資金を金で買い戻すことは求めない。

⑤借り入れられた、あるいは銀行の援助で借り入れることができた資金は、自由に交換できる。すなわち、その使用を制限されない。加盟国が銀行から借り入れた資金で購入する財・サービスはそれ等の価格が最も安価な国で調達することができる。

⑥銀行の貸付によって当該国の国際収支が失調した時、銀行はその国に貸付を行うことができる。また、加盟国の通貨・金融システムの復興のために安定化資金を供給することができる。

⑦貸付と保証についての一般的な条項と権限、及び運営についての具体的な条項とを別々に規定する。

⑧銀行が加盟国の通貨や特定国の通貨を過剰に保有した際の対応を協定に盛り込まない。

⑨銀行の勘定はユニタスではなく加盟国各国の通貨で管理される。(CW 1980b:55; Oliver 1975:170-1, 174-8)

かかる英国の銀行案は、アトランティックシティー準備会議でケインズにより提案され、英米協議の基礎文書となった。

(3) ドル＝ポンド相場問題

モグリッジ編集によるケインズ全集には収録されていないが、ボート・ドラフトではこの他にも重要な合意があった。即ち、6月20日の英国代

表団の会議で、第1に、ドルとポンドの相場を1ポンド=4ドルではなく、4.03ドルとすることで、本国の同意を求めることで合意した。さらに、銀行案については、ブレトンウッズ会議では、基金案と同じレベルでの議論を可能にするように、アトランティックシティー準備会議の舞台裏で米国と基本合意に達することが必要であるとの考えで一致した。(「1944年6月20日英国代表団第3回会議議事録」T231/361)

ケインズは後に船中での仕事を評価して、次のような達成感をホブキンズ宛の書信に認めていた。「われわれはきわめて平和で、同時にきわめて忙しい時を船中で過ごしました。これまでにしばしば航行中の船中で是非ひと仕事してみたいと思ったことがありましたが、この度、はじめてその望みを達しました。」ケインズによれば、「われわれはホワイトに提起したいと思ったあらゆる点を書きとめて、そのほとんどすべてについて」同乗した連合国の友人たちと議論したのである。なかでも興味深く重要であるのは銀行案の修正作業であった。ケインズは、とりわけ欧州の代表との会談を経て、各国が戦後復興のための援助を切望していることを痛感した。そこでケインズは、「本国の暫定的訓令の線にそった完全な改定案を準備した」のである。彼は、「その出来栄はかなり満足のゆくもの」と自負した。こうしてケインズは、銀行案を検討する過程で、銀行への関心とかかわりを強め、その創設に意欲を燃やすようになるのである。(CW 1980b:59-61; Eckes 1975:122-3)

(6) アトランティックシティー準備会議

(1) 準備会議の開催

クイーン・メリー号の英国代表団を中心とする欧州19カ国の代表団は、6月23日にニューヨークに到着した。一行は直ちに、準備会議が開催されるニュージャージー州の観光地アトランティックシティーに向かった。当地にはすでに13カ国からおよそ30人の専門家が集まっていた。

準備会議は6月24日から開催された。米国、オーストラリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、チリ、中国、キューバ、チェコスロヴァキア、フランス、ギリシア、インド、メキシコ、オランダ、ノルウェー、ソ連、そして英国からなる17カ国の代表が起草委員会を構成した。また、4つの委員会が設置された。基金の目的・政策・拠出、基金の

運営、組織・管理、基金の設立にかかわる委員会である。ホースフィールドによると、これらの委員会はプレトンウッズでの主要な政策事項となる21のテーマを扱った。(Horsefield 1969:79-80)

6月24日の午後の会議は銀行に関するものであった。25日の夕刻にケインズはこれまでの議論を出席の英連邦代表者に報告した。26日には為替条項を中心に英米の非公式会談が開催された。(CW 1980b:55-6, 64)

アトランティックシティーでの準備会談で米国側は、意見交換を主要目的として会談を位置づけ、対立点での合意をプレトンウッズ国際会議に先送る戦術に出た。

英米非公式協議のおおよその内容は、6月25日の夕刻に行なわれた自治領ならびにインド代表との第2回非公式会談の議事録からうかがうことができる。そもそもこの会議は、ケインズがホワイトと行ってきた議論について説明するために開催されたのであったからだ。(CW 1980b:56-9; Howson and Moggridge 1990:159-60)

ケインズの説明によると、英米間での対立点は次ぎのようであった。

①英国は為替の弾力性が重要であると強調する。だが米国は為替の安定性が重要であるとの立場を変えない。

②権限について英国は、基金よりも加盟国の権利を強調する。これに対して米国は、加盟国よりも基金の権利の重要性を強調する。

③基金の規模について英国はより大きな資金規模を提案するのに対して、米国は基金の資金規模が大きすぎるとして批判する。

④過渡期について、米国側は、できるだけ短くかつ限定したものにしようとするのに対して、イギリス側はこれに反対する。

ケインズ夫妻はクラリーリッジホテル Claridge Hotel の大西洋を望む10階に宿泊していた。ケインズはホプキンズに、アトランティックシティーでの会議がどのようなものであったのか、その模様を書信に認めている。

そのなかでケインズは、まず始めに60名を超える人々が出席した大規模な会議にもかわらぬ、われわれは驚くほど多くの仕事をやりとげました、と満足感を表明している。確かに、ケインズは、多忙ななかで充実した有意義な時間を過ごせた実感したようだ。会議では、「基金と銀行に関するすべての提案と修正案とが検討され、十

分に議論されました。そしてまた舞台裏でホワイトとの間で多くの会談を行ない、さらに、イギリス代表団と毎日の会議のほか英連邦代表者との数多くの合同会議を開催しました。そのため、われわれは実に多忙で、ほとんどホテルを出ることができなかったことがご想像いただけると思います。」そうして、ケインズは、あらためて「すべてが極めてうまく進展しました」と率直に満足感を披瀝しているのである。(CW 1980b:66-7)

(2) 銀行案の調整

先の手紙で注目されるのは、英米会談で国際銀行案について協議している点である。ケインズは国際銀行案に関して、国際通貨基金案の場合ほど多くの時間を費やさずに調整が進んだ、と以下のように伝えている。「国際銀行についてのわれわれの修正案を米国側はそのまま受け入れる準備があるものと理解しています。実際、米国側の観点からしても、英国案のほうが自国案より優れていると思うと、米国側も率直に認めています。船中でのわれわれが作成した国際銀行についての改正案は、あらゆる方面で心からの賞賛をもって迎えられたと、いうことができると思っています。」ケインズはさらに手紙の別の箇所でも「国際銀行案について実質的に非常に多くのものが解決をみており、したがって銀行に関する交渉ではさほどの困難は生じないでしょう」と書いていたのである。(CW 1980b:67, 70)

なるほど6月24日に再開された英米協議で、銀行案について説明したのはケインズであった。ロビンズも、ケインズの説明がうまくいったとして、銀行案について好スタートを切ったと評価した。(Howson and Moggridge 1990:158-9)

プレトンウッズ会議に参加した国務省のヤングも、後年、次のように回想している。アトランティックシティーで英国は国際銀行案を提案した。これは、米国を含めた各国の承認を得た。その銀行案では、当初提出率は20%とされ、残りの80%は、保証基金 (garranty fund) として位置づけられた。(Young 1950:786)

イキース Eckes は、アトランティックシティーでの会議で、ケインズはその立場を変え、積極的に行動し国際銀行の設立に同意した、と述べている。彼によると、それはケインズが UNRRA の救済援助、国際通貨基金による為替安定化のための短期金融とともに国際銀行による復興援助の

必要を認めたからであると。だが、ケインズが国際銀行についての基本的立場を転換したのは、イキースのいうアトランティックシティというよりも、まずは自治領諸国会議であり、4月の戦時内閣の承認を受けた後のクイーン・メリー号の船中であったとみるべきであろう。ケインズはそこで、急速に国際銀行案の実現への情熱を強めていた。それが長期的な開発金融よりも英国や欧州の復興金融に役立つのではないかと。(Eckes 1975: 122-3)

銀行案については、英米間で29日の午後にも会議が開催された。ロビンズは、この日の銀行についての討議は極めて友好的なものであった、銀行については基本的な対立は存在しないといってもよいと、日記に記していた。銀行に関する英米協議は30日も行われた。(Howson and Moggridge 1990: 165)

しかしながら、米国代表団内部では、依然としてブレトンウッズ会議での国際銀行案の扱いで明確な合意を欠いていた。このため、銀行についてはほとんど議論されなかった。銀行案の取り扱いは、事実上、国務省のコラドの手に委ねられていたようだ。この点について、スキデルスキーは、彼の動きを、国際通貨基金などの問題への中南米諸国の関心と支持を取りつけようとして、国際銀行案を重視する国務省の立場を受けたものであろうとの解釈を示している。(Skidelsky 2001: 344)

(3) 基金案の調整

ケインズは自ら国際銀行案については英国主導で大きな進展がみられたと評価していたが、国際通貨基金案については、難しい3つの重要な問題が残されていることを指摘している。(CW 1980b: 68-9)

その第1は、為替相場変更の問題である。ケインズのいうイギリス側の修正提案の要点は、「為替調整問題については基金に従うべき絶対的な義務はなにもないこと、および加盟国は最後の手段として正式に基金を脱退するという重大な行動をとる前に問題を自らの手で解決する権限を持っているという点」であった。

英国側がとくにこだわったのは、為替調整の権

限が最終的にどこに帰属するのかという通貨主権にかかわる問題である。英下院での論争では、為替変更の権限が基金に委譲されるのではないかとの批判が出され、この問題が大きな争点となっていたのである。

すでに指摘したようにこの問題での注目すべき動きは、大蔵省顧問のキャトー（ノーマンの後を継ぎ1944年4月にイングランド銀行の総裁に就任する）による為替相場決定に関わる国家主権についての次のような修正提案（1944年2月16日付覚書）であった。

「ここに述べるところは、加盟国が必要または得策と考える場合、その為替レートの決定および／または変更を行う当該国の主権を制限するものではない。しかし、かかる為替レートの決定および／または変更は、基金と協議のうえこれを行うものとする。そして、ある加盟国が基金との合意なく、これを行った場合は、もしその行為がその加盟国の利益にとって、および／または全加盟国のために行なう基金の固有の活動にとって正当化されないとみなされる場合、基金はその加盟国の出資金を封鎖し、その加盟国による基金資金の利用の便宜を停止しうるものとする。」

ケインズはこの修正提案を次のように解釈していた。「加盟国が為替レートを変更する権利を公式に放棄するものではないが、もし基金の同意なく加盟国がそうした場合は、基金の資金利用の便宜がえられなくなる制裁を受けることになる。」(CW 1980b: 44-5)

キャトーはさらに5月3日の覚書で「基金のための原則」として次のような基本的見地を表明した。「基金の権限と影響力は徐々に強めるべきものであり、国家の主権を侵害しかねない厳格な規則や決められた制限にこれを求めるよりも、むしろその資金利用を管理する権限に求めるべきであろう。国家の主権を新しい、未だ試みられたことのない国際機関のために、これを放棄してしまうことは、わが国政府にとっても不可能ではないとしても、きわめて困難なことです。」(CW 1980b: 46)

キャトー条項として知られる英国の修正提案は、為替相場の安定性の確保を最も肝心な点として考えていた米国との交渉で、引き続き重要な

⑤ ケインズの国際復興開発銀行の創設に向けた熱心な取り組みとは対照的に、当時、バーンスタインは、アトランティックシティでの準備会議の段階では、ブレトンウッズ会議で国際復興開発銀行案を取り上げることができるかどうか、いささか不安があったと回想している。(Black 1991: 42)

テーマとなっていた。

このような流れの中で6月26日にホワイトとケインズが会談した際、相場調整問題でケインズは、キャトー条項案をもとに、共同声明第4条の修正をホワイトに提示した。すなわち、①加盟国が為替レートに究極的な権利を有している、②基金との間で合意した相場からの変動を許した国は基金の資金へのアクセスを失う、というものであった。

これに対して、ホワイトは、為替調整条項でわれわれは多くの困難を抱えており、受け入れがたい、修正案を受入れてしまえば、多くの米国人は、基金が単なるドルを引き出す装置になってしまうと考えるであろう、と応じた。(Horsefield 1969:82-3; Howson and Moggridge 1990:163; Dormael 1978:165)

第2の問題は過渡期の期間であった。英国側としては、過渡期の期間は長いほど望ましく、また、過渡期の期間の数字を具体的にあげて明記することを避けたかった。交渉でまずケインズは、共同声明に過渡期の規定にかかわり3年の文言があるのを問題にした。この3年が過渡期の期間と受け取られかねない。そこで彼は、過渡期間をあらかじめ限定することを回避し、3年後にかわって5年後に為替管理を継続するか否かを協議よう提案した。これに対して米国は、あくまで過渡期間を限定しようとして、3年間経過した後も過渡的期間を継続する場合は、基金の承認を必要するという修正案の提出で応じた。(Horsefield 1969:84)

第3の問題は割当額に関する問題であった。ケインズは、これを英本国よりも英連邦に影響する問題であるとしてとらえていた。ホワイトはケインズに、米国の絶対的条件は次のようであると伝えてきた。

- ①総額は80億ドルを超えてはならない。
- ②ロシアは10%を受諾すべきである。
- ③中国は総額で4番目の抛出国となるべきである。
- ④英連邦の総票決権は、米国のそれを超えてはならない。

ケインズはこれに対して、オーストラリアは割当額に不満で、また、インドは割当の絶対額よりも中国と同等かそれに近い額に関心を寄せている模様であるとしていた。ケインズは英国と英連邦の利害の観点から割当額の問題に対応しようとしていたのである。(CW 1980b:68-9)

アトランティックシティーではこのほかの問題も取り上げられた。なかでも興味深いのは「金交換可能為替 gold-convertible exchange」に関する議論であった。(共同声明ではたとえば第2条「基金への抛出」の第3項で、金での抛出額は、割当の25%、あるいは保有する“gold and gold-convertible exchange”の10%の、いずれか少ない方で抛出することが定められていたのだ。この一方で、第4条「加盟国の平価」では、各国通貨は金で表示することのみを規定していた。)

gold-convertible exchange の問題で英国側は、いかなる通貨も厳密には金交換可能為替とはみなされないとの立場であった。すでに言及したように、ケインズはこれを通貨準備“monetary reserves”に変えるように提案していた。これに対して米国側はこれを“金とドル”としてはどうかと応じた。

ドーマエルの説明によれば、米国代表団は、モーゲンソーに宛てた覚書のなかで、“gold-convertible currency”と“convertible exchange”に言及し、これらを米ドルに替えるべきであると記していた。また、この覚書には、米国の専門家による加盟国の抛出額の決定方法について記されており、その決定については、加盟国の国民所得、金とドルの保有高、外国貿易、輸出の動向、国民所得に占める輸出の比率、を考慮して決めるべきであるとの提案があった。加えて、基金への金抛出は、割当額の25%、加盟国の金とドル保有額の10%のいずれは少ない方と規定してあった。

米提案にケインズは反対した。他の加盟国の通貨が将来、金との交換性を回復するかもしれない、ドルに特別な地位を与えることになる、などというのがその理由であった。ケインズの反対は、金交換可能通貨という概念が残されることで、ドルやポンド以外の通貨が国際通貨の位置を占めることや、あるいはドルがポンドを超えて特別な通貨としての地位を確立し、国際通貨としてのポンドの地位への好ましからざる影響を懸念してのことであったとみてよいであろう。だが、他の問題と同様に最終的な決着はブレトンウッズ会議に持ち越された。(Dormael 1978:165; Horsefield 1969:83)

稀少通貨条項については進展があった。ロビンズは、6月26日の日記に、この日米国との間で突っ込んだ討議がなされたこと、そうして、稀少通貨条項での戦いで全面的に勝利した、と記していた。

(Howson and Moggridge 1990:163)

準備会議ではこのほか国際組織の性格や組織についても協議された。国際通貨基金の理事を常勤とするのか、非常勤とするのか、本部をどこに置くのかなどの問題である。すでの言及したように、ケインズは強い権限を保持する国際組織の創設に反対で、ルールに基づく運営、管理が望ましいと考えていた。それゆえに、大規模な強い権限を有する管理機構は不必要であった。これに対して国際機関主導の裁量的な運営を重視する米国は、さらに、常務理事は常勤でなければならず、国際通貨基金には常務理事会など常設の執行機関が必要であると主張していた。また、国際通貨基金の本部の設置場所をめぐることは、米国が最大の出資国におくべきであると主張した。これに対して、英国は欧州が望ましいと主張し、ロンドンがだめならアムステルダムを推した。(Horsefield 1969:86-7)

アトランティックシティーの準備会議で尚注目されるのは、ブレトンウッズ会議の議事運営について、英米間でおおよその意見の一致をみていることであろう。ケインズは次のように書いていた。「われわれはまず基金に着手します。ホワイトは基金に関する専門委員会の議長で、その委員会には4つの分科会があります。続いて銀行を扱い、私とその専門委員会の議長をつとめます。ここにも4つの分科会があります。」(CW 1980b:70)ブレトンウッズではほぼこのような体制で議事が進められるのである。

ホースフィールドによれば、アトランティックシティーでの準備会議では、提案された修正点は、米国側の修正点を除外しても全部で70項目にのぼったとしている。(Horsefield 1969:87)

ロビンスは、6月29日の日記に、国際通貨基金の準備作業は、この日の午後には終了したと記している。英国代表団にとっての朗報は、この日の早朝、バーンスタインがケインズの部屋を訪れ、為替条項に関する英国の修正案を受諾すると伝えていたことであった。「米国側は極めて気前よく対応し、われわれは、賞賛に値するほどうまくやってのけた」と自賛していた。

ロビンスはさらに6月30日の日記に、あらゆる面で原則的な合意が得られ、英米間の対立は解消された、英米専門家相互で友好関係が強まり、相互理解が得られた、と締めくくっていた。(Howson and Moggridge 1990:165, 166)

しかしながら、あらゆる問題点の最終的な決着

は、ブレトンウッズに持ち込まれた。

アトランティックシティーでの準備会談を終えた一行は夜行の特別列車でニューハンプシャー州のブレトンウッズに向かった。

第2章 ブレトンウッズ会議の開催

(1) 参加代表団

ブレトンウッズ会議には44カ国の代表に加えて米国政府の招待という形でデンマーク代表が議決権のない個人的資格で参加した。また、米国政府の求めに応じてILO、UNRRA、国際連盟、食料と農業に関わる連合国暫定委員会 UNICFAの国際組織がオブザーバー参加した。(UNSD 1948:101, 933-4)

第二次世界大戦の帰趨を決する戦局の転換期でもあったこの時期、太平洋では、マリアナ沖会戦後、サイパンを巡る日米の攻防が激しさを増し、欧州戦線では、ドイツ占領下の欧州への連合国軍による侵攻作戦の最中であった。戦時下であったのにも関わらず米国政府の招請に応じ、40数カ国の政府代表が、万難を排し、米国に参集したこと自体、米国の超大国としての威信とパワーをうかがわせるものであった。世界大戦という人類史上の全般的危機、単一の超大国の出現、英国の衰退、国家存亡の危機に発言力を持ち得ないフランスを始めとする欧州各国。ブレトンウッズの代表団からも会議が、米国のヘゲモニーのもとで開かれた会議であることが明らかであった。

まず米国代表団である。最大の代表団を送った米国は、総勢44名にのぼった。団長は、モーゲンソー財務長官、副団長は長く下院にあったヴィンソン経済安定局長代理であった。米国はさらに会議事務局を組織した。これには、E.L.ダレス(国務省)、A.バーナフ(連邦準備制度)、マイケルセル(財務省)等が加わっていた。(USDS 1948:294-305)

会議を主導する米国代表団については、いくつ興味深い特徴を指摘することができる。

第1に、関係主要省庁の代表者ととともに、連邦議会の銀行・通貨委員会のワグナー(上院)、スペンス(下院)の両委員長や主要メンバーが超党派で参加していたことである。これは下院議員を長く務めたヴィンソンが副団長に就任したこととあわせて、連邦議会での批准をにらんだ布陣であった。彼らは、会期中、ことあるごとに、連邦議会の支持を得ることができるかを問題にした。

米国の国内政治と代表団の活動を橋渡ししたのが
 ヴィンソンであった。

第2に、ホワイトをはじめバーンスタイン（財務省）、ラクスフォード（同）、パスヴォルスキー（国務省）、コラド（同）、ゴールデンワイザー（連邦準備制度理事会）、ハンセン（同）等これまで戦後計画に関わってきた専門家がこぞって加わっていた点である。

第3に、金融界の代表にはニューヨーク国際金融界が加わらず、シカゴの銀行家ブラウン（シカゴ・ファーストナショナル銀行会長）、それにセントルイスとアトランタの連邦準備銀行の代表が参加したのみであった。国際通貨基金案に反対し、国際銀行案に批判的なキーカレンシー・アプローチに立つニューヨーク国際金融界に代表されるかかる勢力は、プレトンウッズでの企図に、反発を強めていたのである。

米国代表団については、これまで指摘されなかったが、興味深い点がある。それは、米国代表団の一員に共産主義者あるいはその同調者と目された財務省のウルマン、軍需生産局（WPB）のN.G. シルヴァーマスターが米国代表団事務局に、対外経済局のF. コーが会議事務局に秘書として加わっていたことである。シルヴァーマスターは、E. ベントリー証言によって、またヴェノーナ計画が明るみになることによって、戦時中のワシントンで、ソ連による対米諜報活動の一端を担っていたシルヴァーマスター・グループの中心人物であり、アメリカ共産党の細胞活動の中心にあったと指摘される人物であった。ソ連の諜報活動を助けていた政府職員がプレトンウッズ会議の事務組織の中心に入り込んでいたのは驚きであった。かかる人物が事務局に入るには、ホワイトの同意がなければ不可能であり、何を目論んだのか。この人事には、彼の強い意図がうかがわれるのであった。^⑥

米国以外に眼を転じると、英国が控えめな代表団を送ったのに対して、中国が大規模な代表団を送り込んで関係者を驚かした。英国の正式団員は、ケインズを団長としたブラント、イーディー、ロナルド、ロバートソン、ロビンズ、オピーであった。

英国のもっとも優れた経済学者を中心としたベスト・アンド・ブライテストの布陣であった。これにイングランド銀行のバルトン筆頭とする5名の顧問団、若干の秘書団が加わった。

ケインズは、参加国の多くについて酷評していた。それ等の国々は「明らかに何も貢献せず、ただ場所をふさぐとといったものにすぎない」からであった。また、ホワイトが選んだ起草委員会についても「ロシア、中国、ブラジル、メキシコ、およびキューバは、国際金融についてほとんど知らないか、またはまったくなにも知りません」とメンバーの力量について疑念を抱き、不信感をあらわにしていた。ソ連と中国について言えば、国際通貨基金は、ソ連と中国を除外した方がスッキリする、と感じたのはロビンズだけではなかったろう。ロビンズはソ連と中国を重視せざるを得ない政治戦略上のアプローチを「4大国イデオロギー」と特徴づけた。これが経済的困難を招きかねないと懸念した。（Howson and Moggridge 1990:178; CW 1980b:42-3）

ソ連は、ステファノフを団長とする11名が参加した。モーゲンソー日記に残された米国代表団の会議録でもっとも多くページが割かれているのが、このソ連との交渉についてである。そこには、ソ連との交渉に、いかに多くの時間と労力を割かなければならなかったかが記されている。事前に予想されたことではあったが、言語の問題が会議進行の大きな障害となっていた。なかでも厄介であったのは英語が全く話せないロシア代表団とコミュニケーションがうまくとれないことであった。（MD 749:270）政治的に最も重要な代表団の一つであるロシアの代表団は、「時間をかけてさんざん骨折ったあげくに、やっと、何が議論されているのかを理解するのが精一杯でした。」ロシア代表団とも協力したいと心底願っていたケインズにとっても「言葉の難しさと通訳がきわめてまずいこと」が、彼らとの意思疎通のひどい障害となっていた。（ケインズ 1988:133-4）

ロビンズは、日記のなかで、ロシア代表団は、分厚いノートを持参して会議に臨む。しばらく寡黙のまま席に着いているが、自国に関わる問題に

⑥ 例えプレトンウッズ会議事務局長コーについてみよう。彼は、財務省調査局から1946年にIMF事務局に移った。1952年、彼は、非米活動委の召喚を拒否し、IMFを辞職する。1956年、彼は上院司法委の証人喚問で、「私はスパイではない。ホワイトもスパイではないと確信する」と証言する。だが更なる追求を恐れたコーは、一旦カナダに逃れ、1958年中国に、事実上、亡命した。国営新華社は、彼が、政府要人の見舞いを受けつつも6ヶ月の闘病後に1980年6月、当地で逝去した、と報じた。（Craig 2004:89, 315 note 28）

なるとすぐさま例外的措置を要求する。途方も無く自国の利害を追求するソ連の姿勢は道義上問題であり、世界の将来にとって好ましい前兆ではない、と不信感をつのらせた。(Howson and Moggridge 1990:172-3)

ロシア系アメリカ人のゴールデンワイザーにとっても、ロシア人は興味深い集団であったようだ。彼によれば、ソ連代表団は銃殺隊と英語の双方の間で闘っていた。彼らは本国の反応を過剰に恐れ、本国との電話や電信での協議を経ずして一歩も進むことができなかった。(Dormael 1978:173-4)

一方、中華民国は、孔祥熙を団長とするなんと総勢35名とも47名といわれる大代表団を送り込んできた。会議中、米国との間での対中経済・軍事援助交渉を並行して続けていた。ロビンズは、ブレトンウッズでの中国の位置は、米国によって与えられたもので、それは偽物であると記していた。彼はまた、この中国代表団が会期中に催した晩餐会で、厚さ3インチ、横幅6インチの彼にとっても巨大なステーキが振る舞われたことに驚きを隠しきれなかった。(Howson and Moggridge 1990:170-1)

代表団についてのロビンズの厳しい辛辣な眼は欧州代表団にも向けられた。彼によれば、カナダを除く欧州の代表は、国際通貨問題の要点を把握しうる専門的知識を持ち合わせていおらず、会議で何ら寄与し得ないのであった。この厳しい評価はオランダからBISの総裁を務めたベエング、ギリシアからはバルバロスが参加していたことをみれば、一面的にも思えたが、的外れと批判することはできなかった。北アフリカからやっと思いで参加したフランスをはじめ、欧州からの参加国の多くは、ドイツの占領下に置かれ、国の経済金融秩序は崩壊し、経済の実務家は国を追われ、誰もが自信を喪失していたからである。ロビンズは日記に次のように記していた。「欧州の伝統に敬意を払わねばならない。だが、その欧州はこの3世紀、問題を内部的に解決できなかった。欧州は危機的であり、西欧文明は危機にある。これは将来も続くであろう。」(Howson and Moggridge 1990:181-2)

(2) ブレトンウッズ、マウント・ワシントンホテル

代表団は7月1日朝、ブレトンウッズに到着した。会期は7月1日から21日までの予定となっ

ていた。同月の20日からは民主党党大会が開催されることになっており、ブレトンウッズ会議はローズベルトの4選に花を添える祭事としても位置づけられていた。

会場となるニューハンプシャー州のブレトンウッズは、ホワイトマウンテン国立公園の一角にあり、広大な森と牧場に囲まれた盆地状の地であった。マウント・ワシントンホテルは1902年に鉄道事業で巨額の財を成したステックニーが建造したものであった。建物は建築家ギフォードの設計によるスペイン・ルネッサンス様式をモチーフとしたものでY字形の構造と2つの尖塔に特徴があった。ホテルに滞在しながら株式取引が可能で、室内プールや大きな舞踏場を備えていた。ホテルはステックニー一族が1943年まで夏のリゾートホテルとして営業してきたが、同年ボストンの投資家グループに売却されたばかりであった。新しい経営陣は1944年夏の再開を旨として一時的にホテルを閉鎖していた。ホテルが急遽国際通貨会議の議場に決まると、突貫工事で会議開催に向け準備が進められた。英国の戦時経済外交史の編纂に当たり、淡々とした簡潔な筆致でその推移を記述したプレスネルも、次のようなロビンズの日記の一部を引用せざるを得ないほど、ホテルは、ひどい状況にあった。軍の協力を得ても、2年間閉鎖されていたホテルの部屋の半分は、利用できる状態にはならなかった。こうしたなかで、取り乱したホテルの支配人は、ウイスキーの箱を抱えて自室に引きこもってしまった……。 (Howson and Moggridge 1990:166-8)

とはいえ、心臓を病むケインズばかりか、戦火をかいくぐってきた各国の参加者にとって、ブレトンウッズは自然環境、気象条件とも申し分のない場所であった。ケインズ夫妻はホテルのスイート219号室宿泊した。部屋からはアモノオスク(Ammonoosuc)川とニューイングランド地方の最高峰マウント・ワシントン山頂への登山鉄道(アプト式)を望むことができた。ケインズ夫妻の部屋の階下の119号のスイートにはモーゲンソー夫妻が宿泊した。(Skidelsky 2001:347;Steil 2013:11-2)

ケインズは、ホブキンズへの書信で、ブレトンウッズの気候について、「当地は、丘陵の高みにあって、苦になるほどの暑気はありませんでした。たとえば、今日(7月22日のこと)などはむしろ、うすら寒いイングランドの典型的な7月の一日といった

ところですよ」と伝えている。(CW 1980b:110)

国際通貨会議の会場となったホテルは準備不足とともに、宿泊施設の不足も悩みの種であった。そこに当初予想の3倍の700人を超える人びとが蝟集したのである。ホテルに宿泊できない人びとは近隣の宿屋に宿泊を余儀なくされた。

国際金融史の研究者であるジェイムズは、ニューハンプシャー州のリゾートホテルという隔絶された空間に生まれた魔力は、このような現実のなかで生み出されたと指摘していた。過密で、喧噪のなかでの会議の連続から、極度の疲労が蓄積された参加者は、ある種の興奮状態に陥ったのではないか、というわけである。(James 1996:53)

だが、ジェイムズの指摘する「興奮状態」は、「猿小屋」でのアルコールの影響もあったかもしれない。ケインズは5月30日のウェイリー宛の書簡でブレトンウッズ国際会議の開催について米国の新聞が「会議は7月1日に始まり、数週間続く見込み」であると報じていることについて触れ、次のように書いていた。「もしこれが数日のミスプリントでないとすれば、この猿小屋がどんなになっているのか、見当がつかいません。おそらく会議が終了するまでに、急性アルコール中毒患者が生まれると思われまます。」(CW 1980b:41) ケインズはこのメタファーを好んだようだ。後の書簡でも「ブレトンウッズにおいて、巨大な猿小屋をうまく演出する」といった表現が見出される。(CW 1980b:63)

アルコール中毒の件はケインズの予想が的中したともいえる。ケインズはブレトンウッズ会議終了時点で次のように書信で伝えている。ブレトンウッズで「ただ一つ実に困惑しているのは、カクテルパーティーがきわめて多く催されていることです。」「それは好ましいことではありません。英国代表団はカクテルパーティーを数回に減らすか、全く行なわないことにして、今後によい手本を残すべきです。アルコール飲料の消費は驚くべきものです。カクテルパーティーの費用は1回当たり約30ポンドから50ポンドもかかります。毎晩、6つ前後のパーティーが開催されています。それはよいことではありません。米国側は全く行なわず、模範となっています。もっとも会議の主人公としては、もちろん最終の祝宴を準備しております。われわれも米国の例にならうべきです。」(CW 1980b:110-1)

7月4日、基金に関する各分科会がフルに活動

を開始した。ロビンズは、各分科会相互の連携がとれていない状態での会議の進行を懸念した。(Howson and Moggridge 1990:170)

会議を支えるスタッフは不慣れな人びとが多く、人手不足から多数のボーイスカウトや兵士が動員された。人びとは不眠不休で仕事をこなした。ブレトンウッズ会議終了後に、ケインズは、そこでの激務ぶりを次ぎのように伝えている。「我々は全員が、実際にここ4週間というものは、休みことなく、起きている間、ずっと働き続けてまいりました。私は付添いの医者厳命を守り、夕食後はいかなる委員会も、断固出席を断ってきましたため、健康は非常に良好です。(ただ一度だけ指示にそむいたため、立ちどころに心臓発作に見舞われ、そのため肉体的苦痛に劣らず、罪の意識にさいなまれました。)ところが、他の人たちは、午前3時半まで委員会に出席して、翌朝は9時半には再び委員会を開始しました。どうしてそれに耐えることができたかのは、全く奇跡と言うよりほかありません。ある時、ホワイトは、ここ4週間の間、一晚5時間以上寝ておらず、疲労困憊の極みに陥っている、と私に語りました。」(ケインズ 1988:133-4)

ケインズはアンダーソン卿への書信で英国議会の立法過程と比較して次のようなブレトンウッズ会議での仕事ぶりを伝えている。「当地での仕事の重圧感は、まったく信じ難いほどでした。3、4週間のうちに、数多くの各省間委員会や、内閣委員会の準備の仕事や議会への法案起案者の仕事をすませたうえ、2つの込み入った重要法案を上下両院のそれぞれを通過させる仕事をもやり遂げなければならぬといった類いのものです。これらはすべて各種段階の委員会で行なわれたのです。音響効果の悪い部屋で200名程にものぼる人たちが、マイクロホンでがなり立て、これら出席者の多くは、しばしば当該委員をもふくめて、英語力が不十分でした。そして各人が自国の新聞に格好よく報道されるような、なにものかを記録に残そうとしていました。」(ケインズ 1988:133-4)

ロシア生まれの米国側代表で連邦準備制度理事會調査・統計局長のゴールドワイザーは、次のように回顧している。それは大変な仕事であった。1日に何回もの会議が開催される。会議の結果は翌朝までにまとめられ、文章化され、配布される。大勢の速記者たちが昼夜分たず、交代で働く。ボーイスカウトの一団が働き、会議を支えている。多

数の対立する利害を解決し、協定の条項を確定してゆく。私自身がそうした条項に不慣れであった。それ等は複雑で、法律用語で書かれており、私が理解できないと思うテーマに及んでいたのである。多くの人びとが集まり、多様な理解不能な事態が存在した。

ゴールデンワイザーは、この一方で、ケインズについて次のような興味深いスケッチを残している。ブレトンウッズで際立ったパーソナリティを示したのはケインズであった。二つの側面です。すなわち、その思想と表現で輝ける人間である一面と、世界で最悪の議長としての一面である。彼の銀行の専門委員会での司会は堪え難い。彼は、急いで問題を処理しようとして自分で文書を作成する。彼は司会している間、不明瞭に話した。彼が話しているのを聞き取るのは困難であった。一方で、ケインズは意見の相違に我慢ができなかった。彼のブレトンウッズでの役割はむしろホテル2階にあり、彼らが過ごしたスイートで発揮された。誰もが彼のすぐれた発想や示唆、妥協策を求めてそこを尋ねたのである。ところで、このケインズが宿泊した部屋の真下がモーゲンソーの部屋であった。プリマバレリーナであったケインズ夫人が、会期中に決まってレッスンを行なうので、その物音が階下に聞こえ、しばしば会議の行方に気を揉むモーゲンソー夫妻の安眠を妨げたのであった。(Moggridge 1992:741; Blum 1967:258; Dormael 1978:174; Steil 2013:12)

(3) ブレトンウッズ会議の開幕

各国代表団は、7月1日、早朝、ブレトンウッズに着いた。モーゲンソー長官の挨拶で会議の幕がきて落された。だが、本格的に会議が始まるまで時間がかかった。7月1日は、実質的な会議は開催されなかった。夕刻には、英国代表団がケンブリッジのキングズカレッジとオックスフォードのニューカレッジとの友誼500年祭を祝う小宴が開かれた。翌日は、日曜日であったため、正式会議は開始されなかった。3つの専門委員会が開催されたのは、7月3日のことであった。

第1専門委員会は国際通貨基金を扱う。また、第2専門委員会は国際復興開発銀行を、第3専門委員会は国際金融協力の他の諸問題、をそれぞれ扱うことになる。注目されたのは、第1専門委員会の責任者にはホワイトが、第2のそれにはケインズがついたことであった。ケインズを第2専門

委員会の議長に据えたのは、米国の計略であった。これに対処しえなかった英国は、この段階ですでに交渉の主導権を失っていたことを露呈させた。第3の委員会はメキシコ主席代表のスアーレスが議長についた。また、第1、第2専門委員会には4つの分科会が設けられた。各分科会の議長と報告者はすべて非米国人があたり、事務局にはアトランティックシティでホワイトの下で訓練された人びとが入った。彼らは、分科会から委員会に報告する仕事も担当した。これらの専門委員会はまれにしか開催されず、各分科会が実質的な作業を行った。ケインズとホワイトは厄介な論争が起こった際にいつでも対応できるように自室に控えていた。

ホースフィールドによれば、第1専門委員会は、7月3日に開催された後、5、10、13、14、15、18、19日に開催された。また、第2専門委員会は、7月11日に活動を開始し、13、16、19、20、21と開催された。(Horsefield 1969:92)

会議の作戦司令部となったのはモーゲンソーの部屋であった。そこに陣取ったホワイトと彼の専門家たちが、会議を実質的に取り仕切ったのである。ホワイトは、特別委員会方式で問題を処理した。彼は、合意形成が困難にみえる問題の処理では、公の討議や全員一致、あるいは多数決での決定を避けた。問題を処理する特別の委員会を組織し、そこに解決を委ねる方式をとったのである。(Dormael 1978:177-8)

これらは全てホワイトの思惑どおりに進んだ。だが、彼の思惑どおり捗らなかったこともやがて明らかになった。各分科会の議長や報告者が、十分に英語を話せなかった点である。これが円滑な議事運営の大きな障害となったのである。

英国代表団ではケインズの体調を考えて、ロビンズとロバートソンが国際通貨基金にかかわる委員会でのフリーハンドを与えられていた。彼らは為替相場調整、交換性回復、資金利用にかかわる条件等についての本国からの、ある場合にはケインズからの指示を委員会で具体化する役割を負った。ロビンズ、ロバートソンとケインズを補佐したのがイーディーであった。ケインズは、なかでもロバートソンが最もすぐれた働きをしたとロバートソンに次ぎのように伝えている。「われわれのチームの人びとはみな、立派に力をあわせて働きました。もしもだれかを取り立てて選ぶとすれば、デニスを挙げなければならないと思います。彼の

助力は絶対に欠くことのできぬものでした。彼だけがあらゆる細目にいたるまでしっかりと理解して、それらについてバーンスタイン（同氏はデニスを絶賛しています）と渡り合うに足る、知的な鋭さと忍耐力とねばり強い性格を持っていました。そのため、私は他の事に専念しても、彼の関係するところについてはまったく安心していることができたのであります。」（ケインズ 1988: 136）ケインズは、こうロバートソンを礼賛した。ロビンズもロバートソンを英国代表団の真のヒーローである、彼とバーンスタインとの友好的な相互理解がなければどんな事態が生じていたかわからなかった、と記している。（Howson and Moggridge 1990: 180-1）ケインズはプレトンウッズ会議で、ロバートソンとの良好な関係を保っていた。彼は、プレトンウッズ会議終了直後に、国際通貨基金第8条の解釈を巡り、ロバートソンと鋭く対立することになるとは夢にも思わなかったに違いない。

第3章 第1専門委員会と国際通貨基金

すでにみたようにアトランティックシティー準備会議では、通貨主権、相場調整、稀少通貨条項、過渡期条項など主要な条項について、英米双方で基本的な合意を得ていた。残された課題は、国際機関の所在地、割当額の最終的調整などの問題と、条文の最終的な整備、体系化であり、さらには、ソ連、インドをはじめとする他の加盟国からの個別的要求、基金の目的の修正、割当額の調整、拠出方法、ポンド残高処理、銀の貨幣化、BISの処理、への対応であった。もちろん、主要条項について基本合意が得られていたとしても、第8条のように条項化に手間取る局面もあった。

ここでは、まず始めに、共同声明とプレトンウッズ協定の重要な条項を比較検討し、プレトンウッズ会議で成文化された協定文の特徴を明らかにし

よう。ここでわれわれが狙上のにのせるのは、ガードナーの所説である。既に言及したが、彼は、「きわめてわずかな修正が行われただけで」プレトンウッズ協定は成文化されたと論じている。われわれはかかるガードナーの所説を支持しない。共同声明とプレトンウッズ協定を比較すると明らかのように、構成上の大きな変更とともに多くの重要な修正が施されたと解釈するからである。^⑦

（1）国際通貨基金協定の起草過程

プレトンウッズの最初の1週間に人びとの関心は国際通貨基金に集中した。国際復興開発銀行をあつかう第2専門委員会は7月11日まで開催されなかった。国際通貨基金の設立に関する第1専門委員会ではロバートソンとバーンスタインがふたたび親密な協力関係を結び、問題の処理にあたった。会議に参加できず忸怩たる思いのハロッドは、間接的にしか事情を知り得なかったのに、種々雑多な各部会の決議を精査して最終的な協定文にまとめあげたのは、この二人であった、と揺るぎのない筆致で回顧している。（ハロッド 1967: 637）この評価は間違っていない。

すでに触れたように、会議ではまず国際通貨基金についての議論が優先された。基金の目的、加盟国の条件、拠出額、金の拠出額、拠出の時期、資金の管理場所、加盟国と基金との取引、不足通貨条項、加盟国の義務、債務国と債権国の責任、平価変更の条件、国際資本移転、過渡期問題、基金の金の保管場所、基金からの脱退、基金の清算など重要な問題から文章表現、用語。細部にいたるまで、限られた時間内で処理しなければならない。（Dormael 1978: 178）

まず、国際通貨基金協定が共同声明を骨格とする草案から現行協定に近い骨格へと改変され、確定されてゆく過程を跡づけよう。興味深いのは、こうして国際通貨基金協定の条文が整備され、体系化されていく過程を仔細に検討すると、最後ま

^⑦ ホースフィールドは、プレトンウッズで配布された文書は、500点を超え、そのうち英語文書だけでも1000頁にのぼった、としたうえで、ここで完全にこれらを扱うのは不可能であり、われわれがなし得るのは、いくつかの主要な論争点に触れる touch upon ことであると述べている。ホースフィールドにしてもプレトンウッズ会議での込み入った論議を詳細に跡づけることは容易ではないと考えていたのであろうか。そうして彼は、「論争から協定へ」と題するプレトンウッズの箇所では、國務省の編集による全2巻からなるプレトンウッズ会議の『会議録』Proceedingsにのみ依拠して、プレトンウッズ会議を扱っている。彼によれば「わずかな記録が『会議録』に収録されているだけである。これ以外に公式記録は残されていない。」（Horsefield 1969: 93）

プレトンウッズ会議を回顧したマイクセルも、会議に関しては、概略の、不十分な記録が残されているだけで、多くのより興味深い議論に関しては、参加者の未公開の覚書や回顧録が残されているのみであると書いている。（Mikesell 1994: 35）プレトンウッズ会議の公式記録が米内國務省の取りまとめた『会議録』以外に存在しないというのは驚くに値しない。会議事務局は、事実上米内代表団によって組織されていたからである。

で条項化に手間取ったのが国際通貨協定第8条であったことが（自然と）浮かび上がってくる点である。

① 7月1日付国際通貨協定案

ブレトンウッズ会議の初日に共同声明をベースに多くの修正提案を盛り込んだ協定案のたたき台が提示された。そのほとんどが英米共同の修正提案であった。共同声明の第1～10条編成に新たに「第11条 修正 Amendment」を追加したものであった。なお、この段階ではさらに、第12条として協定の解釈なる条項が追加されることが明らかにされていた。すなわち、第1条「基金の目的と政策」、第2条「基金への出資」、第3条「基金との取引」、第4条「加盟国通貨の平価」、第5条「資本取引」、第6条「不足通貨の割当」、第7条「基金の管理」、第8条「基金からの脱退」、第9条「加盟国の義務」、第10条「過渡的合意」に、あらたに第11条「修正」が新設され、さらに第12条として「協定の解釈」の追加が検討されていたのである。

各条項をやや詳しくみると、いくつか興味深い点が明らかになる。

第1に、適正な条項の配置に欠け、未だ課題が残されていた点である。例えば、第3条「基金との取引」の第5項で、本来は稀少通貨条項におかれるべきと考えられる稀少通貨化を阻む措置が規定され、同第6項で「多角的清算」として、後の第8条第4項の外国保有残高の交換性回復に関わる条項が規定されていた。また、第9条で、加盟国の義務として、後に第4条に移される平価での外国為替取引が規定されていた。

第2に、第1の点に関連して敷衍すれば、国際通貨基金第8条の条項化に手間取るのは、最終的には第8条となる草案の第9条の範囲が、相当広範な内容から構成されていたことである。すなわち、第1項「目的と追加的理解の範囲」、第2項「平価に基づく金の買入れ」、第3項「平価に基づく外国為替取引」、第4項「経常支払に対する為替制限」、第5項「基金の条項からの免責」、第6項「訴訟からの免責」、第7項「基金に対する課税制限、基金の職員と義務」の7項目編成であった。国際通貨基金最終協定案の第8条の内容、構成とは著しく異なっていたのである。

第3に、きわめて重要な点であったが、第4条第1項の平価の決定で突然のごとく a gold-convertible currency unit の語が挿入されていたこ

とである。この語がどのような事情で突如挿入されたのであろうか。ホースフィールドはこの点について、全く関心を払っていない。資料的にもこの経緯は不明である。ともかく、会議中の、この用語が適切か否かの議論の進展から、金と並び新たに合衆国ドルが、加盟国通貨の平価基準となるのであった。

第4に、第4条第2項から第4項の相場調整に関わると思われる規定の条項化が間に合わず、後に追加されることとされていた点である。後年、調整可能釘付け方式と呼ばれた固定相場制の調整方式は、土壇場まで条文案が作成されていなかったのである。

最後に、第7条以下の条文案は、ほとんど新設されたものであった。多くが国際組織の運営にかかわるこれらの規定は、結局、会議中に急ぎ整備されることになるのだった。(USDS 1948:21-68)

② 7月10日付第I専門委員会起草委員会「国際通貨基金協定案」

この草案は、7月1日とほぼ同じものである。ただし第12条「協定の解釈」が正式に追加された。第9条の構成も7月1日案と変化がない。(USDS 1948:445-461)

③ 7月12日付第1専門委員会特別委員会 (Ad Hoc Committee) 報告「第9条第4項 経常支払に対する為替制限」

この文書の表題は「第9条第4項 経常支払に対する為替制限」とある。表題からすれば、第4項での経常取引の撤廃を扱っているかのようである。だが、内容はそうではない。第9条の第4項で外国保有残高の交換性回復義務を、第5項で経常支払に対する制限の撤廃を、第6項で差別的通貨措置と多角的通貨措置の撤廃をそれぞれ規定した内容の報告である。

表題と内容との齟齬の問題はさておき、この文書は、これらを第9条の骨格とすることで合意した点で重要な文書である。ただし、各項目とも正式にその表題が決まっていなかったことについては注意が必要であろう。まず、第4項である。ここでは外国保有残高の交換性回復の義務を規定している。すなわち、以下の (a) ～ (d) を例外として、加盟国は、外国保有の残高を当該残高保有国の通貨、あるいは金のいずれかで支払わなければならないと規定している。例外規定は次のとおりである。(a) 残高の利用が資本移転であるこ

と、(b) 残高が交換性回復義務以前のものであること、(c) 残高を保有し買入れを要求する国の通貨が稀少通貨であると宣言された場合、(d) 残高が為替規制に反して保有されたものであること。しかしながらこれら例外規定は、最終協定案の例外規定と同じではない。最終協定案では、以下のように代えられている。(i) 残高の交換性が制限されている場合、(ii) 残高が制限撤廃以前に蓄積されたものであること、(iii) 残高の買入れを求められた加盟国の為替統制法規に違反して取得されてものであること、(iv) 残高の買入れを要請する加盟国の通貨が稀少通貨であると宣言された通貨であること、(v) 残高の買入れを要請された加盟国が何らかの理由で基金から自国通貨と引き換えに加盟国通貨を買入れる資格を失っている場合。(USDS 1948:544-6, 954-7)

なお、第4項の外国保有残高の交換性の項は、すでに指摘したが、元々は共同声明の第3条「基金との取引」の第6項にかかわる代替案(「多角的国際清算 Multilateral International Clearing」)として提案されていたものであった。(USDS 1948:32)

この7月12日付文書は、国際通貨基金協定第8条の内容がここでほぼ整備された点で、その条項化の画期をなす。その意義は、第1に、第4項で外国保有残高の交換性を規定していること、第2に、第5項、第6項でそれぞれ經常取引に対する為替制限の撤廃、差別的通貨措置の撤廃を新設していること、にある。なお、国際通貨協定最終案では、第4項は第8条第4項に、第5項、第6項はそれぞれ第8条第2項、第3項として規定される。この草案の条項の順番が入れ替えられたことが判る。すなわち、7月12日の時点での第4項→第5項→第6項という項目の編成が、最終案で第5項→第6項→第4項の順に並べかえられるのである。(USDS 1948:544-6)

④7月13日 第1専門委員会起草委員会の報告、およびその付属文書「国際通貨基金協定案」この文書は、共同声明から国際通貨基金協定案への進化を示す極めて重要な文書である。ここで共同声明の規定案を根本的に組み替え、最終的な国際通貨基金案の基本的骨格が整えられたことになる。この点で、この文書は、国際通貨基金をめぐる審議過程の重要な段階を画することになり、協定文の起草活動が大きな前進を遂げたことを示している。

全体で19条編成となっているこの草案の注目すべき特徴のひとつは、共同声明第9条の規定が国際通貨協定第8条として組み替えられた点である。ただし、この草案では全6項編成の第8条は、最終協定の構成と異なり、第1項「はじめに」、第2項「經常支払に対する為替制限 Exchange Control on Current Payment」、第3項「多角的清算 Multilateral Clearing」、第4項「基金からの通貨の受取」、第5項「情報の提供」、第6項「既存の国際取決めにに関する加盟国間の協議」となっていた。③の7月12日付文書では、ここで第8条にかえられた修正共同声明第9条の主たる内容に、外国保有残高に加えて經常取引に対する為替制限の項、差別的通貨取引・多元的通貨措置の項が盛り込まれていた。したがって、この7月13日の文書は、外国保有残高の項以外の項を欠いていた点で、7月12日の第1専門委員会特別委員会の議事結果を反映していないことになる。また、第2から第5項の内容に関しては、not yet availableと記され、どのような規定であるのか不明であった。(USDS 1948:527)

最後に、11条の票決権、12条の基金の所在地についても具体的な規定がなかった。

⑤7月14日 第1専門委員会「特別委員会(Special Committee)」報告

特別委員会は13～14日にかけて委員会を開催した。その結果、特別委員会としては(1)「多角的国際的清算 Multilateral International Clearing」(当初案では第3条第6項/起草委員会報告では第8条第3項)、(2)7月13日に特別委員会(Ad Hoc Committee)から第1専門委員会に報告された12日付第9条第4項「經常支払に対する為替制限」を採用するように勧告した。(USDS 1948:605) この特別委員会は、13日夜から翌日の午前3時まで続けられたとみられるロバートソン、バーンスタインを中心とする協議の調整結果が盛り込まれていた。そこでは、多角的清算の問題以外に過渡期条項、当初平価の決定、平価の一律変更などが合意されていたのである。(USDS 1948:604-8)

⑥7月14日(A) 第1専門委員会議事録

専門委員会の議事録によると、第8条のうち第2項は「經常支払に対する為替制限」、第3項は「多角的清算」となっている。第3項は最終案では、第4項に変更されるのである。(USDS 1948:621, 627-9)

⑦ 7月16日草案—Working Draft

この文書は、最終協定草案とあるように、事実上の最終文書と見てよい構成と内容になっている。それというのも、国際通貨基金草案の第8条の構成がここにきてようやく最終協定と同じになるからである。(USDS 1948:655-696) この最終案で第8条とともに重要であったのは、第4条第1項での平価規定の変更である。これまで各国通貨の平価の基準となる通貨単位を金とならんで「金交換可能通貨単位 gold-convertible currency unit」としていたのを「合衆国ドル」と変更している。(USDS 1948:660)

⑧ 7月19日第1専門委員会起草委員会の第2次報告、およびその付属文書「国際通貨基金協定」

この文書が国際通貨基金の協定案の審議を進めてきた第1専門委員会での最終文書であった。それは7月16日の草案に手をくわえ、最終的に仕上げられたものであった。この文書が7月20日にブレトンウッズの全体会議に提案されるのである。(USDS 1948:768-808)

(2) 国際通貨基金協定 主要条項の取扱い

まず、ブレトンウッズ会議での条項化の過程を主要な条項を中心に概観しよう。

会議で比較的早くに成文化が終了した条項は、第5条、第6条、第7条であった。7月13日には、ほぼ条文案が作成され、翌7月14日には、第1専門委員会承認されている。この一方で第4条、第8条、12条、14条は、7月19日まで条文案の作成がずれ込んでいる。

① 目的

国際通貨基金の基本目的については、第1条で以下のように規定していた。

第1項 国際通貨問題に関する協議と協調のための機構を供する恒久的制度を通して国際通貨協力を促進する。

第2項 国際貿易の拡張および均衡のとれた成長を増進し、以て経済政策の基本目標たる全加盟国の雇用、および実質所得の高水準の促進と維持ならびに生産資源の開発に寄与する。

第3項 為替の安定を促進し、加盟国間の秩序ある為替合意を維持し、競争的為替引き下げを防止する。

第4項 加盟国間の経常取引に関する多角的為替

制度の確立を援助し、ならびに世界貿易の増進を阻害する外国為替制限の除去を援助する。

第5項 適切な保全措置を講じたうえで基金の資金を加盟国に利用せしめ、以て各加盟国間に国内または国際的繁栄を阻害する手段に訴えることなく、その国際収支不均衡を是正する機会を与え、加盟国に確信を与える。

第6項 加盟国の国際収支不均衡の期間を短縮し、かつその程度を軽減する。

7月1日の共同声明を基礎にした当初案から7月16日の「Working Draft」をへて7月19日の第1専門委員会起草委員会第2報告、最終案まで全6項の編成はかわらなかった。だが、項目の順番はWorking Draftまでは共同声明の順番とかわらなかったが、最終案では変更されている。これをやや詳しくみると、第1、2、6項は移動がなかった。だが、新条文案では、旧第3項は第5項に、旧4項は第3項に、また旧5項は4項に、それぞれ順位が変更された。これにより国際貿易の拡大と成長、高水準の雇用と所得、生産的資源の開発、為替の安定化、経常取引に関わる多角的支払制度、為替制限措置の撤廃、を謳ったそれぞれの条項が共同声明の順位から繰り上げられた。

この結果、旧条文では第3項に位置していた資金供与に関わる規定は、新条文案では第5項へと繰り下げられる結果となった。こうした措置がとられた事情は、國務省の会議録からは明らかではない。だが、これによって結果的に基金における資金供与の位置づけが低下した印象を与えたことは否めなかった。

第二に、内容的な修正である。全6項のうち、第3項～第6項の規定は、共同声明と同じかほぼ同じであった。だが、第1項には、「協調 (collaboration)」が、第2項には「生産的資源の開発 (development of productive resources)」が、それぞれ新たに追加された。

目的に関わる第1条については、ブレトンウッズ会議では、2つの重要な問題が提起されていた。ひとつは第2項の修正に関わる問題である。今ひとつは、戦時の異常残高の処理にかかわる修正問題である。これらを順にみよう。

まず、第2項である。この処理に意外に手間取った。この事情は次のようであった。ブレトンウッズ会議の開会早々にインドが、「経済的に開

発の遅れた国々の資源の一層の利用を援助する」との内容を盛り込もうと条項の修正を求めてきた。第1分科会がこの求めを受けて検討を開始した。(USDS 1948:23, 118, 135) それは、インドが、アトランティックシティー会談でも主張していた点であった。経済的低開発地域の国々の資源の完全な利用を求めたもので、エクアドルもこれを支持した。しかし、問題の取扱いをめぐって、南アフリカと英国が、それは国際復興開発銀行の仕事であるとして反対した。こうしたなかインドは、7月6日になって、新たな修正提案として第2項を以下の条項にかえるように求めてきた。「国際貿易の拡大と均衡成長を促進すること、以て経済的に後進諸国の必要に十分配慮しつつ、全ての加盟国の高水準の雇用の促進と資源と生産力の開発に寄与する。」(USDS 1948:184) この動きは成功したかのようであった。すなわち、第1部分科会起草委員会で、インドの修正案の趣旨が条文案に盛り込まれる結果となったからである。しかしながら、報告を受けた7月15日の第1専門委員会での審議では、米国代表団がその削除を求めた。この問題は、結局、英国代表団の動議が採られて「特別委員会」に検討が委ねられた。そうして、7月18日の第1専門委員会で、インドの提案を退ける「特別委員会」の提案を受けて、先の修正部分は削除された。そのかわりに、新たに「生産的資源の開発」が盛り込まれたのであった。(USDS 1948:335-7, 518-9, 607-9, 651, 697, 768, 824, 873)

第1条の目的に関する議論では、戦時累積債務の処理も問題となった。インド、エジプトの代表は、戦時債務の処理を国際通貨基金の目的に盛り込むよう求めてきた。「今次大戦によって生み出された異常債務の解決を促進し、そのために融資を行う」(インド)、あるいは「大戦時に累積した対外債務残高の多角的清算を促進する」(エジプト)。(USDS 1948:24, 122) 7月6日の第1専門委員会第1分科会で、インド代表がエジプト提案を支持する意見表明を行った。インドはこの問題でさらに、7月8日、新たな代替案を提示し、基金の資産を悪化させないような方式で対外残高の「適切な部分 a reasonable portion の多角的処理」という文言に修正し、戦時異常残高の処理を求めた。(USDS 1948:278) これについては、7月10日の第1専門委員会の第3会議で、英、米、仏が反対し、委員会で否決された。(USDS 1948:433)

② 抛出額

米国代表団がプレトンウッズ入りして早々に大きな問題となったのが各国にどう基金の出資額を割当てていくかであった。米国代表団による会議の議事録が記載されているモーゲンソー日記には、7月1日の準備会議で始めに取り上げられ、3日には、午後8時30分からの会議で取り上げられ、延々と議論が続けられたことが記録されている。5日の午前9時30分の会議でも主要議題となっている。(MD 749:1-15, 224-65; — 750:77-133)

この問題を扱うために、連邦議会下院の有力者であるヴァインソンを議長とする特別の委員会が組織された。実は、ホワイトの方針によって加盟国の割当額はプレトンウッズ会議まで公表されなかった。

各国の割当についてはホワイトのもとで1943年6月にマイケルによって作成された財務省文書が基礎となったと考えられている。それは国民所得、国際投資、ドル残高などを勘案したものであったが、ホワイトの指示にもとづき、あらかじめ米国25億ドル、英国はこの半分、ソ連、中国が3位と4位になるように算出されたものであった。算定にあたりマイケルは、まず8億ドルを調整額として残し、総額の90%を各国に割り当てた。(Horsefield 1969:1-95)

こうした試算をベースにプレトンウッズで米国は総額を80～83億ドルとみていた。米国の割当額は27.5億ドル。英国が第2位の地位を占め、ソ連が第3位で10%程度の割当比率が想定された。だが、会議で割当額が明らかになると、各国はこぞってより多くの割当額を主張し始めた。

まずソ連である。ソ連は、7月3日、8億ドルではなく英国より幾分少ない額になる12億ドルを主張してきた。さらに、戦災国としての特別扱いをも要求し、金の抛出額の削減を求めてきた。ホワイトは、①12億ドル案、②9億ドルと金抛出額25%の削減を組み合わせた案、のうちから望ましい選択を求めると提案し、ソ連との合意形成につとめた。(Dormael 1978:191-7)

実のところ財務省は、国際通貨基金へのソ連の参加を想定し、1943年の6月の各国協議の間、ソ連とも独自に協議していた。その後、ソ連との間では、1944年1月から5月にかけて再度一連の会議が持たれていた。そこでソ連側は、①金の抛出比率は15%を主張するが非占領地域となっ

た諸国は7.5%とすべきであり、また、新産金は対象から除外すべきである、②ルーブルの為替相場は基金による為替平価の規制から除外すべきである、③基金から引き出されるルーブルはソ連からの財・サービスの購入にのみ充てるべきである、などと主張していた。特別扱いを要求するソ連に対してモーゲンソー、ホワイトは寛容であった。米国側は1943年6月時点でのソ連の拠出額は7.63億ドルと考えていたが、その後の協議で、ホワイトは拠出額全体の10%を考慮している、と伝えていた。(Horsefield 1969:77-8)

ブレトンウッズ会議を取材していたあるジャーナリストの報ずるところでは、ニューディールの一部勢力がブレトンウッズ会議の正式の代表でないにもかかわらず、立ち回り、彼らはあらゆる面でロシアを宥和しておかないとロシアは戦後の東欧やアジアの大部分を手中にするであろうと主張していた。ロシアの対外膨張を宥和するためとは考えなかったであろうが、モーゲンソー、ホワイトはブレトンウッズ会議でソ連の妥協をひき出そうとして、財務省内で検討されていた巨額の対ソ借款をほめかした。(Eckes 1975:144-5)

他方で中国は4番目の地位を、フランスは5番目を要求し、インドは中国と等しい割当を求めた。会談当初、フランス代表団はフランス解放委員会(Comite)と呼ばれた。ドゴールに対するローズベルトの不信は強く、フランス本国からではなくアルジェリアから空路訪米したM.フランス等の一行は、当初、フランス政府の正当な代表団とはみなされなかった。委員会が代表団と見なされるようになったのは、ブレトンウッズ会議の終了間際になってであった。このような事情があったのにもかかわらずフランス代表団長のフランスは、割当額に不満で、戦後通貨計画に参加しないとの態度に出た。ホワイトはこれに怒り心頭となった。しかしながら、老練な政治家であるヴァインソンは、フランスの動きをブラフであることを見抜き、深刻に受けとめる必要はないとみた。M.フランスが強硬姿勢をみせた背景には、オランダ、ベルギー、ルクセンブルグが三国通貨協定を締結したことがあった。三国の割当額を総計すると5.1億ドルとなり、4.5億ドルのフランスを上回ることになる。M.フランスは、ベネルック三国が拠出額では第5位を占め、この結果、理事会の理事ポストを得ることになるのではないかと懸念したのである。(Dormael 1978:186-8)

このほかでは強力な代表団を送り込み活発な動きを見せるインドが、5番目の位置を要求した。インドは4億ドルで満足するようであった。オーストラリアや南アフリカも大きな拠出額を求めた。米国は、英連邦の総額が米国を超えないように対処しようとした。一方で、米国自身は、ブラジルやメキシコ、キューバの比率を高めようと企てた。7月9日、モーゲンソーは国務省のコラドと問題を協議した。コラドは中南米諸国と協議していた。中南米地域からはアルゼンチンが枢軸国との深い関係から会議に招聘されず、代わりにメキシコ、ブラジルが中南米地域で比較的大きな役割を与えられることになっていた。

また、米国にとってはまた、キューバ、チリ、コロンビアの処遇も悩みの種であった。それぞれが中南米域内での第3の地位を要求したからである。このうちチリはキューバと、コロンビアはキューバとそれぞれ対等な地位を望むといった次第であった。他方で、ヴェネズエラ、ウルグアイ、ボリビアは少なめの出資を望んでいた。問題を複雑にしていた事情はほかにもあった。米国にとって中南米の割当を減らすのは投票数を確保するうえから避けたかった。これらに加えて他の小国は小国なりに、国家の威信の問題として増額を求める動きをみせていた。こうした各国の思惑と利害対立をどう調整するのか。米国の出資比率を下げるのか、ケインズが主張しているように基金の出資総額を増やすのか。

割当問題は結局、①ソ連に12億ドルを割当てる、②出資額の増額はせず、総額88億ドルを変更することなくソ連の割当額を差し引いた残余の額の再調整を行う、ことで落ち着いた。7月14日、モーゲンソーはホワイト、ヴァインソン、ウォルコット議員らと各国の拠出比率、額について協議した。そうして、米国の比率を引き下げ、さらに南ア、オランダ、中国の比率を減らす方針で臨むことで合意した。米国は、このうち、主要国の地位にふさわしい割当を求める中国に対しては、国際復興開発銀行での中国の割当額を増やすことで、国際通貨基金の拠出问题での妥協を求めた。(Dormael 1978:179-3; MD 754:20-30; Horsefield 1969:97)

割当額は結局、7月15日の割当に関する委員会、次のような合意に至った。(単位100万ドル)(USDS 1948:634)

米国 2750、英国 1300、ソ連 1200、中国 550、フランス 450、インド 400、カナダ 300、オラン

ダ 275、ベルギー 225、オーストラリア 200、ブラジル 150、チェコスロヴァキア 125、ポーランド 125、南アフリカ 100 といった割当であった(単位：百万米ドル)。だが、これに中国、ニュージーランド、エチオピア、エジプト、オーストラリアなどが態度を保留し、あるいは再検討を求める動きにでた。これらの国々のうちオーストラリアは最後まで保留の態度を崩さなかった。(USDS 1948: 653, 1088-1089)

③第4条「通貨の平価 Par Values of Currencies」

為替条項をあつかっていた分科会では、バーンスタインとロバートソンが問題を取り仕切っていた。

通貨制度構築の土台をなす第4条の起草は手間取り、条文案が最終的に確定したのは、7月19日になってであった。条文案の基本的骨格は、7月13日の「起草草案」で全10項からなる条項案が固まっていた。これが7月16日の「作業草案 Working Draft」で、ほぼ現行案に近い形式と内容に修正されたのである。「起草草案」にあった第6項 Action by Fund on Proposed Changes が削除されたため、最終的に全9項構成となった。(USDS 1948: 520-3, 660-3)

当初案で「加盟国通貨の平価 Par Values of Member Currencies」と題されていたタイトルは、「通貨の平価」と変更された。全体の構成も共同声明の全5項から全9項へと増えた。

規定のうえでの重要な変更点に注目すると、まず第1に、第1項「平価表示」で、金、および金交換通貨単位とあったブレトンウッズ会議の当初条文案が、金、および米ドルに変えられるという重要な変更があった。「金交換可能通貨単位」が「米ドル」に替えられたのである。これによって米ドルが、金と並んで各国通貨価値の基準とされたのである。

第2に、固定相場からの変動幅を定めた。共同声明では平価の変動幅についての言及がなかった。協定ではこの点を明確に規定した。金の売買にあたってのマージン、外国為替の直物取引、その他取引にあたっての外国為替の変動幅を定めたのである。

・金と米ドル…価値尺度の問題

ホースフィールドの編集による IMF の 20 年史は、第4条の平価規定とこれに関連して米ドルが金と同等の位置を占めるに至った経緯について

は、不思議なことに、ひとつも触れていない。

ホワイトは、米国の国際金融界が、ドルが名実ともに国際通貨となる日を切望しているのを承知していた。他方でホワイトは、ケインズがドルに特別の地位を与えるのに反対しているのもわかっていた。実際、基金案をめぐるホワイト等とのやりとりでケインズは、ドルに特別な地位を与えないとの英国の立場を堅持していた。ブレトンウッズ会議に提出された当初の文案では「加盟国の単位は金で表示される」とうたっていた。この箇所は最終的には、IMF 協定第4条「通貨の平価」第1項「平価の表示」で「各加盟国の平価は共通尺度の金で、又は1944年7月1日現在施行の量目及び純分を有する米ドルで、表示しなければならない。」と規定された。それでは、金で表示すると規定されていた共同声明の条文案の修正は、いったい、どのようになされたのであろうか。

まずは、米ドルが、金とならんで通貨表示の単位となる経緯について見よう。

共同声明第4条第1項に関する英米共同提案第1項「加盟国通貨の平価 Par Values of the Currencies of the Members」では、金、あるいは「金交換通貨単位 a gold-convertible currency unit」をもって加盟国の通貨価値を表示することになっていた。平価は、共同声明第4条第1項では、加盟国通貨は金でのみ表示するものとされていた。これからすれば、ブレトンウッズ会議に提案された規定案で、「金交換可能通貨単位」なる用語が初めて付け加えられたことになる。(USDS 1948: 37, 185)

7月5日、エジプト代表団は、国際通貨単位 VAL を提案した。それは金 10 グラム、約 11.253 ドル、約 54.013 シリングに相当した。(USDS 1948: 164-5) エジプト提案は、受け入れられなかった。

7月6日、第1専門委員会第1分科会は、英米修正提案を承認した。(USDS 1948: 215)

7月9日になって第1分科会の提案は、第1専門委員会に報告された。翌10日、第1項は成文化された。しかし、この時点で第4条の第2、3、4、5項はまだ審議中であった。(USDS 1948: 451)

7月13日、第4条は第1専門委員会「起草委員会」報告として提案された。ここでひとつの修正があった。第1項に従来の条文案を (a) として、新たに (b) を追加する措置であった。(b) は、各国通貨に関する計算は全てこの平価でなされるとの規定であった。(USDS 1948: 520-1) だが、金交

換可能通貨単位の用語は変更されていなかった。

翌14日、「起草委員会」の提案が第1専門委員会で審議された。ここで、始めのうちは第4条第1項の用語の問題は提起されていなかった。だが、第4条第1項との関連で注目すべき動きがあった。この場で、第3条「割当と抛出」の第3項「抛出：時期、支払いの場所及び形式」(b)の条文にあった Gold-convertible exchange を United States dollars に変えることが合意されていたのである。ここで注意を要するのは、この変更が第4条ではなく第3条の条文であるということである。(USDS 1948:520, 628)

この“gold-convertible exchange”なる用語は、7月1日付の準備草案第2条第3項、および「代替提案 A 第5項「当初払込み Initial Payments」」に見いだすことができた。なお、“gold-convertible exchange”については、7月7日付以降の草案には、金とともにその定義付けが必要であり、この点で合意が得られ次第、変更される The phrase “gold and gold-convertible exchange” is subject to definition and to change in terminology as may be agreed upon との注記があった。

ここまで第3条第3項の修正の経緯について見たが、それでは、問題となっている第4条第1項の当該箇所が修正されたのはいったい、何時のことか。それは7月16日の「Working Draft」においてであった。すなわち、そこで「金交換可能通貨単位 a gold-convertible currency unit」が「米ドル the United States Dollar」へと変更されたのである。(USDS 1948:660) 国務省会議録では残念ながらこの経緯は不明である。

この問題で注目すべきはドーマエルの研究である。(Dormael 1978:201-3) 彼は「米ドル」の用語は、2段階の過程を経て導入されたと説明する。即ち、第1の段階は第4条第1項の条文案に盛り込まれた「金交換可能通貨単位 gold-convertible currency unit」なる用語の導入である。彼によれば、これは7月6日の第1専門委員会第2分科会でのことである。ここにはロバートソンや各国の通貨の専門家が出席していた。会議ではまずメキシコが提起した銀問題について協議し、その問題の検討を先送りした後、稀少通貨問題を討議した。そうこうしているうちに、米国代表が代替案 A を提出した。そこには「平価は、1944年7月1日現在の金、共通の尺度としての、あるいは金交換可能通貨単位の重量と純度で表示する」とあった。

ドーマエルはこう説明する。しかしながら、後に「米ドル」と変更されるこの金交換可能通貨単位が7月6日に、米国から修正提案された、というドーマエルのこの説明は疑問である。

第1に、ドーマエルの説明では、金交換可能通貨単位の用語は、7月6日に初めて提案されたことになる。そうではない。国務省会議録では、7月1日の共同声明第4条第1項に対する英米共同修正提案にこの用語を見いだすことができる。6日ではなく1日に、しかも米提案ではなく英米共同の形で、である。(USDS 1948:37, 185) 金交換可能通貨単位の用語は、ブレトンウッズ会議のはじめから金とならんで加盟国通貨の価値基準として提案されていたのである。

第2に、ドーマエルは指摘していないが、金交換可能通貨単位の用語は、7月9日の第1専門委員会第2分科会で承認されている。これをドーマエルは、英米共同提案は国務省会議録の1651頁としているが、正確には185頁に記載されている。(USDS 1948:185, 215)

第1の段階に関するドーマエルの説明に対する疑問はこの程度にして、第2段階についての彼の説明に移ろう。彼によれば興味深い第2の動きは7月13日の午後2時半からの第1専門委員会で起こった。当日の討議議題のひとつとして、分科会では加盟国が、「金、および金交換可能為替 gold and gold-convertible exchange」で払い込むのは何時とするか、を話し合っていた。払い込みを何時とするのか自体はマイナーな問題であったが、問題を扱っていた分科会は、検討する時間がないとして、取扱いを直接第1専門委員会に委ねてきていた。同委員会ではインド代表が、金交換可能通貨とは何かを質問する動きがあった。ドーマエルによればこの問題は、これまで討議され、ケインズはそれが存在しないとしてきた問題であった。それゆえ会議では、議論の経緯から、通貨の価値基準の問題ではなく、金交換可能通貨の抛出問題としてとらえられるべき問題であった。だが、ここでロバートソンが、ケインズの指示に反して、「金、および金交換可能通貨 gold and gold convertible currency」の用語を「金と米ドルの純公的保有 Official holdings of gold and United States dollars」に置き換えるべきであると提案した。これは、金交換可能通貨は事実上ドルを指すと考えていたホワイトにとって、絶好の好機であった。ホワイトはすぐさま議長としての権限を

發揮して、この問題を特別委員会の検討に委ねた。

ドーマエルのこの説明も疑問である。この日(7月13日)の第1専門委員会での審議で問題となったのは、第4条「通貨の平価」第1項「平価の表示」の用語の問題ではなかった。第3条「割当及び出資」第3項「出資」(b)、第4項「割当額が変更された場合の払い込み」(a)の条文にある gold-convertible exchange を United States dollars に替えるかどうかの問題となっていたのである。すなわち、「金交換可能為替についてもこの文言を『米ドル』にかえることが might prove advisable との suggestion とともに特別委員会 Special Committee に扱いが委ねられた。」というのが実際の経緯である。(USDS 1848:599) ドーマエルは、明らかに、第3条第3項、同第4項の用語変更の問題と第4条第1項の問題とを混同している。

それにドーマエルは、ロバートソンが「金交換可能通貨 currency」の用語を問題したと記しているが正確ではない。彼は、「金交換可能為替 exchange」を問題にしたのである。(傍線は筆者)

なおドーマエルは、ロバートソンの動きを「ケインズの指示に反して」と記している。米国連邦準備制度理事会所蔵のブレトンウッズ会議関連資料(バーナフ覚書 Bourneouf note)に依拠して説いていることを示唆しているが、われわれはこの史料を確認できなかった。(Dormael 1978:314 note 46)

この経緯については最近、発見された財務省資料では、次のように記されている。7月13日の委員会で、ロバートソンは、この定義を明確にすることがかくも遅延したのは米国の責任ではない、と釈明したうえで、あらためて私が修正提案したいと述べ、第3条の第3項(b)と第4項(a)の gold and gold-convertible exchange を「金と米ドルの公的保有」に置き換えるべきであると提案した。この財務省資料によると、興味深いことにロバートソンは、何故か、翌日(7月14日)の第5回第1専門委員会で、第3条の当該箇所の、金及び金交換可能為替が金及び米ドルへと修正された点の確認を行っている。これに応じてバーンスタインが、金交換可能為替に相当する通貨は米ドル以外には存在しない、としてこの措置を前進と評価した。このようなロバートソンとバーンスタインの丁々発止のやりとりは、何を物語っているであろうか。ドーマエルは、この修正の意味とそれがもたらす影響をロバートソンは考えてい

なかったとでも言うのであろうか。(Rosenberg and Schuler 2012)

スタイルも、第3条の当該箇所の修正問題の経緯にふれ、ロバートソンは、最初に問題が提案された際、単なる簿記上の問題と把握し、その後の処理過程で、他愛もなくホワイトの罫に落ちた、と評価している。そうであろうか。さらに、このスタイルの説明で不明解なのは、彼が第3条の「金交換可能為替」の修正問題と第4条の「金交換可能通貨単位」を「米ドル」に修正する経緯とを、明確に区別せず、混同している点である。(Steil 2013:214-216)

英国代表团は、この問題の重要性に気づかずに同意したのか。問題となる第2分科会には、ケインズが信頼を寄せ、「あらゆる細目にいたるまでしっかりと理解し」「知的な鋭さと忍耐力とねばり強い性格を持って」いるロバートソンが張り付いていた。イングランド銀行のバルトンもいた。それでも委員会の議事に関わった英国代表团は、この用語を承認しているのである。(USDS 1948:247) なかでも、適確な判断力を有し、聡明で、職務に忠実なロバートソンが、かかる動きを知らなかったのであろうか、あるいは彼は、この修正提案が意味することを、理解していなかったのであろうか。そうではあるまい、彼は7月14日の第1専門委員会で金交換可能為替は米ドル以外には存在しない、と念を入れている。彼は、確信を持って第3条の当該条項の修正を認めたのではなかろうか。

いずれにしても第4条第1項の条項化の経緯は依然として謎である。

• 平価調整方式等

相場制度に柔軟性を求める英国と安定性を求める米国との最後の調整が進められた。延々1週間にわたる議論が終わって、英国代表团が適当と考える外国為替調整条項が第1専門委員会に提出された。(CW 1980b:83) ケインズは7月4日付のイングランド銀行総裁キャットー宛の書簡で「多くの基礎的な仕事を舞台裏ですませて、議題は小委員会(小委員会は50名から200名のりびとが出席する会合です)に付託される段階になりました」と伝えていた。すでに指摘したように、キャットーは外国為替調整条項をいかに取り扱うべきかについて、慎重に対処するよう代表团に求めているのであった。

当のケインズは、必要以上に問題の扱いを難しくする米国の法律顧問との間で、非常に長々とした闘いを続け、条文案を取りまとめなければならない、と苛立っていた。それでもケインズは、この協議で「少なくともキャトー提案の実質は確保したのはたしかである」と伝えている。ケインズはさらに、新草案の重要部分はこのようなものであるとして引用している。「国際通貨基金は a fundamental disequilibrium 基礎的不均衡の是正のために必要とされる場合は、提案された変更同意するものとする。もし国際通貨基金が、その提案が基礎的不均衡を是正するために必要であることが証明されないと考えるならば、そして国際通貨基金の正当な活動方針にかんがみ、それが正当とされないならば、国際通貨基金はその提案された変更反対するものとする。もし加盟国が、国際通貨基金が反対する権利ありとされている場合において、国際通貨基金の反対にもかかわらず、その平価を変更するならば、その問題は第8条当該条項の規定に従い処理されるものとする。」(CW 1980b:77-9; Dormael 1978:170)

相場制度をめぐる英米間のやりとりについてのケインズの見方は興味深い。彼は次のように指摘している。「本当の対立は、われわれとホワイトとの間にあるのではなく、ホワイトと米国代表団との間にあった」。ケインズによれば、それは「米国の連邦議員や銀行家たちが、ホワイトに正反対の方向への修正を強く要求し続けてきたから」であり、「ホワイトはわれわれとの信義を守るため、勇敢に闘ってきた」のであった。こうしたケインズとは対照的にロビンズは、かかる為替相場制度の柔軟性を求める英国代表団の基本姿勢に内心では同調せず、憂慮していた。彼は、英国の通貨主権の主張は、国際通貨基金の機能を骨抜きにすることになる、これでは通貨を安易に切り下げがちなラテンアメリカ諸国をコントロールする力を失ってしまう、との懸念を抱いていたのである。(CW 1980b:79; Skidelsky 2001:352)

• 金の買い入れ価格、外国為替取引のマージン

現行の第2項「平価を基礎とする金買い入れ Gold purchases based on par values」、第3項「平価比率を基礎とする外国為替取引 Foreign exchange dealings based on parity」の成文化には意外に手間取っている。7月7日の英米共同提案では、第2項、第3項に相当する条項案にタイ

トルがなく、前者についての成文化が進んだのは、7月12日であり、第3項については7月13日に至っても審議は継続され、文書は出来上がっていなかった。第3項が条文案としてまとまるのは、7月16日のことであった。そこで直物とこれ以外の取引のマージンについて定められたのである。(USDS 1948:270-1, 312-4, 501-2, 520-3, 575, 660-3, 765-808)

• 平価の変更

この問題では、結局、第4条の第5項「平価の変更 Changes in par values」(c)で、加盟国は基礎的不均衡を是正しようとするかぎり平価の変更を提議できることになった。即ち、この場合、平価の変更が(i)当初の平価の10%を超えないかぎり基金は異議を唱えてはならない、(ii)10~20%までは基金は同意することも異議を唱えることもできる、(iii)(i)(ii)に該当しない場合であっても、基金は同意することも異議を唱えることもできるのであった。

第5項(c)の成立過程をやや詳しくみると、この条項案で英米の合意が得られたのは比較的早かった。国務省の会議録によれば、7月7日の第4条第2項~4項にかかわる英米共同提案で、その第4項の条文案にはほぼ現行と同じ3つの為替相場調整方式が打ち出されていた。(USDS 1948:270-1)この英米共同提案は7月13日の「起草委員会草案」で、第5項「平価の変更 Changes in Par Values」のなかに盛り込まれ、これが最終条項案に受け継がれたのであった。(USDS 1948:520-3, 660-3)

ついで第5項(f)では、とくに平価の変更を提議した加盟国の「国内の社会的または政治的政策」を理由に、その変更異議を唱えてはならない、と明記していた。これは、すでに共同声明に盛り込まれていた条項案で、英国の強い求めを受けて、国内均衡を維持するための加盟国の自律的な政策展開の試みを、国際通貨基金は制限することができないことを明記したものであった。

この一方で、第6項「許可なき変更の結果 Effect of unauthorized changes」では、基金の異議があったにもかかわらず加盟国が自国平価の変更を行ったときには、まず、その加盟国は、基金の資金を利用する資格を失う、と規定した。さらに、相当な期間の経過後も、その加盟国と基金との意見の相違が継続しているときには、基金は加

盟国に第15条第2項をもとに、総務会の過半数の議決で脱退要求を行うことができるとした。この第6項はぎりぎりの局面での妥協の産物といえるかもしれない。この規定の前半でキャトー修正案を取り入れ、後半では総務会の過半数の賛成という米国に有利な票決比率での強制脱退を盛り込んでいたからである。^⑧

● 平価の一律変更

平価の一律変更に当たっては、10%以上の投票数を保有する国の意向を重視するべきであるとする考えと、加盟国一票の単純多数決で決定するべきであるとの考えが対立し、取りまとめに手こぎった。条文案が最初にとりまとめられるのは7月16日の「作業草案 Working Draft」で、最終的に条文案が取りまとめられるのは、7月19日のことであった。ただ、条文案が最終的に確定するのは20日にずれ込んだ。土壇場になってオーストラリアが、第5項(f)の文言の修正を求めてきたからであった。すなわち同国は、「貿易の深刻な逆調により深刻な国際収支赤字が続いた時、加盟国の求める相場調整の要求に基金は同意する。」との一文を盛り込むように修正を求めてきたのである。これは同日撤回されるが、第4条のとりまとめは予想外に難航した。(USDS 1948:312-4, 501-2, 520-3, 575, 660-3, 765-808, 1045,

1089)

④第6条「資本移転 Capital Transfers」

第6条は、7月13日になって、共同声明第5条「資本取引 Capital Transactions」1、2の英米共同代替案第1項「資本の移転のための基金の資金の利用 Use of the Resources of the Fund for Transfer of Capital」、および第2項「資本移転に関わる基金の資金利用の制限 Limitation on Controls of Capital Movements」に、新たに共同声明の第3条第2項「資本移転に関わる購入の条件 Conditions Governing Purchases for Capital Transfers」を取り込み、条文の位置、構造とも変更された。即ち、当初案の第5条「資本取引 Capital Transactions」から第6条「資本移転 Capital Transfers」と条項の位置と表題が変更された。同時に、新条文の構成も次のように大きく変更された。第1項「資本移転のための基金資金の利用 Use of the Fund's Resources for Capital Transfers」、第2項「資本移転の特別条項 Special Provisions for Capital Transfers」、第3項「資本移転の統制 Controls of Capital Transfers」。これらは、翌14日の第1専門委員会承認された。(USDS 1948:29, 40-1, 525, 628)

この条項は相当誤解されていた。表題から一見すると、資本移動について規定した条項のように見受けられる。しかしながら、よく読むとそうで

⑧ 岩本は自著の第7章のなかで、英米交渉からブレトンウッズ協定に至る過程での為替レートの変更問題を論じている。そこでは国家主権に基づくもの(裁量)か、あるいは「基礎的不均衡」が生じた場合に限って基金の承認を得たうえでしか変更できないという主権の放棄によるもの(ルール)か、でケインズ案とホワイト案とで対立があったとしたうえで、「この問題は、『共同声明』までには合意に至らず、共同声明で両論併記の形となった (ibid., Appendix 4)」と論じている。(岩本1999:245)

そうして岩本は、わざわざケインズ全集の付録4に収録されている共同声明に注意を喚起している。このため、この説明を受けた初学者は、共同声明では対立点が両論併記になっていると信じてしまうのではなからうか。ところが、実際には、共同声明に両論が併記されていないのである。岩本は自分の眼で併記を確かめたのであろうか。岩本の錯誤はこれにとどまらない。彼は、この説明にあたりわざわざ引用しているホースフィールドが、問題となる文章に続けて、次のように記述しているのを見落としている。「しかしながら、英国側はこの問題について再検討した結果、(1943年の)12月にこの主張を取り下げた。」(Horsefield 1969:62) ホースフィールドは、ここで、はっきりと、岩本がケインズ案としての条文案を、英国は取り下げたと言っているのである。12月に取り下げた条文案が翌年4月に両案併記の一方として公式文書に残るはずはない。

岩本の過誤はこれにとどまらない。彼は、ブレトンウッズ会議での為替調整問題の処理にまで言及し、最終的に「キャトー条項」によって「妥協が図られた」と論じている。これにより、英国の主張どおりに条文案は、加盟国の通貨主権を認め、「基金の合意なしに加盟国が為替レートを変更した場合には、当該加盟国は基金から強制的に脱退させられるのではなく、基金の資金を利用する権利を剥奪されるという」内容に修正されたと説明する。(岩本1999:245-6) そうであろうか。国際通貨基金の協定には、穏やかな表現ではあるものの、強制脱退の規定が盛り込まれている点に注意が必要である。米国は、為替調整に関わるキャトー条項を丸呑みしたわけではない。この問題でも、岩本が論拠とする文献—プレスネルの当該箇所—にあたれば、彼もキャトー条項で「妥協が図られた」とは主張していないことが明らかになる。プレスネルは、次のように記している。「基金の資金を利用することはできなくなるが、自動的には脱退を求められないことになった。」ここでプレスネルは、自動的に脱退させられることはない、といっているだけであって、脱退規定が削除されたことまでは主張してはいないのである。実際、基金の当該箇所の規定は次のようになっている。「(当該加盟国は基金の利用資格を喪失すると規定した後で、)ただし、相当の期間が経過した後、当該加盟国と基金との意見の相違が継続するときには、第15条第2項(ii)が適用される。」この第15条第2項(ii)がおよそ次のような規定であることはすでに指摘した。加盟国の過半数の決議によって基金の脱退を要求されることがある。

はないのである。ここで規定していることは、実に、①基金の資金は巨額の、持続的な資本流出に用いてはならないこと、すなわち、基礎的不均衡の是正のための短期的な措置としてのみ基金の資金利用を認めるものであること、②また、資本移動を管理してもよいが、それによって經常取引にともなう資金の支払いや、取引決済のための資金の移転（振替）を、制限してはならない、と言っているのである。

なお、ここで transfer というのは資金の移動、移転、振替をいうのであろう。そうであれば、この第6条の規定は、資本移動と訳すよりは、資金の移転、あるいは資金の振替と訳した方が内容に即していると思われる。条文中に capital transfer の用語以外に capital movements とか transfer of funds の用語が見受けられ、用語法にやや混乱が見られる。なお、第1項に (b) として共同声明や英米共同提案にはなかった規定が付け加えられている。すなわち、基金から加盟国が統制するように求められたにもかかわらず、加盟国が、適当な統制を実行に移さなかった場合、国際通貨基金は、当該加盟国の資金利用資格を無効にすると宣言できる規定である。

⑤第7条「稀少通貨 Scarce Currencies」

稀少条項の骨格は、共同声明第6条「稀少通貨の割当 Apportionment of Scarce Currencies」第1項、第2項に対する英米共同の代替案第1項「一般的稀少 General Scarcity」、第2項「基金保有資金の稀少 Scarcity of the Fund's Holdings」と、共同声明第3条「基金との取引 Transactions with the Fund」の英米共同の代替案第3条第5項「通貨の稀少化を防止する目的のための業務 Operations for the Purpose of Preventing Currencies from Becoming Scarce」の二つの部門から構成される。

かかる共同声明を基礎とした稀少通貨条項は、いったん、7月7日、全4項からなる以下の条文案としてまとめられる。^⑨

第1項「一般的稀少」、第2項「基金保有の稀少」、第3項「稀少通貨に対する制限措置 Administration of Restrictions on Scarce Currencies」、第4項「制限に対する他の国際協定の効果 Effect

of Other International Agreements on Restrictions」。

この修正で注目されるのは、第2項に、「稀少通貨宣言」の規定が盛り込まれた点である。この草案は、8日の第1専門委員会第2分科会で承認される。(USDS 1948:31, 269-70, 289, 324-5, 449-50)

だが、稀少通貨条項は、7月13日、第1専門委員会「起草委員会報告」で、あらためて第6条から7条に位置づけ直される。(USDS 1948:449-50)

ここでの主要な修正点は、共同声明の第3条「基金との取引 Transactions with the Fund」第5項「通貨の稀少化を防止する目的のための業務 Operations for the Purpose of Preventing Currencies from Becoming Scarce」が新たに第7条第2項「基金の稀少通貨保有を維持するための手段 Measures to Maintain Fund's Holdings of Scarce Currencies」として位置づけ直され盛り込まれた点である。そうして、この稀少通貨条項は、7月14日の第1専門委員会承認されるのである。(USDS 1948:525-7, 628) こうして、共同声明からIMF協定への修正過程で、①第1項の「一般的な稀少」が新設され、②基金保有の稀少通貨を補充する措置が具体的に規定され、③通貨が稀少となった場合、稀少通貨が宣言され、その通貨を割当る措置がなされることになったのである。

⑥第8条「加盟国の一般的義務 General Obligations of the Members」

国際通貨協定第8条「加盟国の一般的義務」は、共同声明では第9条に位置し、全3項で加盟国の義務として金価格の維持、固定相場の維持の義務を規定し、經常取引のための支払いに制限をかはしてはならないと、規定していた。これが、国際通貨協定では、全6項の構成で明確に以下を規定することになった。第1に、經常取引の制限措置の撤廃。第2に、差別的通貨措置、多元的通貨措置の禁止。そうして、これらに加えて、外国保有残高の交換性についての規定を新設した。これは、外国が保有していた残高が、①經常取引によって取得されたもの、②經常取引のための支払いに用いるものである場合、これを当該通貨国政府は買い戻さなければならない、というのである。こうして、この第8条は、これまで以上に明確に經常取

⑨ ロビンズは戦時日記に、この日、稀少通貨条項の最終決着がはかられたと記しているが、そうであろうか。(Howson and Moggridge 1990:174-5)

引のための支払いの自由化と差別的通貨措置、多元的通貨措置の禁止を打ち出す一方で、さらにこれらとは別に、經常取引に用いるための外国保有残高の交換性の回復につとめる義務を規定したのである。^⑩

会議では、第8条の条文書の作成に手間取り、完了するのは、7月19日のことである。もっとも、第2項、第3項のタイトルに「回避する Avoidance of ~」を書き入れた修正点を無視すれば、条文書の整備は、7月16日の「作業草案 Working Draft」で、ほぼ整備は達成されていたことができる。

当初案から最終条項案が確定されるまでの流れを見よう。ブレトンウッズ会議に提案された当初案は、7月9日の第1分科会に提案された「条文書 Text of Provisions」第9条「加盟国の義務 Obligations of Member Countries」で一層の定式化が試みられる。それは全4項で構成され、各々は以下の項目であった。第1項「追加的理解の目的と範囲 Purpose and Scope of Additional Undertakings」、第2項「平価での金購入 Gold Purchases Based on Par Values」、第3項「平価での外国為替取引 Foreign Exchange Dealings Based on Par Values」、第4項「經常的支払に対する為替制限 Exchange Controls on Current Payments」。

この第9条は、のちに第8条になるが、この時

点では全体の輪郭は明確ではなかった。なぜなら、第1項の検討は先送りされ、第2項、第3項は、「起草委員会 Drafting Committee」に検討のため送付され、第4項は、翌日(10日)の第1専門委員会で「特別委員会 Ad Hoc Committee」に検討をゆだねられることとされ、各項目とも手つかずとあってよいほどの状態にあったからだ。(USDS 1948:343-4, 433)

さらに、最終的には第8条第4項となる当初案第3条の第6項「多角的清算」については、7月8、9日の両日、検討が進められたが、どう位置づけるか、取り扱いに手間取っていた。同条項の処理については、第1専門委員会第2分科会も、11、12日と連日この問題を検討していたが、結局、第9条第4項とともに、一層の検討のため「特別委員会 Ad Hoc Committee」で処理されることになった。^⑪ (USDS 1948:497, 555)

ロビンズは7月11日の日記に次のように記していた。「この2、3日の間、基金に関しては目立った動きはなかった。だが、そうだからといって何ごとも起きなかったと考えるべきではない。基金の草案は、共同声明を基礎に、次第に姿を現しつつある。だが、その草案は信じられないほど複雑な文言で、共同声明の各パラグラフが意味する内容が半ダースもの条項となって生み出される。ここで最も用心しなければならないことは、わが方と米国側との相違をあらためて表面化させないようにするこ

⑩ 西川潤は岩波新書『世界経済入門第2版』の「IMF・ガット体制」を説明する箇所、IMFを次のように説明している。IMFは、「資本の自由化を世界的に促進し(第8条「加盟国の一般的義務」で、經常取引制限や差別的通貨取決め、複数通貨をやめ、外貨残高は交換自由とすることを決めている)、そのために為替平価が動揺するときには、基金から短期の貸し付けを行い、為替安定をたすける。」(西川1991:3)ここで国際通貨基金を「資本の自由化」を世界的に促進する国際機関と説明している。そうであろうか。国際通貨基金は「資本の自由化」を目的とする国際機関ではない。經常取引にかかわる通貨・為替の交換性回復をめざしたのである。資本取引の自由化は目指していない。国際通貨基金は、あくまで經常取引にともなう通貨の自由化を目指した国際機関であった。

また、この点と関連して「外貨残高を自由交換とする」というのも極めて不正確である。外国保有残高の自由化も、あくまで、經常取引にかかわる残高のかかわる問題である。西川のいうように、資本の自由化のために外貨残高の自由化をめざしたものではない。尚、この第4項は実際には適用されず、死文となった。

⑪ 当初案の第3条の代替案A第6項「多角的清算 Multilateral International Clearing」は、共同声明第5条第5項の修正条項案であった。もとの共同声明第3条第5項は、以下のような規定であった。「加盟国が基金から自国通貨と引き換えに他の加盟国の通貨を買い入れる権利がある限り、他の加盟国の通貨あるいは金で他の加盟国から自国通貨を買い入れる用意をしなければならない。以上の規定は、第9条第3項に基づき制限されている通貨には適用されない。また、第10条第2項によって維持あるいは課された多角的清算に対する制限を除去する以前の經常勘定に関わり蓄積された通貨保有に対しては適用されない。」即ち、この条文は、加盟国は基金から資金を借り入れる資格がある国は、外国が保有する自国残高をその外国の通貨あるいは金で買い入れる用意をしなければならない、と規定しているのである。

これに対して代替案第6項は、次のような規定であった。「經常取引の結果、取得された残高、あるいは經常的支払いのためにその残高の転換に必要な場合、他の加盟国の通貨、あるいは金で、他の加盟国から自国通貨を買い入れなければならない。ただし、以下の場合はこの限りではない。(a) 第5条第1項資本移動の管理の規定に則して制限されている場合、(b) 第10条第2項に基づき実施していた制限を加盟国が撤廃する以前の取引の結果、蓄積された残高である場合、(c) 稀少通貨宣言された通貨である場合、(d) 為替制限に違反して取得された通貨である場合、である。また、当該加盟国が国際通貨基金から他の加盟国の通貨を買い入れる資格を失っている場合も適用されない。」(USDS 1948:31-2)

とである。この作業の重責はロバートソンの双肩にかかっている。彼は、英国代表団ではケインズに次ぐブレトンウッズ会議での真の英雄である。彼とバーンスタインとの友好的な相互理解がなければ一体どんな事態に陥ることになったであろうか。・・・(Howson and Moggridge 1990:180-1)

ロビンズは、7月12日の日記にも、専門的な問題についての討議がなされている、われわれは、資本移転、多角的清算などの問題の満足のゆく条項化にいたるまで、多大な困難を経験していると記していた。(Howson and Moggridge 1990:181-2)

そうして Ad Hoc 委員会から7月13日付で第4項「経常支払に対する為替制限 Exchange Controls on Current Payments」の報告が出される。そこでの合意内容は、「交換性 Convertibility」と題する議事録中の文書に概要次のようにまとめられていた。

第4項 経常的に得られ、その残高の転換が経常的支払いに必要な場合、加盟国は他の加盟国の保有する自国通貨残高を買い入れなければならない。ただし、以下の場合はこの例外とする。(a) 資本移転、(b) 多角的清算の制限を除去する以前に蓄積された残高、(c) 稀少と宣言された通貨、(d) 加盟国の為替制限措置に反して保有されている残高。

第5項 加盟国は経常的国際取引の支払いと資金移転を制限しない。

第6条 差別的通貨協定、多元的通貨措置を実施しない。なお、これら4～6項には未だ表題がなかった。(USDS 1948:544-6)

この日(13日)は第1専門委員会「起草委員会」の報告も出された。そこでは、これまで第9条「加盟国の義務 Obligations of Member Countries」に位置していた条項案は、はじめて第8条「加盟国の一般的義務 General Obligations of Member Countries」として位置づけられていた。一見して明らかなように、ここで初めて「加盟国の一般的義務」という表題が登場する。これが第8条の表題であることから、文字通り受け止めれば、ここに位置づけられる各条項は、加盟国に課すべき「一般的義務」ということになる。それは以下の各条項から構成されていた。第1項「緒言

Introduction」、第2項「経常支払に対する為替制限 Exchange Controls on Current Payments」、第3項「多角的清算 International Clearing」、第4項「基金からの通貨の受け入れ Acceptance of Currency from the Fund」、第5項「情報の提供 Furnishing of Information」。

しかしながら、各条項は、タイトルこそ明記されてはいたが、内容は、依然として「入手できていない」との但し書きのままであった。(USDS 1948:527)

だが、かかる事態は、翌日14日の第1専門委員会「特別委員会」報告で一気に打開される。そこで次のような勧告がなされたのである。

第1に、共同声明を基礎とした第3条第6項「多角的国際清算 Multilateral International Clearing」を起草委員会の勧告に従って第8条第3項とする。

第2に、7月13日付の第1専門委員会 Ad Hoc 委員会による第9条第4項「経常支払に対する為替制限 Exchange Controls on Current Payments」を条項に盛り込む。(USDS 1948:604-5)

これをうけて、同日の7月14日、第1専門委員会は、先の特別委員会の指摘を、第2項「経常支払に対する為替制限 Exchange Controls on Current Payments」、第3項「多角的国際清算 Multilateral International Clearing」として位置づけ直すことで合意した。^⑩(USDS 1948:628)

しかしながら、この第1専門委員会の合意は、最終合意にはならなかった。7月16日の「作業草案 Working Draft」によって、いったん第8条第3項として条項化されることになっていた旧第3条第6項「多角的国際清算」は、あらためて第8条第4項「外国保有残高の交換性 Convertibility of Foreign held Balances」と変えられ、内容的にも整備されたのである。(USDS 1948:670-3) そうして、これが実質的に最終条項となった。とはいえ、第8条の条項案が最終的に確定したのは、7月19日の第1専門委員会「起草委員会」第2次報告であった。第2項と第3項の条文に微修正が施されたからであった。^⑪(USDS 1948:780-3)

こうしてみると、イーディーがケインズに宛てた1945年1月25日の書信での、第8条の第2項

⑩ ロビンズは、14日付の日記のなかで次のように記している。基金についての仕事は極めてうまくいっている。昨晩からバーンスタインとロバートソンが14日の午前3時過ぎまで協議を重ね、残された多くの専門的な問題について実質的な合意に達した。(Howson and Moggridge 1990:184-5)

と第4項に関するイーディーの事態の認識とこれにもとづいたモグリッジの解釈—7月11日を第8条第4項 (b) (v) と第8条第2項 (a) についての決定的な日としている点 (CW 1980b: 170-1) —は疑問である。第1に、①共同声明の第9条が国際通貨基金協定の第8条として内容的に拡張され、②「外国保有残高の交換性」と「經常取引に対する為替制限」の順番が変更されるのは、モグリッジが主張する7月11日のことではない。即ちイーディーが、7月11日を第8条の4項と2項の処理にとって決定的な日とするのは彼のひどい記憶違いであるし、これを踏まえてモグリッジが、この日に英米間で妥協が成立したとするのは、妥当な解釈であるとはいえない。さらにモグリッジは、最初に英国側草案があり、そこでは後の第8条4項が先に、同2項が後になっていたと書いているが、これも不正確である。就中、モグリッジは、ブレトンウッズ会議で最初に英国草案が

あったというが、7月1日に準備された起草草案は、英米共同提案のかたちをとっており、英国が単独で提案したものではない。ブレトンウッズ会議に関する國務省文書には英国代表団が独自に提出した草案についての記録は見当たらない。我々の資料解釈によれば、最初にブレトンウッズ協定の第8条第2項と同第4項とがその順番を変更されたのは7月12日から13日にかけてである。7月12日の時点では外国保有残高の交換性にかかわる第9条の第4項は、經常取引に対する為替制限にかかわる第5項よりも前に置かれていたのである。それが13日には、經常取引に対する為替制限が第2項に、外国保有残高の交換性が第3項に置かれ、順序が入れ替えられるのである。しかしながら、さらに、やや煩雑な経緯をたどり、これらの条項は、最終的には、それぞれ、第8条の第2項、第4項となるのである。

【第1表】 第8条の修正過程

	共同声明	7.1 準備草案	7.13 草案	7.16 草案
	第9条	(同左)	第8条	(同左)
第1項	(平価に基づく金の売買)	「追加的理解の範囲」	「序言」	(同左)
第2項	(平価に基づく為替取引)	「平価に基づく金の売買」	「經常取引に対する為替制限」	(同左)
第3項	(經常取引に対する為替制限)	「平価に基づく為替取引」	「多角的清算」	「差別的通貨措置」
第4項		「經常取引に対する為替制限」	「通貨の受け入れ」	「外国保有残高の交換性」
第5項		「基金資産の免責」	「情報の提供」	(同左)
第6項		「訴訟の免責」	「国際協定に関する協議」	(同左)
第7項		「基金への課税の制限」		

(注①) 7月11、12日の第2分科会での審議を経て構式内容上の大きな修正があった。

7月13日草案の第3項は、元々は準備草案の第3条第6項であった。

(注②) 7月13日草案から7月16日草案にかけて構成、内容上の大きな修正があった。

(出所：USDS 1948: 54-6, 152, 217, 231-3, 288-9, 311, 340-1, 343-4, 433, 527, 544-6, 598, 628, 670-673, 780-783)

⑬ このように第8条の整備が長引いた背景のひとつに次のような事情があった。すなわち、英蔵相が、6月14日付イングランド銀行総裁宛書信で指摘し、懸念を表明していた問題であった。即ち、同行は、協定案の8条第4項「外国保有残高の交換性」として最終的には位置づけられる共同声明修正第3条第6項「多角的清算」の次の条文案に対して強い懸念を抱き、代表団に対して7月9日、対応を求めたのであった。それは、他の加盟国が加盟国に対して買い入れを求めた場合、買い入れを求められた当該加盟国は、その国が保有する自国通貨の残高を買い入れなければならない、という規定であった。その規定案では、(1)買い入れられる残高が經常取引の結果、最近取得されたものであること、「あるいはor」、(2)その經常取引のための支払いに必要なこと、となっていた。本国の条文案の解釈では、「あるいはor」では、本来交換可能ではないポンドまで交換可能ポンドに変えられ、交換を求められた国は、これらのポンドについても交換性義務を負うことになりかねない危険性があると見たからである。そこで本国としては、「あるいはor」を「さらにand」と修正することで、二重に交換可能性ポンドの対象を限定すれば、この危険性を幾分回避しようとしたのである。(「7月8日付ウェイリーからバドモア宛書信」；「7月9日付英国外務省からブレトンウッズ代表団宛書信」T231/367) しかし、この指示は結局実現せず、当初の条文案が協定文となった。

⑦第12条 組織及び管理

基金の組織、管理についての第12条は全8項で構成される。それらは、第1項「基金の機構」、第2項「総務会」、第3項「理事会」、第4項「専務理事及び職員」、第5項「票決」、第6項「純収入の配分」、第7項「報告書の公表」、第8項「加盟国に対する見解の通知」、である。かかる第12条の起草、条項化の過程を見ると以下が特徴的である。

第1に、7月13日の起草委員会報告ではほぼ全8項からなる最終条文案の構成が固まったことである。もっとも、この時点で、第12条は第11条に位置づけられていた。この起草委員会報告は、14日の第1専門委員会での審議で、一部の未決定部分を除き承認された。この7月14日の第1専門委員会で審議未了となっていたのは、第3項「理事会」、第5項「票決」、であった。それではこの後、これらの問題はどのように処理されたのか。まず第3項である。この問題で対立があったのは常務理事の定数とその配分であった。割当額の多い国順に5名を割り当てることでは、早くから合意が得られていた。だが総定員を何名とするのか、中南米、英帝国などの地域に何名を割り当てるのか、意見がまとまらなかった。エジプトは、7月12日に、常務理事15名、この内訳として最大国順に5名、英帝国3名、中南米3名、中東1名、その他3を提案する動きにでた。(USDS 1948:506-7)

この問題では、結局、7月16日の「作業草案 Working Draft」で、総数以外では最終協定文と同じ文案で合意した。だが、総数の問題では、ここでは12～14名、さらに19日の第1専門委員会起草委員会第2次報告でも同様の総数が考慮されていたが、最終的には、同じ19日の特別委員会「第6報告」で少なくとも12名とすることで合意し、これが最終案になった。ただし、このうち①5人は最大の拠出額を有する5加盟国から任命し、②5人は、理事を任命する資格のない加盟国でアメリカ共和国諸国以外から選挙し、③残る2人は、アメリカ共和国諸国が選挙することになった。なお、エジプトはあらためて中東代表を1名割り当てるべきであると主張したが認められなかった。(USDS 1948:653, 678, 787, 833, 913-4)

一方、票決の問題ではさきの「作業草案」で、最終案に近い条文案がまとめられた。そうして、7月19日の起草委員会第2次報告でこれを若干修正した条文案が最終的に採択された。(USDS

1948:530-3, 676-81, 789-90)

⑧第14条 過渡期 Transitional Period

共同声明第10条「過渡期合意 Transitional Arrangements」第1～4項がもともになっている。(USDS 1948:56-7) 注目すべきであるのは、7月1日の条文案には英米の代替案がそえられていなかった。条項化の骨格となる文書は実に7月12日付の文書であって、これが国務省文書に載っている。それは全3項からなり、第1項のみが表題がつけられていただけであり、残りの第2項、第3項には表題が無かった。このことは何を意味するのであろうか。恐らく英米間で最後まで調整に手間取ったからではないであろうか。(USDS 1948:537-8) これらをやや詳しく見ると、第1項は最終条項の第1項、第2項に、第2項は第3、4項に、そうして第3項は、第5項に対応していた。しかし各条項の条文案は十分に整備されてはいなかった。

過渡期条項について本格的な審議に入ったのは7月12日であった。まず第1項である。共同声明第10条第1項ですでに明確に基金は救済、復興のための資金供与を行う機関ではないと規定していた。7月12日の英米代替案では、これがより簡潔に冒頭で明記された。第2項は、過渡期の期間について言及しているが、過渡期措置の継続について、①業務開始後3年以内に毎年、基金は制限について報告する、②業務開始後5年後に、継続するかについて、毎年協議する、と記していた。これが最終条項案として用いられたのである。

7月14日、この代替案は、第1専門委員会「特別委員会」によって報告された。そうして同日、第1専門委員会で一応、承認された。(USDS 1948:607, 629) 過渡期条項は、このあと7月16日、「作業草案」で、第10条から第14条に移され、条項名も「過渡期 Transitional Period」と変えられた。この条項案は、7月19日の起草委員会第2次報告で、一部修正が施され最終的な条項になったのである。(USDS 1948:682-3, 791-2)

こうしてみると共同声明から協定への目立った変更点は以下の通りである。

第1に、共同声明の最終条項第10条から国際通貨基金協定では第14条に位置づけられた。

第2に、共同声明の表題名の「過渡的合意 Transitional Arrangements」が協定では「過渡期 Transitional Period」に変えられている。

第3に、共同声明の3年以内の「協議 consult」

が、過渡期に実施している制限についての「報告」に変えられた。さらに5年ならびにその後毎年という文言が付け加えられ、5年後以降も過渡期間の継続について加盟国は基金と「協議」することになった。これによって、過渡期期間が3年から5年、あるいはその後に延長される余地が生まれたのである。

この問題でデヴライスは、国際通貨基金25年史の第2巻で過渡期条項について次のように評価している。過渡期条項では過渡期間は決められていなかった。そこでは過渡期が単に変化と調整の時期であるとうたっているだけであった。確かに協定は3年と5年と2つの時期について言及しているが、いずれの場合も過渡期がいつまでであるのか、規定していなかった。(de Vries 1969: 225)

こうしてモグリッジも評価するように、過渡期

条項について、英国は米国から大幅な譲歩をえることができたのである。(Moggridge 1992: 743)。

この過渡期条項で意外に見過しかねない点に注意を喚起しよう。すでに言及したが、第14条のはじめに、次のように規定しているのである。「基金は、救済、もしくは復興に対し資金を供与し、又は戦争の結果生じた国際債務を処理することを目的とするものではない。」これは国際通貨基金の基本的な性格と役割に関わる重要な規定である。なぜならば、ここで、国際通貨基金が、戦後過渡期の困難に対処する機関ではないこと、さらには累積ポンド残高の処理には関与しないことを明確に宣言しているのである。もっとも、基金の基本目的に関わるこうした規定が第1条にはではなく、この条項におかれたことには違和感を抱かざるを得ないのであるが。

【第2表】 IMF 過渡期条項の修正過程

共同声明	7.12 英米共同草案	7.16 草案
第10条「過渡的合意」	第10条 (同左)	第14条「過渡期」
第1項「(項目名なし) (基金の目的)」	第1項「為替制限と通貨合意 留保される通貨措置」	第1項「序言」
第2項「(項目名なし) (過渡期の為替制限)」	第2項「(項目名なし) (過渡期条項の適用)」	第2項「為替制限」
第3項「(項目名なし) (基金による終了通告)」	第3項「(項目名なし) (過渡期の性質)」	第3項「基金への通告」
第4項「(項目名なし) (過渡期の性質)」		第4項「制限に対する基金の行動」
		第5項「過渡期の性質」

(出所：USDS 1948: 537-8, 607, 629, 682-3, 791-2)

⑨ ポンド残高問題

この問題での英国の方針はすでに固まっていた。英国はブレトンウッズ会議でポンド残高問題が再燃するのを回避したかった。特に最大の債権国インドが問題を公にしないように腐心した。だが、英国の思惑どおりには進まなかった。まず7月4日、エジプトがこの問題を提起した。1944年4月の中東金融会議で採択された決議を引っさげて、戦時対外債権の処理を基金の目標と政策に追加するよう求めてきたのである。^⑭

インドも7月10日、声明を発表し、基金は多角的決済に使用できる資金の配分を行うことにより、戦後ポンド残高の問題の解決に関与すべきで

であると主張した。(USDS 1948: 127-8, 185-7, 1171-3) インドは未だ独立国ではなかったが、会議では後年、「第3世界」と称される地域の国々の利害を代表し活発な活動をみせた点で注目されたのであった。インド代表のS・チェティー卿は、国際組織はすべての問題を先進国の観点からアプローチする傾向がある、とその先進国中心主義を批判した。インドにとって封鎖ポンドの処理が、戦後のインド経済の発展と英ポンドの交換性を回復するうえでもっとも重要な政策課題であり、この問題に基金が積極的に取り組むべきであると主張したのである。戦時のポンド債務はドル換算で700億ドルにのぼると推計された。インドは戦時

⑭ ロビンズはエジプトではなくインドとしている。インド代表団のシュロフ (タタ・サンズ) が舌鋒鋭く問題を提起した。(Howson and Moggridge 1990: 170-1)

期に膨大な対英戦債を積み上げてきた。インドにとっては、この債券債権が、事実上、金やドルへの交換が制限されていることに、我慢ならなかったのである。さらには、債券債権の放棄や縮減が議論に浮上している事に強い警戒心を抱いていたのである。

だが、英国は、フランスや米国などと協調してこの問題を取り上げることに反対した。ケインズは、同日、英国代表団として声明を発表した。そこでは次のような立場が表明されていた。債券残高の問題は直接に関係のある国々の問題である、われわれはこの問題について基金から援助を仰ごうとは思っていない、基金は戦債を直接取り扱うことを意図するものではないとする米国代表団が発表した見解と英国代表団はまったく見解を同じくするものである。債券残高問題は、このケインズの声明によって、あらためて基金の業務から除外されることになった。(CW 1980b:85-7)

このようにして英米両国とも、債券残高処理に国際通貨基金をかかわらせることを阻んだのである。それでは、債券残高の処理問題は、英国が望むように、英国と自治領間の問題として処理されることになったのか。そうでもなかった。債券残高の問題は、武器貸与援助と相互援助協定のもとでの戦費支出、戦争債務処理の公平化の問題と関連して、英国の対外金融政策や英米金融交渉の場で、再度、米英間での重要な政策課題として、浮上することになるのである。

⑩基金と銀行の所在地をめぐる対立

アトランティックシティーでの会談中、ホワイトは国際通貨基金と国際復興開発銀行の本部は最大の拠出国の米国内におかれるべきであるとした。米国代表団のなかでは、本部の所在地をどこにおくべきかの問題は、金の預託場所を米国以外に設置することへの問題としても理解されていた。銀行家のブラウン、連銀議長のエクルス、スペイン議員、リード議員等は、金やその預託場所の国外への移動は、富と権力の源であり究極の国際通貨である金の移動を招き、国民や議会の批判をうけると、懸念したのである。(MD 751:12-19)

これに対してケインズは、ロンドンを主張していた。ホワイトは、ブレトンウッズ会議で最終提案を行ない、決着を図る意向であった。7月10日、国際通貨基金と国際復興開発銀行の所在地について英米の協議が開始された。米国側は両機関

とも最大の出資国に置くべきであると提案した。この提案に対して英国側は、かかる問題は国際通貨基金と国際復興開発銀行の第1回の会合で決めるべきであると主張した。両国は譲らず、問題の解決を先送りすることにした。7月13日にこの問題は再度とりあげられたものの、結局、先送りされた。

第4章 第2専門委員会と国際復興開発銀行

(1) 準備草案の構成

国際復興開発銀行にかかわる第2専門委員会は7月3日に初会合を開催した。ケインズが、第2専門委員会の議長として開会の挨拶を行った。はじめに彼は、戦後復興と低開発国の開発のためにも銀行の設立が重要であると説いた。このうえで、銀行は3つの方針に従って活動すると説明した。まずは、払い込まれた資金による直接貸付である。残りの応募資本は、2つの業務を保証するための準備資金にあてられる。そのひとつは、民間資本による貸付の保証である。いまひとつは、加盟国への貸付資金を調達するため銀行が市場から借り入れる際の保証である。ケインズは、保険会社の経営に携わった経験からか、業界用語—uberrima fides—を用いて、銀行の基本性格を鑑みて、保証料としては1%と低く設定した手数料の形で設定することが必要であると強調した。(CW 1980b:76) このあと、銀行の専門委員会は、基金の審議を優先させるため、休会となった。

休会中の6日、国際復興開発銀行案のもととなる準備文書が公表された。(第3表) この準備草案 a Preliminary Draft Outline は、事実上、1943年11月の米国案とボート・ドラフト、国際通貨基金案の管理、組織に関する条文案によって急遽作成されたものであった。ハロッドやメイソン、オリバーは、ブレトンウッズ会議での国際復興開発銀行案は、事実上、国務省のコラドとコロンビア大学教授で対外経済局のエンジェルがマウント・ワシントンホテルの一室に缶詰めになって起草したとしている。彼らは英国側の同意を得る前に国務次官補のアチソン、シカゴ・ファーストナショナル銀行のブラウンらに問題点について助言を求めていたことも指摘されている。(USDS 1948:190; ハロッド 1967:638; Mason 1973:21-22; Oliver 1975:183)

第2専門委員会の全体の責任者はケインズで

あったが、英米間で実際に実務に携わった米国側責任者はアチソン、英国側は親米家のロビンズであった。最高の知的エリートであり、気心知れた両者の協力によって、ケインズの強引な議事運営は助けられた。

起草分科会は、準備草案の提示に当たり、それはあくまで今後の議論のたたき台となるものであり、いかなる特定国の代表団の提案ではないし、また、いかなる代表団もそれに関わっていないと、わざわざコメントした。(USDS 1948:191)

【第3表】

「復興開発銀行設立のための準備草案」

- 第1条 銀行の目的
- 第2条 銀行への加盟、銀行の資本
- 第3条 貸付に関する一般規定
- 第4条 業務
- 第5条 管理
- 第6条 脱退、地位の停止、清算
- 第7条 追加的保証
- 第8条 (欠落：表題、条文案の記載なし)
- 第9条 改正
- 第10条 (表題なし。解釈、承認の擬制の条項案)
- 第11条 最終規定(仮表題の扱いで、条文なし)

(USDS 1948:192-215)

起草分科会から提案された銀行草案は、全体が全11条からなり、最終協定の構成と同じであった。構成の内容を詳しくみると、第1章から第7章まではほぼ現行協定と同じであったが、第8条は欠落し、第10章も表題がなく、準備に時間がなかったことをうかがわせていた。

第2専門委員会は、国際通貨基金に関する主たる議論を終えた7月11日の午後になって、国際復興開発銀行の協定文を取り扱う4つの分科会を設置し、本格的に審議を開始した。そうして、最終案が第2専門委員会に提出されるのは7月19日であった。最終案の起草が、わずか1週間そこで成し遂げられたことになる。驚異的な早さであった。

ブレトンウッズ会議が始まってからホワイトは国際通貨基金にかかりきりであった。この結果、予想されたことではあったが、ケインズが国際復興開発銀行の議事に責任を負う形となった。そのケインズは、第2専門委員会の会議の初日から、ワンマンショーを演じているかのように振る舞った。多くの関係者は、ケインズによって取り仕切

られている部会の議事が、拙速に、強引な方法で進められていると感じた。早々に、ケインズの議長ぶりに強い不満が噴出した。なかでも、国際復興開発銀行の設立に関わる第2専門委員会の米国代表団長であったアチソンは、ケインズの議事運営に我慢ならなかったようだ。ケインズの強引で性急な議事進行ぶりについて、彼はモーゲンソーに次のようにこぼしている。

「国際復興開発銀行に関する第1の問題は、ケインズの司会する銀行に関する委員会の議事運営が性急で強引なことです。それはケインズが強い圧力のもとにあるからです。圧力のために事を急いでいたことによるものです。ケインズは銀行草案について熟知しており、だれかが銀行草案の第15項Cと言うと、それがすぐに何んであるのか分かります。だが、委員会の他のひとびとはそれがわからない。それで、参加者が第15項Cを探しあてて、何について話しているかが分かったときに、ケインズは『異議なきものと認めます』と言って、条項案を成立させてしまう。すべての人びとが第15項Cを見つけようとしているとその時ケインズは、ただいま第26項Dにつき話しているという。そこで人びとはその書類をあちこちめぐり探し始める。そして、会議参加者がそれを見付ける前にケインズは、条項案を通してしまふ。」(MD 753:143-4)

ホワイトの第1専門委員会は、彼の専門家と委員会が一丸となって国際通貨基金のために働いた。しかし、第2専門委員会は違っていった。アチソンによれば、交渉と協定文の起草にかかわるすべての仕事が彼の肩にかかっていた。すべての責任をかぶらざるを得ないアチソンは、直面する困難に「楽譜のないままに演奏せざるを得ない」と当惑した。筋書きの読めない状況に直面して、場当たり的に対応せざるを得ないのである。アチソンは、他方でホワイトのやり方にも同調できなかった。ホワイトはアチソンに対して次のように話したという。ロシアは昼に来て為替相場問題のみに関心を払う。だが、公の場では決してそれを問題として提起しない。したがって問題は米ソ間で処理される。なんらかの問題で意見の不一致が生じた場合、それを専門委員会や分科会にかけて処理するよりも、数人の関係者に討議させて、その結果を、その問題の処理のために設置された特別委員会に委ね、その後、専門委員会に持ち寄る。決して専門委員会内の正規の分科会には持ち

込まない。ホワイトはかかる議事運営を問題とせず、アチソン君、問題の処理方法はきわめて単純だよ、と自慢したという。(Dormael 1978:200)

(2) 主要条項の形成

ブレトンウッズ会議の第2専門委員会で国際復興開発銀行の条文がどのように起草されていたのか、順に見てゆくことにしよう。

①名称

国際復興開発銀行については、さまざまな名称が提案されていた。7月10日、英国はInternational Corporation for Reconstruction and Development、エルサルバドルはInternational Investment and Guarantee Association、あるいはInvestmentとGuaranteeを入れ替えた名称を提案していた。(USDS 1948:366)

11日の第2専門委員会での討議で、投資と保証の文言よりは、復興と開発が望ましいとの合意が得られた。しかしながら設立される国際組織を銀行と呼ぶか公社と呼ぶか、あるいはほかの名称にするかについては意見が分かれた。(USDS 1948:496)

7月13日にフランスとエルサルバドルが、International Financial Institution for Reconstruction and Developmentを提案してきた。だが、設立される国際組織の名称については、7月17日銀行の最終草案が提示されるに至っても未解決のまま残されていた。(USDS 1948:714)

最終的に名称がどのように決定されたのか、國務省会議録にはその後の処理過程が記録されていない。しかし、7月21日の第2専門委員会の最終報告では、「国際復興開発銀行」の名称が用いられていた。報告にあたったベルギー代表は、余りにも新奇な国際組織であるため適当な名称を見つけることができなかった、株主の特徴、短期の貸付を行わないこと、預金業務を欠いていること、非営利を基礎としていることなどから、銀行と呼ぶのは適当ではないが、辞書を引いてもこの前例のない組織に適当な語を見いだすことはできなかった、と説明していた。(USDS 1948:1092, 1105-6, 1101)

②第1条 目的

ハロッドによれば、国際復興開発銀行をめぐる「最大の問題点はいちども完全には議論されなかった」ことであった。何が議論されなかったの

かという、それは「国際復興開発銀行は正常な線に沿った堅実な保守的機関であるべきか、それとも正統派的な慎重さから離れてもっと大胆な方向へ進むべきであろうか、という問題」であった。ハロッドが言うように、「完全に」議論されなかったかは別として、英米両国とも保守的な機関として位置づけていたことは確かであろう。この点についてケインズ自身はどのように考えていたのだろうか。この点で、彼の第2専門委員会での開会の挨拶に注目しよう。ケインズはそこで銀行の業務を相変わらず投資保証としてとらえ、さらに、払込資本の大部分、すなわち未払込資本を保証基金とすることを主張していた。ケインズは、ブレトンウッズの国際会議に提出された銀行案を実現できれば、小さな払込資本で済む投資保証を主業務とする堅実すぎるほどの保守的な銀行を設立することになると考えていたのである。(ハロッド 1967:638-9; USDS 1948:85) マイクセルも指摘するように、アトランティックシティでの会議で、ポート・ドラフトにもとづき、ケインズは銀行の保証機関としての基本性格を強調した。抛出された各国通貨の貸付よりも、抛出額の80%を未払込資金として留保し、これを銀行の保証基金と見なすべきであるという訳である。米国側もこれに異論を挟まなかった。(Mikesell 1994:32-3)

銀行の第1条「目的」は7月6日に提案された原案から最終協定文まで全5項で構成されていた。それらは最終条文で次のようになっていた。第1項 戦争によって破壊、あるいは瓦解せしめられた経済の回復、平時の必要のための生産設備の再転換、ならびに低開発地域の生産設備と資源の開発の促進を含む、生産目的のための資本投下を容易ならしめ、以て加盟国の復興と開発を援助する。

第2項 民間投資家による貸付、その他投資を保証、あるいはこれらに参加することで民間投資を促進し、そうして民間資本が妥当な条件で資金を入手できない場合、適合的な条件で、自己の銀行資本、銀行が調達した資金、その他の銀行資産から生産的目的のために金融する。

第3項 加盟国の生産的資源の開発のために国際投資を促進することによって、国際貿易の長期の均衡ある成長と国際収支の均衡維持を促進する。これを以て加盟国領土内における生産性、生活水準、労働条件を向上さ

せる。

第4項 より有用で喫緊なプロジェクトが、その大小に関わらず、優先して取り上げられるように、他の経路による国際的貸付関連において、銀行による投資と保証を調整する。

第5項 加盟国の領土内での経済状態への国際投資の影響について充分配慮しつつ業務を実行する。また、戦後初期において、戦時経済から平和経済への円滑なる移行を実現するよう助力する。

この条文案で下線部分が起草過程で新たに追加された部分であった。7月1日の米国の修正提案をもとに7月12日、英米が共同で修正提案を行った。この後さらに条文案の修正が図られた。この間に下線部分の修正がなされたのである。そうして、第1条の条文案は7月19日には基本的な修正を終えていた。だが、ソ連が、土壇場で、第1条第4項の削除を求めたため、第1専門委員会での最終的な承認は7月21日にずれ込む結果となった。(USDS 1948:192, 505-6, 593-4, 613, 714-5, 837-8, 918, 1049-50, 1099)

目的については、9ヶ国の代表から修正提案があった。提案では、復興と開発を二本柱として、銀行の基本目標としていた。だが、開発を重視する国々と戦後の復興を急ぐ国々とは、条文案の解釈を巡り微妙な対立が生じていた。

国際復興開発銀行の基本目的について、ソ連やポーランドなどの東欧諸国は復興を、メキシコが主導する南アメリカ諸国やインドは開発を、重視した。この問題は、第3条「貸付及び保証に関する一般規定」の第1項「資金の利用」(a)で次のように規定することで合意した。「本銀行の資金及び便宜は、開発計画及び復興計画の双方に対し公平な考慮の下に、専ら加盟国の利益のために使用されなければならない。」開発と復興の「双方に対し公平な考慮の下に」という一項を挿入することで処理されたのである。

ここで注意を要するのは、ここでいうところの「開発」である。この用語はいかなる意味を含蓄していたのか。この点で、ブレトンウッズ会議第2専門委員会でのケインズの開会挨拶は、参考になるであろう。そこでケインズは、銀行が基本目的とする開発について to develop the resources and productive capacity of the world with special attention to the less developed countries と

述べているのである。ここから develop が、とくに、後進国に言及しつつも、資源と生産力の開発 development という広く世界に関わる意味を含蓄していたことが明らかであろう。(USDS 1948:85)

③第2条 加盟国の地位および資本

米国は、国際復興開発銀行と国際通貨基金との同時加盟を重視した。そこで争点となったのは基金を脱退した国は銀行にとどまることができるか、であった。結局、問題は、11月草案の線で処理された。基金を脱退した国は銀行にとどまることはできないことになったのである。

資金規模については、授權資本が100億ドルとなった。また、銀行の勘定は1944年7月1日の時点での金価値を有する米国ドルをもって表示することになった。銀行ではドルが国際計算単位として、ニュメレールとして機能することが決められた。

割当の問題は当初の想定以上に厄介な問題の一つであった。11月草案では加盟国の割当は、国際貿易と国民所得をベースに算出されることになっていた。米国は基金と同様の拠出比率を銀行には求めない方針で、英国もこれに同意していた。しかしながら、国際通貨基金とは異なって、拠出額と資金の利用とが関連していないことから、各国とも拠出額を少なくしようと躍起になった。ラテンアメリカの国々は、彼らが拠出した資金が、欧州の復興資金に使われてはたまらないと考えた。ソ連は基金よりも少ない拠出を要求した。さらにソ連は、戦争での被害を考慮して金での拠出額の削減を求めた。(Oliver 1975:187)

結局、多くの弱小加盟国は、基金への拠出額を1/2、あるいは2/3減額することでおおよその合意が得られた。厄介であったのはソ連の対応であった。ソ連には12億ドルの拠出が割り当てられていたが、同国代表団は、9億ドル以上の拠出に反対の姿勢を崩さなかった。この問題を処理するため、米国は自国の拠出分を27億5000万ドルから31億7500万ドルに増額する、これとともにカナダ、中国を増額し、ソ連、ラテンアメリカ諸国の減額の埋め合わせをはかる、との妥協案を提案した。しかしながら、拠出額の問題は最後の最後までもつれた。後に言及することになるがソ連の拠出額の問題は、最終日の23日にソ連代表団がモスクワからの指令によって12億ドルを受け入れることでようやく決着した。これによ

り銀行の資本規模は 91 億ドルになった。(USDS 1948: 907, 1011; Oliver 1975: 188)

第 4 表 主要加盟国への割当額

(単位: 100 万米ドル)

米国	3175
英国	1300
ソ連	1200
中華民国	600
フランス	450
インド	400
オランダ	275
ベルギー	225
豪州	200
チェコ	125
ブラジル	105

第 2 条の第 5 項「応募資本の区分と払込み催告 Division and calls of subscribed capital」と第 7 項「株式応募資金の支払い方法 Method of payment for subscriptions for shares」は、一体の条項であると考えらるべきであろう。イギリスやオランダは、① 20% の払込資本と残り 80% の未払込資本とを明確に区分し、規定すべきと提案した。前者は銀行の業務を金融するために用いられ、後者は債務に対処する時に払込が求められる。ブレトンウッズ会議に提案された英国案を基にした当初案では、この第 5 項と第 7 項は、第 4 項「応募資本の利用可能性 Availability of subscribed capital」と第 5 項「応募資本の支払い Payment of subscription」に位置づけられていた。そうして、第 4 項で、銀行の業務に必要な払い込み分 20% と、銀行の債務に備えた残余の 80% に分けられていた。また、第 5 項では、一部を金で払込み、それは全体の 20% を超えないこと、と規定されていた。(USDS 1948: 193-4)

当初案に対して英国とオランダが 7 月 10 日に修正提案を行った。とくにオランダは、第 4 項で当初払い込む 20% の内訳の厳密化を図り、① 金、金交換可能通貨で 2%、② 残余を自国通貨、に二分する修正提案を行った。これに対して、英国は第 5 条の規定の修正で、当初の払い込みにおいて 10 ~ 20% を金で払い込むべきであるとの提案を行った。(USDS 1948: 370-1)

この問題は、7 月 12 日に開催された第 1 分科会で討議された。この結果、第 5 項の (a)、(b)

が次のように修正された。(1) 第 4 項 (a) の規定による払い込み分の 20% は金で払い込まれる。ただし、状況によっては、銀行は、10 ~ 20% で満足する。(2) 第 4 項 (b) による払い込みは、払い込み請求がなされた際の債務を履行するために必要な金、通貨によって払い込まれる。(USDS 1948: 549, 552) この条項案は、さらに 7 月 15 日、「応募資本の払い込み Payments of Subscribed Capital」の表題に変更され、さらに (a) 項が、(a) - (i)、(a) - (ii) 項として区分され、これに新たに (b) 「支払いの時期 Time of Payment」の項が追加された。(USDS 1948: 627) この条項案は、7 月 17 日に「銀行草案 Draft Proposals」の一部として正式に承認された。(USDS 1948: 716-7)

しかしながら、一旦承認されたこれらの条項案は、どういう経緯によってかは明らかでないが、突然、7 月 19 日の第 2 専門委員会「起草委員会」報告によって、現行の条文と同じ第 5 項「応募資本の区分と払込み催告 Division and calls of subscribed capital」、第 7 項「株式応募資金の支払い方法 Method of payment for subscriptions for shares」に変更された。これにともない第 7 項-1 では、第 5 項-1 の規定にもとづく当初払い込み分 20% のうち、2% 分は金または米ドルで、残余 18% は加盟国通貨で払い込むことになった。また、第 5 項-2 では、金または米ドル、加盟国通貨での払い込みが認められた。さらに、先の条項案にあった払い込みの時期に関する条項案は、第 8 項「応募資本の支払い時期 Time of payment of subscriptions」として位置づけ直された。(USDS 1948: 839-40)

銀行の資本の構成については、銀行の基本的性格づけと絡み、未払込資本をどのように位置づけるかが重要な問題であった。米国側は、英国側の主張も受けて、これを銀行が留保して、銀行の債務に対処する必要が生じた際に、加盟国に払い込みを求めるようにすべきであると提案した。ブレトンウッズ会議でのかかる米国の主張は、11 月草案の「保証基金 surety fund」案を再論したものととれた。だが、会議に提出された準備草案にはなぜか「保証基金」の用語がなかった。

この問題でオリバーは、第 2 条 5 項に基本的な考え方が盛り込まれたと評価する。それは、ケインズが最初に銀行構想に魅力を感じた点である。すなわち、銀行は直接貸付の金融機関であるよりも保証の機関であるという考えである。そうして

ケインズによる7月3日の、第2専門委員会での開会挨拶を例示している。なるほど、ケインズは、そこで、銀行の設立の意義を説き、銀行の資本について説明している。銀行の払込資本の一部は拠出された加盟国通貨での銀行による貸付にあてられる。だが、払込資本の大部分は、a reserve fundとして二つのタイプの業務の保証基金として保有される。それらは、①民間貸付の保証、②銀行が債券発行などによって調達した資金貸付に対する保証、である。ケインズは、戦後に資金的な余裕のある国は米国等ほんのわずかであるが、この保証基金を各国が自国資本をもって拠出することで、投資リスクを分散することができ、これによって国際投資の資金供給国ばかりか、そうでない国々も国際投資活動の発展に貢献できることになる、と積極的に賛意を表明していたのであった。このようなオリバーの評価からすれば、ブレトンウッズで提案された草案で、銀行の主たる機能は保証基金に置かれていたことになる。こうした解釈で問題が残るのは、それではなぜ11月草案にあった「保証基金」の用語がその後削除されたのか、である。(Oliver 1975:189; USDS 1948:85-8) 但し、当のケインズは、この演説のなかで銀行による直接貸付機能を否定しているわけではなかった。むしろ、ひとつの柱として位置づけていた。ケインズは、銀行の機能を文字通り「保証基金」としてのみ位置づけていたのではなかったのである。

第2条の払い込み問題で、なお厄介であったのはソ連の交渉姿勢であった。ソ連は、戦争の災禍を被った国は、①復興が完了するまで、金払込分の一部の猶予される、②当初払込資本を最初の年は25%とすべきである、と要求してきたからである。そして、これらが認められない限り、ソ連は第2条について承認できないとの立場を表明した。これを含めてソ連の動きは会議の成否に影響を及ぼしかねない要因として、最後まで会議の行方を不確定なものにしていた。

この点で興味深いのは、第2条第8項応募額払込み時期(a)の条項化の過程であった。そこでは、最終的に、ソ連や非占領地域諸国への特別措置として、これに該当する原加盟国は、①銀行の業務開始後、60日以内に払い込まなければならない当初払込額の2%の金または米ドルについて、業務開始後5年間0.5%に払い込みを猶予される、②大戦の結果、金準備が十分に回復してい

ないために払い込みができない原加盟国は、銀行の定める期間までこれを延期できる、と規定された。この条項化の過程はやや複雑であった。まず、7月20日の第2専門委員会の第2分科会で第8項に(c)として、非占領地域原加盟国は、業務開始後5年間金拠出額の25%の払い込みを延期できる旨が新たに追加された。(USDS 1948:916-7)。ところが、この修正措置は、同日の第2専門委員会の起草委員会の補足報告という形で第8項(a)に置き換えられ、条文案も修正され、払込み猶予額が25%から0.5%に変更される。そうして、この提案が承認され、7月20日に全ての委員会からの最終報告として第2専門委員会に提出された銀行案の最終案に盛り込まれたのである。(USDS 1948:923, 987, 1019) しかしながら、この条項が最終的に確定したのは7月21日のことであった。更なる修正が施されたからである。すなわち、土壇場になって、第8項(a)が(1)、(2)に2区分され、(2)として金準備が十分ではない加盟国への特別措置として、払い込みの延期に関する条文案が新規に盛り込まれたのである。この経緯を示す文書は国務省会議録にはなく、詳らかではない。だが、ソ連の動きへの対処であったことは明らかである。ソ連代表団は、12億ドルの割当額に応じず、また、いくつかの条項で修正、あるいは留保の姿勢を見せ、最後の最後まで妥協を拒んでいたのである。(USDS 1948:1052, 1078-9)

④第3条 貸付と保証に関する一般的規定

アトランティックシティーで英国は、国際復興開発銀行の権限と業務にかかわる部分をボート・ドラフトにそって第3条と第4条とに分けるように提案し、これに米国も同意していた。この結果、ブレトンウッズ会議に提出された準備草案では11月草案の当該箇所がもっぱら第3条と第4条に整理されていた。

第3条第1項の起草についてみよう。ブレトンウッズ会議に提案された準備草案では、銀行は、その資源をもっぱら加盟国の利益のために用いられなければならない、とされた。オリバーは、これが予想外の反応を引き起こしたと指摘する。すなわち、東欧諸国、とりわけポーランドは、戦争で破壊された地域の復興のために迅速な対応を、ソ連も復興を重視し利子や手数料の軽減するように、求めてきた。一方、メキシコなどラテンアメリカ諸国は、復興とともに開発に対しても等し

く配慮するように求めた。この問題の処理では、すでにみたように、equal に変えて equitable との用語が採用され、7月13日、二つの目的とともに追求することが銀行の基本目標であることが確認された。(USDS 1948:373-4, 377, 506, 581, 592-3, 594)

第3条の国際復興開発銀行の業務については、結局、次のような規定になった。まず、銀行は開発と復興の双方に対して公平な考慮のもと加盟国の利益のために使用される。だが、このすぐ後であらためて復興の促進が銀行の仕事であることを定めていた。これによって銀行の業務の重点が、開発より復興に重点が置かれているとの印象を与えることになった。

国際復興開発銀行が復興と開発の目的を実現するために保証、貸付の対象とするものは、加盟国内の商業、工業、農業であった。さらに保証、融資上の条件として次の点が指摘されていた。すなわち、①対象は加盟国政府と加盟国、ないしは中央銀行の、もしくは中央銀行が保障する、プロジェクトであること、②保証、融資は、現下の市場条件で、借入れ人が他の方法では資金を借入れることができないと確認した場合に限ること、③銀行がその手数料、利子、返済計画を妥当であると認めたものであること、④保証、貸付けの対象は、一般的な、あるいは使用目的がはっきりしないものは対象外で、「特定プロジェクト」にかぎること、であった。この特定プロジェクト主義に対して、アトランティックシティーでの準備会議で英国代表団等から異論が出された。戦後の復興は一般的なものであって、特定プロジェクト主義では処理できないであろう、と主張したのであった。(Mikesell 1994:33) しかしながら、結局は、米国の主張通りに特定プロジェクト主義が貸付政策の基本方針として貫かれた。

最終規定第3条第3項銀行の保証、貸付制限の規定に落ち着く銀行の貸付と保証の総額の規模についても議論が及んだ。これはブレトンウッズ会議に向けた準備的協議の過程で具体的に論じられなかった問題であった。1944年4月以前の草案でも総額がどの程度になるのか確かではなかった。ホワイトは当初400～500億ドルの貸付能力を考えていた。だが、彼はこれを協定に盛り込むことは考えていなかった。協定に明記することへの連邦議会の反応を懸念してのことであった。また、総額については米国代表団内部でも意見の対

立があった。それゆえにブレトンウッズ草案では、総額にかかわる当該箇所は次のように空欄になっていた。「銀行によってなされる保証、貸付への参加、貸付その他投資は、一度に銀行の応募資本と剰余金の〔 〕%を超えてはならない。」(USDS 1948:195)

この問題ではまずオランダ代表団が次のように提案した。新規に銀行によって保証される証券の発行額と銀行自身による証券発行額は、これらのすでに発行された総額に加えて、銀行の未払込資本の75%を超えてはならない。(USDS 1948:374-5) 議論の過程でポーランド代表団は、民間貸付の保証と民間貸付への参加、銀行の直接貸付の総額の上限として300%を提案した。(ibid., 543-4) ノルウェー代表は銀行が借入れられる資本の上限を120億ドルとしたが、保証や貸付の限度については言及しなかった。(USDS 1948:381) 英国は正式に数字を提示しなかった。おそらく英国は払込資本100%内での貸付・保証額を支持していた。本国は、7月14日付のブレトンウッズ代表団への電信で、限度額を超えた借り入れや保証に反対するように指示していた。この問題でオリバーは、総じて銀行からの借り入れを期待しない国々は低い上限を支持したと指摘している。(「7月14日付外務省からブレトンウッズ代表団への電信」T230/45; Oliver 1975:189-90)

実はこの問題では米国代表団のなかでも意見が一致していなかった。ホワイト、バーンスタイン、ハンセン等は200%の上限で解決したいと考えていた。しかし、ブラウン(シカゴ・ファーストナショナル銀行)、ピアソン(ワシントン輸出入銀行)等は100%案を主張した。ブラウンは、米国の金融界を代表する立場から、国際復興開発銀行の信用力を抑制しようとしたのであった。これに連邦準備制度理事会のエクルス議長も同調した。コラド、ウォルコット(下院銀行通貨委員会)、それにモーゲンソーもブラウンの提案を支持した。(MD 752:3-60; Oliver 1975:191) この問題は結局、7月16日、次のような合意が得られた。「本銀行の保証及び貸付に関する制限」で「本銀行の行う保証、貸付参加及び直接貸付の残高総額はいかなるときにおいても、その増加により右総額が本銀行の瑕疵なき応募済資本金、準備金及び剰余金の100%を超えるに至るときは、これを増加させてはならない。」(USDS 1948:701) このようにしてアチソン、ブラウン、エクルスらの主張す

る 100%案が採られたのである。

国際復興開発銀行の実際の貸付能力をどう考えたらよいであろうか。銀行は 100 億ドルの授權資本の 20%が貸付可能資金と考えられた。しかしながらこのうち、金ないしは米ドルでの払込比率はわずか 2%で、残り 18%は加盟国通貨でよいことになった。だが、戦争直後の国際金融事情を考慮すると、対外支払に充てることのできる信認された通用力のある国際通貨は、金貨と米ドルにかぎられていた。したがって、米国の拠出分と各国の割当の 2%相当分が実際に貸付可能な資金と見ることができたのである。こうして、結局のところ銀行の保証、貸付能力は、銀行に払い込まれた金と米ドルに見合う額にすべきであるとする考えに落ち着いた。要するに、銀行の信用力は総授權資本額ではなく、ほぼ米国の出資に対応するのであった。

国際復興開発銀行の貸付、保証の全般的な条件についてはプレトンウッズ会議以前に検討され、会議でも多くの修正案が検討された。いかなるプロジェクトが生産的といえるのか、といった問題が議論されたのである。(USDS 1948:375-8)

国際復興開発銀行の金融業務の範囲については FAO、ILO から相次いで提案があった。まず、創設されたばかりの FAO の代表は、長文のコメントを寄せ、農業部門の開発で銀行と FAO が事前に協議し、貸付を行なうべきであると提案していた。この結果、第 3 条第 4 項で、銀行の貸付に、農業企業への貸付を含めることになったが、事前協議の条項化は退けられた。(USDS 1948:377, 466-81)

銀行の業務についてはこの他にも様々な提案があった。ILO の代表は、国際復興開発銀行が他の国際機関に対する貸付ができるようにすべきであると提案した。同様の考えは初期ホワイト案にみられたものであった。しかしながら、プレトンウッズでもかかる提案は退けられた。(USDS 1948:377-8, 841, 1020) オランダは、加盟国政府の保証を得ずに、銀行が直接企業に貸付けられるようにすべきであると提案してきた。(USDS 1948:378) ブラジルは、輸出の不振で国際収支が悪化している国への輸出振興目的の特別貸付を要望した。(USDS 1948:482-4) ソ連はすでに、貸付条件で優遇を求めている。しかしながらこれらは全てしりぞけられた。

銀行による貸付の返済保証で、中央銀行やその他の政府機関も政府とともに国際銀行からの貸付

に対する保証を行えるようにすべきかの問題で議論がたたわされた。7 月 13 日の報告で政府以外の機関 institutions も認めることになった。さらに翌日には、これが中央銀行と銀行が認める「これに準ずる機関 some comparable agency of the government」と修正された。結局、銀行が承認した政府系機関による返済保証も認められたのである。(USDS 1948:560, 563-4, 630-1, 718-9; Oliver 1975:192)

銀行の貸付政策については、ここであらためて、英国がより柔軟な政策的対応が可能となるような条項を条文に盛り込むように求めた。農業協同組合、貸付機関、公益事業、生産に関連する準公的機関などであった。だが、これも、一部条項の修正に留まり受け入れられなかった。英国はまた、例外的な状況のもとで、外国為替市場の確立のために銀行は借り入れ国に対して、金や外国為替を貸付、または貸付保証することができるという条項を含めるよう主張していた。この問題に対して米国は、①銀行が復興と再建を優先すべき時に、実際には利用されない対外準備のために金や外貨を供与することが得策であるのか、②為替、通貨システムの安定化は基金の役割である、として英国提案に賛成しなかった。(USDS 1948:375-6; Oliver 1975:193-4)

一次産品や工業製品の在庫管理のための投資の重要性についてあらためて話し合われた。結局、以下のような新たな条項(Ⅲ-4-7)が追加された。「銀行によって貸付けられ保証される貸付は、特別な状況を除き except in special circumstances、復興と開発の特別のプロジェクトの目的のために実施されなければならない。」(USDS 1948:629-31, 718-9; Oliver 1975:194) なお、銀行による貸付、および信用保証は「特定プロジェクト specific projects」に限定される、との規定は、7 月 15 日に条項化された。(USDS 1948:631)

また、必須物資の調達と緩衝在庫のための貸付を、銀行の金融業務に含めるべきかについても、あらためて討議された。しかし、米国代表は、連邦議会の反応を考慮して、そうした提案に応じなかった。

健全なプログラム貸付を決定するうえで、国際復興開発銀行に設置される専門家から成る貸付委員会が報告書を作成する問題も検討された。米代表団は報告書に盛り込む内容として、プロジェクトは生産性の増大に資するものとしなければと

の条件を挙げた。(USDS 1948:842-3, 1020-1; Oliver 1975:192-5)

タイド・ローンに関わる条項は、当初、第3条6項の細目3項目((a)、(b)、(c))の(a)であった。それは次のような条文案であった。「本銀行は、貸付手取金が費消される加盟国に関していかなる条件もかしてはならない。」(USDS 1948:197) この条文案は7月17日の銀行草案 Draft Proposalsでも維持されていた。ところが、7月19日の起草委員会報告で以下のように修正された。即ち、第3条第6項から同第5項に変えられ、(a)の条文案も変更された。(a)は次ぎのような条文案となった。「本銀行は、貸付手取金が特定の加盟国、または諸加盟国の領土で費消されなければならないとのいかなる条件もかしてはならない。」(USDS 1948:719-20, 1021)

⑤第4条 業務

国際復興開発銀行の第4条第1項「貸付」、あるいは「貸付促進の方法 Methods of making or facilitating loans」は英国提案の第4条第1項 Methods of facilitating provision of loansを採用したものである。協定では、(a)でまず銀行の業務を次のように規定している。①払込資本、剰余金、準備金からの直接貸付、②加盟国市場での起債による調達資金からの貸付、または直接貸付への参加、③あるいは民間資本の全部保証、あるいは一部保証、を行うことができる。さらに(b)では、②の場合の資金借り入れ、③の場合の貸付保証、はその通貨を調達する加盟国の承認を必要とする、と規定していた。これは「拒否権」の規定である。この問題の扱いで奇妙なのは、ここで、①の場合の直接貸付について、同様の「拒否権」を規定せず、①についての「拒否権」を次の第2項(a)、(b)で規定していた点である。

当初案の7月6日付 Proposal for a Bank for Reconstruction and Developmentによると、第1項は、Methods of facilitating provision of loansと題され、次の(a)～(c)の条項で構成されていた。すなわち、(a)銀行の自己資本からの貸付、(b)加盟国の市場での起債による資金からの貸付、(c)通常の経路による民間貸付の全部、一部に対する保証。(USDS 1948:197-8) 一見して明らかなように、極めてシンプルで明快な条文案であった。

なお注意すべきであるのは、当初案では、銀行による民間直接投資への参加については、最終案

でのように第4条第1項の(a) - (ii)で規定せず、同条第5項で、独立に規定する構成になっていた。(USDS 1948:117-8, 200)

第4条第1項の条項化は、その後、10、14日と検討が進められ、17日の起草委員会でいったんはほぼ原案どおりに承認された。(USDS 1948:380, 384, 624, 720)

ところが何故にか、翌日の第2専門委員会第2分科会報告で、第4条第1項は、次のように修正された。

第1に、その表題が Methods of making or facilitating loans と変えられた。

第2に、補助条項(a)～(c)に加えて拒否権に関わる条項が新たに付け加えられた。

第3に、補助条項(a)、(b)が修正され、(a)銀行の自己資本、(b)銀行による起債や借り入れをもとにした資金からの銀行による直接貸付、あるいは民間貸付への参加、を規定する条項案となっていた。(USDS 1948:819) この修正にともない、それまで別個に銀行の民間貸付への参加を規定した第5項が不要になった。

そうして7月19日の起草委員会報告で、ようやく第4条第1項は(a) - i, ii, iii、それに(b)からなる現行規定と同じ条項案が作成されたのである。(USDS 1948:843)

この条項案は、7月19日の第2専門委員会ですべて承認されるが、この後、微修正され、最終的に承認されるのは翌日のことであった。(USDS 1948:1022)

「拒否権」については当初案では、第2項 Loans from subscribed capital、第3項 Loans from borrowed funds and Guarantees のそれぞれの条文中で、①払込資本からの貸付、借り入れ資金による貸付、貸付保証は、当該通貨国の承認が必要であり、②かかる貸付手取り資金をいかなる加盟国で費消することに当該通貨国が同意した場合に限る、と規定していたのである。

ところが、これら当初案にあった「拒否権」条項は、協定文では、①については第1項(b)と第2項(a)、(b)に配置されたのであり、②については、結論的に言えば、第1項(b)で、貸付手取資金について当該通貨国が、他の加盟国通貨と無差別に交換されることに合意した場合、と変えられたのである。

こうしたややこしい経緯から明らかなようにこの条項化に意外と手間取った。その過程を辿るの

は、少々煩瑣である。7月17日の「Draft Proposals」では、第1項は (a)、(b)、(c) から構成され、現行規定の (b) に相当する条項はなかった。ところが翌日の第2専門委員会第2分科会報告では、内容的には、ほぼ現行の条項通りに修正されていた。かかる条項が、更なる文言等の修正後、最終的に報告されたのは、19日の起草委員会であった。(USDS 1948:197-8, 720, 818-9, 843-4, 1022)

「拒否権」の問題は、最終協定では、第2項「通貨の利用および移転 Availability and transferability of currencies」でも規定されている。ここで加盟国の「拒否権」については次のようになった。銀行の貸付、貸付保証は、①その資金調達をなした市場の属する加盟国、またはその貸付の表示通貨の属する加盟国の承認を必要とし、また②これらの加盟国が、その貸付手取金が他の加盟国通貨と制限なしに交換されることについて合意した時に限る。しかしながら、当該資金が金の売却によってか、あるいは国際復興開発銀行の貸付にかかわる利子や手数料による場合は、かかる通貨の属する加盟国の制限をうけることなく銀行の業務に使用でき、または他の通貨、もしくは金と交換されることができるとされたのであった。

第1項と同様に、この条項化の経緯を明らかにしようとすると、当初案の第4条第2項 Loans from subscribed capital、同第3項 Loans from borrowed funds and guarantees が現行条項へと、どのように修正されたのかが課題となる。だが、この作業は煩瑣である。当初案がどのような規定であったのかを見るに留めよう。まず、第4条第2項では、本銀行は、当該通貨国の承認を得た場合にのみ、払込資本からの直接貸付を行うことができることを、また、第4条第3項は、当該通貨国が承認し、あるいは当該通貨国がその貸付手取資金をどこの加盟国でも費消できることを認めた場合に、本銀行は当該通貨国の資金を借り入れることができ、あるいは貸付を保証することができる、と規定していた。これらの条項案が、最終的に現行条項に変えられるは、第1項と同じ7月19日のことであった。銀行案の最終的なツメは、土壇場まで持ち越されていたことになる。(USDS 1948:198-9, 381, 817-8, 843-4, 990-1, 1022-3)

「拒否権」問題でどのような議論が闘わされたのか。どのように修正されていったのか、国務省資料からは詳らかではない。ただ、ブレトンウッズ会議でのこの条項の整備過程で重要な契機と

なったのが、オリバーも指摘するところであるが、メキシコ代表団の問題提起であった。同代表団は、7月16日に次のような問題を提起したのであった。①戦後過渡期に資本財不足に見舞われた加盟国が、本銀行から融資され、あるいはかかる加盟国通貨による民間貸付が本銀行によって保証され、これらによる資金が借り入れ国によって当該通貨国の資本財の費消にあてられる事態が生じた場合、②貸付通貨国の国内経済が完全雇用状態となり、これ以上の輸出が内外均衡の維持の観点から望ましくない事態が生じた場合、それぞれどう対処すべきであるのか。これらの問題への対処とともに、貸し出しが認められた後に、貸し出し資金の通貨国が、完全雇用状態になり、貸付手取資金を他の国で費消しなければならぬ場合には、どう対処すべきか。これらへの対処策として、「拒否権」や貸付手取資金の他の通貨への交換可能性の問題が、あらためて政策課題となったのである。かかる場合、資本不足や完全雇用状態に至った通貨国に自国通貨の利用を拒否する権限を付与すべきである。さらには、タイド・ローンを禁じ、「拒否権」を認めた場合、借り手にとって最も有利な市場での資金の費消を保証すること、すなわち、世界市場で貸付手取資金のもっとも経済的、合理的な費消先を自由に選択できるようにしなければならない。これには、さしあたって、当該通貨の他加盟国通貨への交換性が保証されなければならない。これらに加えて、もしも、借り入れ国が財を販売する国の通貨を入手できず、あるいはその通貨の使用を拒否された場合、銀行は自ら外為市場で金、あるいは他の資産を売却して貸付に必要な通貨を確保することができなければならない。このような政策課題への対応措置が条項案に盛り込まれなければならないのであった。(USDS 1948:1182-4; Oliver 1975:197-8)

貸付、保証業務にともなう利子、手数料については7月6日の当初の銀行草案では、利子、手数料とも年1%程度を考えていた。(USDS 1948:199-200) 英米間で考え方の相違があり、またノルウェーは貸付に手数料をとることに反対した。(USDS 1948:383, 384) このようななかで7月14日の条文案では、当初年率で1~1.5%、その後引き下げの可能性ありとの考えが打ち出されていた。(USDS 1948:632-3)

金利と手数料については、結局、7月17日に基本合意に至り、19日に最終条項が承認され、

第4条(業務)の第4項(直接の貸付の返済に関する規定)、第5項(保証)で次のように規定された。まず銀行は、貸付に対して利子と手数料を課すことを義務づけた。利率は貸付に当たって銀行が個別に決めることとした。手数料については、貸付、保証とも、以下ようになった。①最初の10年間の手数料は1%/年～1.5%/年以下とする。その後は事情に応じて銀行が決める。②貸付、保証とも、残高に対してかすこと。(USDS 1948:845-6)

銀行の業務に関わるオリバーの解釈で注目すべきは、未払込資本の扱いである。彼によると、銀行の規定は、次のことを明確にしている。銀行は、この80%の部分は、銀行の手数料収入による特別準備金が利用されつくし、その運転資金と利益とを使いつくされるまでは、加盟国にその未払込資金の払込を求めない。これは、加盟国の拠出を最小限に抑えたいとする英国の決意の結果であった。なお、規定では払込督促は1年に加盟国の応募総額の1%を超えない限度においてなされることになった。(第4条第7項)(Olive 1975:202-3)

残された業務についてはオリバーの指摘を引こう。財務省案として起草された1943年9月の財務省草案ですでに削除されたが、初期ホワイト草案にあった遠大で野心的な構想の名残が第4条の「諸業務」に一括された。これは英国の提案によるもので銀行は、①自己の証券と銀行によって保証され、また銀行が投資した証券の売買、②銀行の投資した証券の売却を促す目的で行なう保証、③加盟国当局の承認を得ての加盟国通貨の借り入れ、等の業務を行えることになった。これに対して、初期草案の世界中央銀行構想の名残で11月草案にあり、アトランティックシティで英国がその他業務に分類していた業務はブレトンウッズ会議で削除された。それは銀行が、加盟国政府や中央銀行の代理者、あるいはコルレスとしての役割を果たす、というものであった。(Oliver 1975:203)

ブレトンウッズ会議の提出された準備草案で銀行は、金、加盟国通貨は売買できることになっていた。(USDS 1948:201-2, 385-6) この条項案は、7月13日の起草委員会報告でも第4項第8項に盛り込まれ、維持されていた。それはまた7月17日の第に専門委員会でも承認されていた。(USDS 1948:569, 723) しかしながら、この条項案は最終的には銀行の条文に盛り込まれなかつ

た。(USDS 1948:848, 1027)

1943年11月草案の興味深い条文案があらためて討議に付され、結局退けられた。それは、国際復興開発銀行は国際株式市場で株式投資を認めるか否かの問題であった。会議では、ラテンアメリカ諸国がこの提案を支持していた。だが、米国がこれに反対であった。とりわけ、そうした株式所有によって、銀行は企業経営のさまざまな問題にかかわることになり、望ましいことではないと考えたのである。結局、7月20日の最終報告で第4条第4項(iv)として3/4以上の票決数をもって特別準備金に限り証券投資が認められた。(USDS 1948:1027)

第4条の最後の項(第10項)では銀行は加盟国の政治的問題に干渉しないことが規定された。また、その決定をなす際には、関係加盟国、または加盟諸国の政治的性格に左右されてはならないとされた。ただし、原案では、銀行の職員が出身国に限り政治に関与することを認めていた。だが、この条文案は7月10日の準備草案から削除された。(USDS 1948:569-70) 国際公務員としての政治的中立性を考慮してことであろう。

国際復興開発銀行の第5条など協定の残りの部分は、主として国際機関の組織とその運営の形式的な問題を扱っているが、これらの多くは、ブレトンウッズ会議で大きな問題とならなかった。組織に関わる規定についての討議は簡単にすんだ。第5条「組織および管理」、第6条「脱退および加盟国の地位停止及び業務停止」は、ほぼ1943年11月草案にもとづくものであるが、その後の条文化の作業では、銀行に先行した基金の協定文が条文作成の参考とされた。実際、起草が進むと国際通貨基金の条文と共通の用語を用い一貫性を保つ点に注意が注がれるようになった。

銀行の組織として、総務会、理事会、総裁が置かれた。総務会は新規加盟国の加盟許可、その他加盟条件の決定、資本金の増減、加盟国に地位停止、などを決定する。出資比率に応じて票決権が割り当てられる。票決権数の過半数で銀行の決定がなされる。

銀行の理事会についてはやや詳しく見よう。その構成は1943年11月草案では、9人とし、そこでは、永久理事国についての言及はなかった。ブレトンウッズ会議に提出された草案では理事会は11名の理事、すなわち5つの最大株式保有国と残りの理事国から構成され、理事会は銀行の総裁

を決定することになっていた。総裁は理事や各国代表との互選が認められず、賛否同数の場合の他は理事会での投票権をもたなかった。英国やカナダが独自の提案を行なったが、最終的には保有株式数の多い国5カ国を含む12名とすることが決まった。(Oliver 1975:205)

最後に、国際復興開発銀行の本部をどこにおくかは、国際通貨基金と同様に、英米の根深い対立から決まらず、先送りされた。(Oliver 1975:207)

7月19日、国際復興開発銀行案についての最終案が、起草委員会によって第2専門委員会に提案された。だが、ソ連は7月20日の第2専門委員会で7項目にわたり削除、あるいは修正をもとめ、最終的な態度を留保した。第1条第4項の削除、第2条第5、7項の修正、第4条第4、5項の修正、第5条第11、15項の修正であった。さらにソ連は、21日の会議でも、復興融資の利子、手数料を問題にしたうえ、自国が拠出する金の国外持ち出しを渋る姿勢をみせた。しかしながら、委員会ではソ連の要求を退けた。これにソ連が反発を強めるとの観測が流れ、一時、会議の行方に悲観的な見通しが流れた。(USDS 1948:837-57, 918-9, 1078-9, 1099-1100; Oliver 1975:209-10)

(3) 第3専門委員会と国際決済銀行 (BIS)

メキシコ代表のスアレスが委員長を務める第3専門委員会で注目されたのはBIS問題、銀問題などであった。

米国代表団の予期せぬことであったが、プレトンウッズ会議の最終局面で、BISの問題が米英代表団間、およびそれぞれの代表団内部で、深刻な対立の要因となりかねない状況となるのであった。

戦時中の米国内では、ナチスとBISとの関わりを批判する勢力とBISを中心に国際金融協力を進めてきた国際銀行界との間で対立があった。プレトンウッズ会議でもBISの責任を追及する動きがあり、また、国際通貨基金との併存の問題も検討課題となっていた。

米国代表団のなかで、財務省はBISの清算を支持し、この問題で明確な立場を打ち出すべきであると考えていた。一方、國務省、連邦準備制度理事会の代表、銀行家のブラウン等は、こうした財務省の立場に反対であった。興味深いことに、BISの清算問題では、英国代表団内部でも、外務省、イングランド銀行の意向を受けたロナルド、バルトンが、財務省の方針に反対であった。財務

省主導の国際通貨基金の創設による新たな国際金融協力の道か、BISのような中央銀行を中心とする各国国際金融界の金融協力の道か、の路線対立がこの背景にあった。

問題が一気に表面化したのは、7月10日であった。この日、ノルウェー代表団がBISの清算を期して勧告案を提案したのである。それは、①BISを“at the earliest possible date”に清算する、②BISの経営、取引について調査する委員会を設置する、ことが柱となっていた。(USDS 1948:30, 1166)

これに対する米国代表団の対応は割れた。財務省が支持し、アチソン、ブラウンが強く反対したのである。英国代表団内でもロナルド、バルトンが反対したことは言うまでもない。(ノルウェー決議案にケインズは、反対なのか、賛成なのか。資料的に確認できなかった。)さらには、オランダもノルウェーの提案に反対した。オランダはチェコがBISに保有していた金をナチが横領するときの総裁を出していた事情があった。皮肉にもプレトンウッズのオランダ代表ベエンが当時のBIS総裁であった。

この後、BIS問題は、しばらく放置された。基金、銀行の審議を優先するためであった。問題があらためて表面化するのには7月18日であった。米国代表団の動きを記録した『モーゲンソー日記』によると、米国代表団がBIS問題で会議を開催したのは、7月18日であった。この日、財務長官は、國務長官ハルトとの電話での調整を経て、午後の代表団会議にノルウェー勧告案の修正案を提案し、承認を取りつけた。それは、結局、BISの清算に関する最終的な決議案となる文書で、①当初案にあった調査委員会の設置の箇所を削除し、②当初案の“at the earliest possible date”を“at the earliest possible moment”に変更したものであった。(但し、『モーゲンソー日記』には、“at the earliest possible moment”の草案と“as soon as”とする2種類の草案が添付・収録されている。日記の会議速記録からは、いずれの草案が採択されたのかは明らかではない。)

ところがBIS問題の処理は、円滑に進まなかった。翌日(19日)の第2分科会で、米国のラクスフォードが、新たな勧告案を提案したからだ。そこでは、BISの清算を促進するため必要な手段を講じない加盟国はIMF加盟国としての適格性を欠くことになる、との一項を国際通貨基金協定

に追加すると規定していた。分科会は、提案を、英国とオランダの反対を押し切って可決した。

この動きを知ったアチソンとブラウンは、強く反発した。ブラウンは、色をなして、ニューヨークに帰るとまで言い出す始末であった。BIS問題は、予期せぬ形で、大きな政策課題として浮上し会議の行方を左右しかねない様相を帯びてきた。このためモーゲンソーは、ラグスフォードの勧告案の取り扱いを中止させ、20日朝、米国代表団の会議を開催し対応策を議することにした。^⑮

この日、モーゲンソーとケインズの晩餐会が開催された。席上、ケインズはBIS勧告案の問題を取りあげた。モーゲンソーは、問題の処理を翌日の早朝に協議することになっているとしてケインズをなだめた。ケインズは、この夜、独自に文書を作成し、財務長官に届けた。そこには、国際通貨基金の総務会が発足した時を清算の時期とする提案が記されていた。(CW 1980b:97) 一体、ケインズは、BIS問題をどう考えていたのであろうか。モグリッジは、『ケインズ全集』第26巻で、この日の分科会でのBIS問題の処理が、ケインズの激しい怒りの行動を惹起した、彼は、そこで英国を欺むく行為であると詰問したと記している。^⑯ (CW 1980b:96) 彼は、BISの速やかなる清算に賛成であったのか。そうであればバルトン、ロナルドと立場を違えていたことになる。

翌20日早朝、モーゲンソー、ヴァインソン、ホワイト、ラグスフォードの間で対応協議された。その際、ラグスフォードによって提案された勧告案は、実に18日にすでに採択されていた勧告案と同じ文面であった。この勧告案は、その後開催

された米国代表団会議で了承された。

続いて10時からケインズ、バルトン、ロナルドとの会談が開催された。ここでモーゲンソーは、さきの会議で承認された勧告案を英国側に提示した。これに対してケインズは、彼が昨晚認めたものと同じかと問うた。財務長官は同じではない、ノルウェー修正案であると応えた。バルトンは、“at the earliest possible moment”とは何時のことか、と質問した。これに対してケインズが「そう早い時期ではない」と応じた。ロナルドは、何時清算されるのか明確にするべきである、総務会が発足した日としてはどうか、と問うた。結局、英国は、押し切られた。さらに、会議では、米国の意向を受けて、オランダに対して、この決議案に賛成するよう働きかけることが合意された。^⑰ (MD 756:44-5, 119-25, 134-6, 151-53)

米国代表団会議で了承された修正提案は、ノルウェーとオランダの共同提案としてこの日(20日)の第3専門委員会に報告され、承認された。BISの速やかなる清算を主張する勢力と清算に反対する勢力は、“date”を“moment”と変えることで、それぞれ勧告案を、一体、どのように解釈をしたのであろうか。ともかく「BISを“at the earliest possible moment”に清算する」が最終的な勧告となったのである。^⑱ (USDS 1948:915-6, 919-920, 939, 1044, 1084, 1095, 1106, 1166, 1191; CW 1980b:98)

第3専門委員会ではメキシコ、ペルーが貨幣用金属として銀の利用拡大を企てた。

この問題は、もともと7月6日に第1専門委員会の第2分科会でメキシコが提起したもの

⑮ ラグスフォード提案が、彼独自の判断で提案されたのかどうか、われわれは資料的に確認できなかった。

⑯ スキデルスキーは、ラグスフォードの修正提案の審議、ケインズとモーゲンソーとの晩餐の日を7月18日としているが、そうであらうか。(Skidelsky 2001:354) BISの歴史を記したトニオロ(Toniolo, G)の大著も、ブレトンウッズの会議録に直接あたらず、スキデルスキーを有力な典拠として経緯を論じているため、記述上の錯誤が目立つ。(Toniolo 2005)

⑰ 英国代表団のなかでBIS問題は、どのような対応策で合意されていたのであろうか。ノルウェー案に反対であったバルトン、ロナルドは、ケインズに同調して期日を限った清算論に賛成したのであろうか。その英国代表団が、7月20日の米国との会談で、ケインズ代替案に固執せず、すんなりと米国提案に同意したのも不可解である。率直に言って、われわれは、モーゲンソー日記から、英国側が米国案に賛成なのか反対なのか、明確に読み取れなかった。

⑱ 矢後は、「原案を検討した小委員会では、オランダの修正提案を容れて」「調査委員会に関する文言を削除した」と記している。(矢後2000:126-7) ここで「オランダの修正提案」というのは間違いであろう。また、矢後は、この論拠として、自著の注4で、国際通貨基金の資料を参照するよう指摘している。だが、そこでは、ノルウェー案及びその修正案が文書番号170-280、及び481-547のなかにあると記しているだけである。いったい、ノルウェー提案、及びその修正文書は、これら280近くに及ぶ文書番号のどれに該当するのであろうか。実は、7月10日ノルウェー提案は、文書番号235、その修正文書は文書番号481(最終文書は510)である。矢後は何故にこれらの番号を直接注記しないのか。彼が修正案を「オランダの修正提案」とする錯誤は、こうした資料の扱いからくるのではないか。

なお、中央銀行の協力機構としてBISは、ブレトンウッズ機構の設立後も存続した。戦後初期には欧州の清算、決済機関として、またマーシャル計画では欧州各国の中心的な金融機関として機能し、その後はEPUの代理機関となった。各国の中央銀行にとってBISは必要であり、BISはその協力機関として生き残ったのである。

であった。ロビンは日記で、この連携を銀ブロックの組織化の動きとして捉えた。米国もこれを厄介な動きになりかねないと警戒を強めた。連邦議会のなかで銀の利害に関わる勢力が一定の政治力を保持していたからである。さらに、彼の10日の日記では、記者会見の席上、ジャーナリストの一部から、会場に参加資格の無いアメリカ精錬会社（ASRC）の社員が、入場許可証を不正に入手して会場に入り、2日間にわたり、銀利害の参加国の組織化に暗躍していた実態が暴露されたことが記されている。（USDS 1948:121, 182-3, 227-30, 1157; Howson and Moggridge 1990:173-4, 179）

会議では、結局、第5条「基金との取引」第4項「条件の免除」で、銀を金、有価証券とならんで担保資産として認めることで、銀勢力の動きを封じた。（USDS 1948:327-9, 524, 713, 939, 1043-4, 1187-90, 1206-7）

メキシコ、ペルー両国は、また、ブラジル、キューバ、ボリビアなどの国々の支援を受けて連合国の国際協調を強化する決議案を提出した。世界貿易の拡大にとっての障害の除去、商品作物の秩序ある取引の拡大、戦時経済から平和経済への移行期の諸問題への取り組み、高水準の生活水準の実現などを目指したものだ。こうしたラテンブロックの動きとは別にオーストラリアは、各国が拡張主義的政策を採ることを義務づける国際協定の締結を求めた。しかしながら、委員会はこれらへの対応を見送った。（USDS 1948:279, 330, 332, 481, 482, 484; Eckes 1975:153）

第5章 プレトンウッズ会議の終幕と英国問題

(1) プレトンウッズ会議の閉幕

会議は7月19日に終了する予定であった。だが、銀行に関するいくつかの重要な問題が残されていた。この時点では、基金案の最終的な修正も続けられ、総会にかける協定案は確定していなかった。協定文や各委員会の議事録、宣言など公文書の作成、審議、承認方法も未定であった。

こうしたなかでケインズは、プレトンウッズ協定締結後に勃発したロバートソンとの論争のような事態が生じるのを懸念したのであろうか、7月17日のプレトンウッズ会議運営委員会で、会期の延長を發議した。彼は、基金の協定文について性急に合意したため、後になって解釈上の問題が生じるのは好ましくないとして、参加国が協定案を検討する時間的余裕—最低でも半日—が欲しいと訴えた。彼によれば、各国代表団は、精神的、肉体的に疲労困憊しており、また、最終協定案の起草も完了していないし、したがって誰も協定文を通して読んではいないのが実情であった。

ケインズの提案をうけたモーゲンソーは、会議を22日まで延長することで参加国の合意をとりつけた。（MD 755:69-71）

この後、モーゲンソーとプレトンウッズ会議の専門事務局長コーは、9月19日、午後9時からケインズ欠席のなかで急遽運営委員会を開催し、以下を承認させてしまった。それらは、

第1に、米国政府に各専門委員会、本会議の議事録、報告、協定文を含む最終文書の作成する権限を付与すること、

第2に、最終文書の公表の責任を米国政府が負うこと、であった。

この日の運営委員会には、モーゲンソーの議長のもとでイーディー（英国）、ギュット（ベルギー）、M. フランス（フランス）らが出席していたが、会議の実質的な主役はコーであった。彼がモーゲンソー議長の指示で、先の2点について提案説明する役割を果たしたのである。^⑨（USDS 1948:922-3, MD 756:46-52）

マウント・ワシントンのホテルでは、銀行案を巡りソ連代表団との調整が続いていた。7月20日は朝から銀行に関わる第2専門委員会の会合が開催され、対応が協議されていた。一方、この日の午後2時には、第3専門委員会の最終会議が開催され、BIS問題や銀問題についての決議案が承認された。

最終局面で、国際通貨基金、および国際復興開発銀行の協定案がどのように処理されたのか。国

^⑨ なお、この経緯についてドーマエルも注目しているが、モーゲンソー日記の引用で適切さを欠いている。彼は、そこで、ケインズが最終文書のチェックを求めたにもかかわらず、モーゲンソーとホワイトは、作爲的に、ケインズが最終協定案をチェックできないような処理方式を採用した、このためケインズは、事前に協定案を精査できず、結局、米国の思惑どおりにドルを金と同等の位置におくことに成功した、と主張する。こうした指摘は重要であるが、資料の改ざんをしてはいけない。それというのも、彼は、7月19日付モーゲンソー日記の4頁から7頁に渡り多くを引用しているが、6頁のほぼ全部を削除したうえで、5頁と7頁のなかのモーゲンソーの発言部分をつなげて引用文とし、自説の論拠としているからである。いったいどうしたことであろうか。（Dormael 1997:60-1）

際通貨協定案については、この日の3時30分から開催された執行会議（Executive Plenary Session）で審議された。会議ではまず、カナダのレズミンスキーが第1専門委員会起草委員会を代表して協定案を報告、ケインズが、この審議をもとめる動議を提出し、ヴィンソンがこれを支持した。国務省会議録ではこの会議で協定案を承認したかどうか、明確な記載がないが、協定案とともに提案された最終文書の起草、その公表を米国にゆだねる提案は承認された。また、オーストラリアやソ連などのいくつかの条項案に対する留保の動きに対しては、それらの主張を第1専門委員会の議事録に記載するにとどめ、総会の議事録と最終文書には記載しないことになった。（USDS 1948:1045）

銀行案については、なおも調整が続けられた。7月21日は、朝早くから第2専門委員会や特別委員会の会議が断続的に開催された。ソ連代表団は、基金の12億ドルには同意するものの、国際復興開発銀行は9億ドルしか拠出できないとの姿勢を崩さなかった。そこで米国は、やむを得ず、これを受入れる姿勢をみせた。この不足分の調整のため、基金の場合と同じように、総払込資本を変更せずに、各国の払込資本の増額で埋め合わせる案が考えられた。中国やポーランドはこれに賛成した。カナダ、西半球諸国も増額に応じる構えであった。

この日（21日）、ソ連が最終的にどう態度決定したのかわからない時点で、ケインズは次のコメントを認めていた。銀行の拠出額に関する最終的協議でソ連は9億ドルに固執し大いに名誉と尊厳を失った。米国はあらゆる点でロシアの要求に応えようと配慮しすぎている。ロシアの議事妨害の戦術はほとんどの要求をかちとるのに成功している。だが、ソ連は自己過信に陥り、ブレトンウッズ会議に参加しているすべての代表団の前でひどく威信を失墜させている。（Dormael 1978:216-7）

結局、銀行案については、ソ連の最終的な同意を得ぬままに、第1専門委員会からの報告を同日夜7時からの執行会議で審議し、承認した。（USDS 1948:1100-5, 1105-6）

会期を延長したものの時間の経過は早かった。ブレトンウッズ会議が終わりに近づいた。最終日の1944年7月22日夜、7時半から本会議とも最後の晩餐会ともつかぬ総会が開催された。ほぼすべての参加者が着席したのに、ケインズの席だけが空席となっていた。実は、ケインズの出席は危

ぶまれていたのである。それというのも、ケインズは、BISを巡る混乱で7月19日に軽い心臓発作を起こしていたからである。（CW 1980b:97-8; ハロッド 1967:641）

動静が注目されていたケインズは、開会時間にやや遅れて会場に姿を現した。英大蔵省の随行者バローは、次のような光景を記憶にとどめている。やつれた青白い顔のケインズは、長いテーブルを歩いて自席に着いた。すると出席者は沈黙のまま立ち上がった。それはブレトンウッズ会議の長、真の予言者に対する礼賛の所作であった。（Dormael 1978:219）

ローズベルトの挨拶がモーゲンソーによって紹介された。次にケインズが挨拶に立ち、最終案を受諾する動議を提出した。

挨拶に立ったケインズは、「この記念すべき会議において、最終協定承認の提案を求められ、まことに光栄に存じます」と口火を切った。ケインズは、そうして、実に達成の困難な仕事を成し遂げたこと、モーゲンソーとホワイトの並々ならぬ尽力によって「かくも明快で強固な大建設が成し遂げられた」ことに、賛辞と感謝の念を表明した。この後、あらゆることが法律家の手をかりなければ進められない米国の事情を多少揶揄し、皮肉りつつ、協定の取りまとめにあたった米国の専門家に賛辞を表明した。ケインズは、そうして、次のように挨拶を続けた。われわれは今宵、決定的な地点に達したが、それはほんの始まりにすぎず、世界全体に対して計画を説明しなければなりません。会議が、批判的、懐疑的、そしてあらさがしの気持ちを持って注目され、歓迎されている事態に身の引き締まる思いです。だが、「われわれの計画が幻滅の状態で終わるよりも、幻滅から始まる方がはるかによいのではないのでしょうか。」

そうしてケインズは最後に、国際協力と協調の重要性を次ぎのように訴えた。

「われわれはここブレトンウッズにおいて、議定書に具体化されているものよりも一層重要なことを成し遂げました。われわれは、44カ国がここに参集し、力をあわせ、親密に調和を保ちつつ、建設的な仕事をなし得ることを、示したのであります。それが可能と信じた人はほとんどいなかったであります。もしも、われわれがこの限られた仕事において成し遂げたことを、さらに一層大きな事業に継承することができれば、世界の前途に大きな希望をもたらすことができるでしょ

う。ともかく、今やわれわれは新しい友情と新しい親密さをもって、それぞれの国に帰ろうとしています。われわれは協力することを学びました。もし、われわれがこれを維持することができれば、ここに出席しているわれわれの大部分のものが、その生命の多くを費やしてきた戦争というこの悪夢は消え去るでしょう。そして、人間はみな兄弟である、という言葉は、単なる言葉以上のものとなるでしょう。」

このように述べてケインズは、最終協定の承認を提案した。「最終場面は、熱狂の煽なかで進行したのである。」(CW 1980b: 101-3, 112)

ロビンスは、このケインズの挨拶について日記で次ぎのように記している。「最後にケインズは、非常に見事な演説で議事を締め括った。各国代表は立ち上がり、拍手して、彼を賞賛した。見方によれば、これはケインズの生涯で、もっとも偉大な勝利の一つであった。自ら考えるとところに忠実で、疲労と病弱と闘いながら、彼は完全にこの会議を支配したのである。」(Howson and Moggridge 1990: 193)

ケインズはブレトンウッズ協定を礼賛して次ぎのようにアンダーソン卿に伝えている。「ともかくわれわれは死なずに生き残りました。私の考えでは、仕上がりの出来栄は表現が明晰であり、優れて美的なものであると思います。」(ケインズ 1988: 134; CW 1980b: 108)

代表団員のブランドもホプキンス卿にあて次のような書信を認めている。「この会議が成功であったとお考えになることを希望します。ケインズはまがうかたなく、まったく傑出した人物であると申しあげなければなりません。たしかに驚異的な人物です。体は虚弱ですが、意志強固、才気煥発、そのうえ申し分のない柔軟性を持ちあわせております。彼の仲間の間にいると、私は愚かな生徒のような気がいたします。ケインズはわれわれだれよりも、はるかに多く実のある仕事を首尾よく成し遂げたのです。」(ケインズ 1988: 140; CW 1980b: 113)

この後、モーゲンソーによって、ソ連政府が国際復興開発銀行の拠出額 12 億ドルを最終的に受諾したことが報告された。報告に歓喜の声がわき上がった。ブレトンウッズ会議の最終盤にふさわしい劇的瞬間が演出された。この後、ロシア、カナダなど各国の代表の挨拶が続いた。

そして、モーゲンソーによる閉会の挨拶が行な

われた。モーゲンソーの演説も理想主義的で格調の高いものであった。

地球に生きる人びとは手を携え団結して働くことを学んでいる。米国代表団は他の代表団と同様に自国の利害を追求することが主要な義務であるが、国の利害にとっての真の自己保証は国際協力にある。過去においてわれわれを分断させた対立、われわれの隣人を敵対させ、再びわれわれに荒廃をもたらす経済的侵略を通してわれわれの目的を達成するのであってはならない。極端なナショナリズムは死んだ過去の時代のもので、今日の啓蒙された形式の国家的自己利害は国際的協調にある。

モーゲンソーはさらに次のように説いた。各国は慢性化した広範な失業に耐えることができない。そうして、平和な世界で人びとが人間の理にかなった希望をもたらす完全雇用を達成するためには、国際貿易の回復が不可欠である。このためには、国際取引のための安定的な基準、長期の金融援助が必要である。

「ブレトンウッズ協定は、確かに、民間銀行が過去において国際金融で行使してきた支配を制限することにある。」それは銀行がかかわる投資分野での制限ではない。そうではなく、投資分野を著しく拡張する。国際投資を拡大し、投資の効果的な安定者、保証者として行動するのである。過去よりも低金利で必要な資本を供給する。モーゲンソーによれば戦後計画によって「国際金融の神殿から高利貸を駆逐するのである。…資本は商品と同様に独占的支配から自由でなければならない。それは全般的な厚生のために使おうとする人びとに適正な条件で供しうるようにしなければならない。」この通貨協定は自由な未来をつくりあげる人びとのために必要な国際的行動の広範な計画における一歩にすぎない。(USDS 1948: 1224-8; Dormael 1978: 221-2)

最後に“Star Spangled Banner (『星条旗よ永遠なれ』)”がバンドによって演奏された。すべての参加者の視線がケインズに注がれた。ケインズは席を立ち、歩み始めた。各国の代表たちは立ち上がり、繰返し拍手してケインズに敬意を表した。“For He is a Jolly Good Fellow (『彼は陽気で善いやつだ』)”が歌われ、あらためて拍手が起こった。その後、各国代表団の一部は本部に向かい、最終案に署名した。残り的人びとは翌日に署名した。(USDS 1948: 1107-26; Dormael 1978: 221-3)

ケインズ夫妻は8月20日、イーディーとともにパンアメリカン航空のクリパーで帰国した。しかしながら、ケインズ夫妻が安息を得、安穏な生活を取り戻すことはできなかった。ケインズ夫妻は1ヶ月後に、武器貸与援助の第2段階の対米交渉のため、再度大西洋を横断することになるのであった。

(2) 英国とブレトンウッズ協定

(1) 英国問題とブレトンウッズ機構

戦後の世界経済の安定化と成長を達成するためには、通貨面では、英国の戦後過渡期の困難を克服し、ポンドの信認を高めることが重要な課題であった。基金をめぐる英米交渉の結果、過渡期条項が取り入れられたが、ポンド残高の問題は基金の業務から除外され、英国と関係国との二国間交渉で解決を図ることが選択された。これは英国の債務処理問題の先送りであった。

国際復興開発銀行と国際通貨基金は、英国の過渡期に、有効な国際通貨金融機関として機能しうるのか。この問題がブレトンウッズ会議でまともにとりあげられた形跡はうかがえない。たしかに、基金の過渡期条項によって英国は戦後過渡期にポンドの交換性を制限し、經常取引にともなう通貨の交換性回復義務を免れることができる。だが、基金は為替の安定化、經常取引の自由化をめざす国際機関として位置づけられ、復興と開発援助をその目的とせず、その資金は短期の国際収支の不均衡を是正するために用い、中長期の復興援助には用いないことになっていた。

一方、開発とともに復興金融にあたる国際復興開発銀行の貸付能力についてみると、米ドルと各国が出資する金とがその原資であり、米ドルに換算して総額100億ドルという授權資本に比して、驚くほどその資金力は小さかった。ブレトンウッズ会議に参加した専門家は、これを十分認識していたのであろうか。戦災をうけた地域の復興を優先させるとして、いったい、どの程度の銀行から資金を融資することができるのか。このような実際的な議論は会議でなされなかった。

かかるなかで、英国側ではケインズを中心に、過渡期の深刻な困難に対処するには、武器貸与法による援助をできる限り継続させつつ、これとは別の、2国間協定による金融援助が必要との認識が共有され始めていた。米国側も武器貸与法にもとづく援助の非軍事用への転用を認めるべきか、対英戦債を最終的にどう処理すべきか、新たな対

英金融援助を実施すべきであるのか、など重要な政策課題の検討を迫られていた。

ホワイトは、表向き国際通貨基金と国際復興開発銀行の活動によって、世界経済が刺激され、英国は輸出の伸びによってやがては十分な外貨を獲得し、輸入を賄うことができるようになるとの楽観を振りまいていた。彼は、ブレトンウッズの会場で、1945年12月に締結される英米金融協定のごとき対英金融援助についての議論が生じないように努めていた。せっかく設立にこぎつけた両機関の国際通貨、金融システムとしての有効性に疑問符が付けられるのを、ぜひとも回避したかったからであった。

ケインズが、第2段階の武器貸与援助交渉のために、再び母国を留守にしている間、ブレトンウッズ協定は、共同声明のときと同様に、国内各層の集中砲火を浴びていた。何より打撃となったのは、英国の有力な経済団体が、相次いで協定に厳しい姿勢を表明したことであった。まず、英国産業連盟が、ブレトンウッズ協定の批准延期を勧告し、また、ロンドン商業会議所も、厳しい批判に満ちたパンフレットを刊行した。共同声明のときと同じように、政界、マスコミもこぞって協定に批判的であった。各界の反対の高まりをうけてアンダーソン蔵相は、難しい局面に追い込まれた。このようななかで戦時内閣は、協定推進勢力の思惑とは異なり、協定批准の先送りを選択した。これにともないアンダーソンは、批准法案の審議入りをできる限り遅延させる方針にでた。だが、この作戦は、議会内帝国擁護派の怒りを買った。エメリー、ビーバーブルック、ブラッケンらの勢力は、1945年1月、蔵相不在にも関わらず、急遽行動を起こし、法案の審議入りを試みる始末であった。(Dormael 1978: 268-9)

英国内の雰囲気は1945年にゴールデンワイザーが訪英した際に、イングランド銀行のシーブマンが、英国の通貨外交を強い調子で批判した点にみてとれた。ブレトンウッズはまやかし物である、ケインズはすべての負担を米国に負わせると約束してこのまやかし物を実現しようとした、だが、彼はうまくやれなかった。同じイングランド銀行のクレイもブレトンウッズ協定を、英国にとって、第二次世界大戦に続く最大の打撃であったと次のように語った。ブレトンウッズ協定のもとの英国の交換性回復は、海外諸国が、ポンドによって英国から財・サービスを購入し、ロンド

ンにポンド残高を保有することのインセンティブを奪ってしまった。彼らはブレトンウッズによって次の事実を認識しなければならなかった。すなわち、世界の金融センターとしてのロンドンの地位の喪失である。ゴールドンワイザーはこのことが、彼らがブレトンウッズに感情的になる理由であるとみた。(Skidelsky 2001: 358)

いずれにしても、英国は依然として厳しい局面に立たされていた。軍事、政治、経済のあらゆる面で先行きは不透明であった。

(2) ケインズ＝ロバートソン論争

英国内でブレトンウッズ協定に対する厳しい批判の声が高まるなか、ブレトンウッズ協定の第8条を巡り降ってわいたような論争が、ケインズとロバートソンの間で始まっていた。²⁰

問題の発端は7月31日のロバートソンの論文「国際通貨基金に関する覚書—ユダヤの律法学者が用いるヘブライ語のラビニックスで書かれたエッセイ」であった。彼が問題としたのは、第8条第2項(a)「経常支払に対する制限の回避」と第8条第4項「外国保有残高の交換性」との関係である。これらの規定からロバートソンは次の点を主張した。まず第1に、第2項(a)で規定される交換性の義務は以下の場合生じない。①過渡期の場合、②稀少通貨条項が発動された場合、③基金の承認がえられた場合。第8条第4項の規定は、外国残高の交換性回復を扱う。過渡期に蓄積された残高はこの対象とならないが、残高が経常取引の結果として最近獲得されてものである場合、交換性回復が経常取引のために必要としている場合、その対象となる。

第2に、第2項の経常取引の交換性回復義務は、第4項の規定とは関係なく生じる。したがって、先のような場合、英国は一方的に交換性を停止することはできない。

ロバートソンによってこの解釈が明らかにされ

たとき、ケインズはオタワにいた。彼は、経済学の泰斗としての余裕からか「金融外交という不毛の原野、荒廃した土地を逃れられ、面白いことに気晴らしの一日を過ごす口実ができた」と、表面上はロバートソンの論文を「歓迎」した。そうして「国際通貨基金に関する覚書に関する覚書—高等ラビニックスで書かれたエッセイ」なる文書を認め、ロバートソンに送付する。(米倉「ケインズ・ロバートソン論争の現代的波紋—『二匹の犬』はどちらが首尾よく尻尾を捲いたのか?」参照のこと)ここでケインズが主張した重要な論点は、次のようなものであった。第8条第2項は、他の条項に優先する規定として、経常取引の交換性義務を規定しているのではない。経常取引で得たポンドを保有する非居住者が、これを外国為替に交換することを望んだとしても英国の通貨当局は、これを実行する義務を負わない。外国の個人は相手国中央銀行の随意による。だが、個人とは異なり、加盟国の通貨当局は第8条第4項に基づき、他の中央銀行に対してポンドと外国為替との交換を求めることができる。

これに対してロバートソンは、8月29日、「国際通貨基金に関する覚書に関する覚書に関する覚書—常識語で書かれたエッセイ」で反論を加える。

ロバートソンの反論を受けたケインズは、覚書を作成し9月17日にこれを関係者に送付する。これによって問題は広く知られるようになり、また論争の輪が広がる。

ケインズはそこで10月6日、ホワイト宛に解釈上の問題について、第4条第4項(b)の問題とともにこの問題について書信を送ったことを明らかにしている。だが、彼によると、ホワイトは返事どころか書信を受領したという知らせも送ってはこなかった。

ケインズは結局、第2段階の相互援助問題で渡米した際の11月18日にホワイトと協議している。

²⁰ この問題についてモグリッジは、その著書『ケインズ』で、ロバートソンとケインズの論争を、第8条2項と4項の解釈の対立の発端から一応の終息までを論じている。これに費やした紙幅は実質6頁である。肝心のブレトンウッズ会議には7頁を宛てているだけであることから彼が、ロバートソンとケインズの論争に強い関心を払い、ケインズの実像を浮き彫りにしようとしていることがわかる。こうしたモグリッジの力の入れようは、スキデルスキーの力作が—モグリッジの後に刊行された事情(重複を避けたかもしれないという)があるにせよ—この問題への言及をわずか17行で済ましているのと対照的である。なおプレスネルはおよそ15頁をあてて、詳しく記述している。

尚、ハロッドの『伝記』は、この論争にふれていない。わが国では邦訳『ケインズ全集』第26巻の当該箇所の甚だしい誤訳を周到に正しつつ論争の経緯を跡づけ、論点を究明した米倉の見事な業績がある。彼はこの論争を次のように特徴づける。ケインズは第8条を巡る論争で同僚のロバートソンにダニ呼ばわりされ、完敗した。協定が孕む問題を自覚させられたケインズは蔵相に泣きつき、IMF協定の変更を米国に懇願させたが、米国から相手にされず、逆に足下を見られ「ブラック・コメディ」(モグリッジ)の主演を演じてしまう。プレスネルも記しているように、ケインズは第8条の当該条項を根本的に誤解していたのである。(米倉2005;—2006; Moggridge 1992: 753; Pressnell 1986: 168-182)

会議には、バーンスタイン、ラクスフォードが同席した。この席上、ケインズは、10月6日の書信で問うた問題について、あらためて提議した。しかしながら、問題となっていた第4条第4項については双方で解釈が一致したものの、第8条の解釈では対立が明確となった。ケインズによれば、ホワイトはブレトンウッズ会議では、この問題に気付いてはいなかった。それゆえに彼に問題を理解させるために若干の時間が必要であった。他方、バーンスタインとラクスフォードはこの問題を十分承知しており、彼らは、ロバートソンの解釈を強く支持した。ホワイトはやがて問題の所在を理解したが、個人的にはこの問題を重要視せず、それを重要と考えるバーンスタインはショックをうけた。しかしながら、ホワイトはバーンスタイン等の助言もあって、ケインズの解釈に直ちに同意しなかった。

この10月6日付ホワイト宛書信で興味深いのは、ケインズが自らブレトンウッズ会議で最終協定の第8条が策定される過程に最後までタッチしておらず、最終協定自体を事前に読んで確認していなかったことを認めていることである。ケインズは次のように自己弁護を繰り返している。会議で我々は全てきれいにできあがった書類のコピーを通読する機会のないうちに署名しなければならなかった。あるいは次ぎのようにも想起している。会議の主催者は、我々に正餐を振る舞わず、臨終の聖油も施せず、我々が死出の旅路の用意も整わぬまま、急いでホテルから追い出そうとして、最終手配を整えていたこと以外、我々は何も知らなかった。(CW 1980b:149)

そうして、ケインズは、ブレトンウッズ会議で、米国側の主張を受諾した事実はなく、問題の責任を負うことはできないと自己を弁護しているのである。

帰国したケインズは、引き続き問題の処理にあたらざるを得なかった。ケインズの12月29日付文書は、この時期の彼の考えをあらためて明らかにしている。彼は、問題を次のように解釈していた。

第1に、第8条第4項(b)が第8条第2項よりも優先するという点である。

「我々はいま、いくたの公の検討をへて第8条第4項(b)(v)において確保されたものが、第8条第2項(a)によって削除され、無効となったと告げられているのです。私は、(このような解釈とは異なり)第8条第2項(a)は、第8条

第4項(b)によって制限され、それに従うものと考えてきました。」

第2に、こうした解釈に立って、次のような実際的な問題を指摘する。英国が国際通貨基金の資金を消尽し、あるいは資金利用を差し止められた場合、英国は経常取引の交換性を維持する義務はない。

「私は、第8条第4項(b)(v)を特別に重要視しています。それというのも、この規定によって英国が基金の引出権を使い果たすか、その利用を拒否された場合、ポンドの交換性を維持しなければならないという義務が直ちに失効することを意味していたからである。」

第3に、こうした解釈をふまえさらに次のように主張するのである。どの程度英国の外貨準備が減少した場合に、英国が経常取引に対する交換性の制限措置を発動できるか、その自由な裁量権を英国に与えるべきである。(CW 1980b:150-1)

ケインズは、新年の1月10日になってあらためて大蔵大臣と会談、善後策を協議する。そこでケインズは、財務長官宛に書信を送付し善処を求める必要を認めさせ、さらに、モーゲンソー宛の書信の作成を委ねられる。

モーゲンソー宛の書文案と12月29日付の彼の覚書は広範な論争を巻き起こした。ロバートソンやイーディー等とケインズとの間では、第8条の解釈にとどまらず、ブレトンウッズ会議での問題の処理の経緯がどうであったのか、記憶をたよりに再確認が試みられた。

モグリッジの説明では、最初の英国側草案では、第8条第4項に関する条項が先に、第8条2項にかかわる条項がその後になっていた。これであると、前者が後者より優先されることになる。この英国案に対して、米国代表とカナダ代表が強く反対し、新たな文書を追加し、条文案をかえようとした。ロバートソンはこれに反対した。カナダ代表ラズミンスキーとの激しいやりとりがあった。この対立によって交渉は決裂する可能性もあった。結局、最終協定で英国案での規定の順番を逆にして経常取引にかかわる条項を先に、外国保有残高にかかわる条項を後にすることで合意した。これによって経常取引にかかわる規定が優先され、外国保有残高の条項は別の規定とされた。この妥協が得られた時にロバートソンはケインズの承認をえようとした。後の記憶によると、ロバートソンはケインズに会えず、実際にはイーディーの承認を得る

ことで問題を処理した。(Moggridge 1992:751)

われわれはモグリッジによるこの論争の記述に、いくつか興味深い疑問を見出すことができる。ここでは彼が引用するロビンズの記事の内容からこの問題に入ってゆこう。

モグリッジは、ケインズとロバートソンとの論争を理解するうえで会議参加者の記憶が役に立たない例として、ロビンズの記事を引用して、そこでの記述はたんに当時の雰囲気伝えるのみであると論じる。(Moggridge 1992:752) 果たしてそうであろうか。

7月11日から7月14日にいたるロビンズの記事のなかの関連する記述を抜き出すと、それらは次のような内容である。

〔7月11日〕この2、3日の間、基金に関しては目立った動きはなかった。だが、そうだからといって何ごとも起きなかったと考えるべきではない。基金の草案は、共同声明を基礎に、次第に姿を現しつつある。だが、その草案は信じられないほど複雑な文言で、共同声明の各パラグラフの意味する内容が、半ダースもの条項となって生み出されている。ここで最も用心しなければならないことは、わが方と米国側との相違をあらためて表面化させないようにすることである。この作業の重責はロバートソンの双肩にかかっている。彼は、英国代表团ではケインズに次ぐプレトンウッズ会議での真の英雄である。彼とバーンスタインとの友好的な相互理解がなければ一体どんな事態に陥ることになったであろうか。・・・

〔7月12日〕専門的な問題点についての討議が続いている。我々は、資本移転や多角的決済・・・等に関して満足しうる定式化にいたるうえで多大な困難を経験している。

〔7月14日〕この間、基金についての作業は素晴らしく前進した。昨夜、バーンスタインとロバートソンは、午前3時まで協議し、未解決となっている多くの専門的な問題について実質的な合意に達した。〕

モグリッジとは異なり、我々は、このロビンズの記事(Howson and Moggridge 1990:180, 181, 184)を読解することによって、いくつか重要な情報を得ることができる。

第1に、7月11日の記事には、共同声明を基礎に討議を深め、条文を確定してゆく過程で共同声明の各パラグラフが半ダースもの条項として整備され、体系化されていると記している。

第2に、7月11日以降も条文の検討が進められ、12日の記事には、資本移転と多角的清算の問題で、協議が困難な局面にあることが記されている。これは、最終的には、第8条第4項「外国保有残高の交換性」となる旧第8条第3項「多角的清算」の規定にかかわる問題と考えられる。

第3に、そうして14日の記事では、国際通貨基金の条文の専門的な問題点に関して、英米双方が実質的な合意にいたったことが記されている。

こうしてロビンズの記事を読み取ると、この7月11日から14日までの間に、共同声明から国際通貨基金の条文案へと大きな進展をみせていたことが判る。とくに13日夜から14日の午前3時までの協議で、すなわち7月14日未明に、未解決となっている込み入った問題について実質的な合意に達した、と考えることができる。

さらに、ここからイーディーがケインズに宛てた1945年1月25日の書信での、第8条の第2項と第4項に関するイーディーの事態認識とこれにもとづくモグリッジの解釈に、重大な疑問が生じてくる。即ち、モグリッジがイーディーの1月25日付書信をもとに、7月11日を第8条第4項(b)(v)と第8条第2項(a)についての決定的な日としている点である。(CW 1980b:170-1)

我々はすでに英米共同声明から国際通貨基金協定への規定の整備過程を詳細に跡づけた。この結果からすると、①共同声明の第9条が国際通貨基金協定の第8条として内容的に拡張され、②「外国保有残高の交換性」と「經常取引に対する為替制限」の順番が変更されるのは、プレトンウッズ会議の公式会議録からすると、モグリッジが主張する7月11日のことではない。一方、議事録では14日の第1専門委員会第8条の条項が基本的に承認されたとある。だが、すでの指摘したように、同日の時点では第8条第4項の外国保有残高の交換性にかかわる条項は第8条第3項「多角的清算」の条項として残されており、これからして14日の時点で国際通貨協定の最終案が確定したとも断定できないのである。

いずれにしても、イーディーが、7月11日が第8条の4項と2項の処理にとって決定的な日とするのは彼のひどい記憶違いであるし、これを踏まえてモグリッジがこの日、すなわち7月11日に、英米間で妥協が成立したとするのは、妥当な解釈であるとはいえない。さらにモグリッジは、最初に英国側草案があり、そこでは後の第8条4項先

に、同2項が後になっていたと書いているが、これも不正確である。7月1日に準備された起草草案は、英米共同提案のかたちを取っており、英国が単独で提案したものではない。ブレトンウッズ会議に関する國務省会議録に英国代表団が独自に提出した件の草案の記録は見当たらない。

我々の資料解釈によれば、最初にブレトンウッズ協定の第8条第2項と同第4項とがその順番を変更されたのは7月12日から13日にかけてである。7月12日の時点では外国保有残高の交換性にかかわる第9条の第4項は、經常支払に対する為替制限にかかわる第5項よりも前に置かれていたのである。これが13日草案では、第8条の第2項、第3項に入れ替えらるのである。最終的に經常取引に対する為替制限の項が第2項に、外国保有残高の項が第4項となるのは7月16日草案である。なお、ケインズが第8条第4項の規定を同第2項の規定よりも上位の規定であると主張するのは、当初の条項の順位についてのケインズの思い込みが最後まで残され、それらが会議中に逆になった事態に彼が迂闊にも気づかなかったことと無関係ではないようにも思える。

このようななかでいたずらに時間が経過する。英国は交渉中であつた通商交渉で輸入制限措置を認めさせ、ブレトンウッズでの譲歩を挽回する手もあり得るが、実際には、到底実行しえない。しかしながら、議会で交換性にかかわる極めて重大の条項の解釈を取り違えていたとも釈明できない。大蔵省としては、結局、モーゲンソー宛に書信を送付し善処を求めるしか手だてがない。そして、1945年2月1日に大蔵大臣から財務大臣宛に書信が送付されたのである。

モグリッジは、この後、次のようなブラック・コメディが繰り広げられたと書いている。(Moggridge 1992:753) すなわち、米国は書信の受理を拒否した。そして、書信の存在自体を押しつぶそうとした。さらには、書信を書き直させ、ブレトンウッズ会議での問題の扱いが拙速になされ、国際通貨基金協定に欠陥を生じさせたのではないことを示そうとした。そうこうするうちに双方の間で論点は拡大し、結論は得られなかった。

確かに、英国蔵相の書信を受け取ったホワイトは、書信の日付の変更と書信中の協定文が拙速に作成されたとの箇所の削除を求めてきた。米国連邦議会の公聴会では、英国でブースビー議員が英米間で条文解釈に対立が生じているような協定を

批准するとなれば、両国関係を損なうことになることと発言していたことを取り上げ、この真偽を問う事態が生じていたのである。結局、この問題では英国側が妥協を余儀なくされた。英蔵相は、5月3日、条文が拙速に作成されたことへの言及を削除し、日付を2月1日付としたままの書信を送付し、もとの書信に変えるように求めるといふ異常な措置がとられたのである。(Dormael 1978:238-9)

そして、6月8日、モーゲンソーがリライトされた英国側書信—しかしながら、この書信の日付は2月1日付のままであつた—に対して返信を送付した時には、すでに時機を逸していた。それというも、この日までに、ブレトンウッズ協定は、米国議会下院で批准されていたからである。

結局、英国政府は米国から何の譲歩もとりつけることができず、ケインズの解釈に沿った問題の解決を断念した。英国政府はこのやりとりにおよそ10ヵ月を要した。これによってブレトンウッズ協定の批准は遅れた。この結果、英国政府は過渡期の対応で出遅れ、困難に直面することになるのであつた。

おわりにあたって

アトランティックシティー準備会議で英米間には原則的合意に達していた。そして、残された対立点、争点について確認されていた。このため、ブレトンウッズ会議では、英米間では深刻な対立は生じなかった。国際通貨基金は、バーンスタインとロバートソン、国際銀行は、アチソンとロビンズがそれぞれ親密な協調関係のもとで主導性を発揮し、双方の専門家の協力の下で、驚くほどのペースで協定文は体系的に整備された。ロビンズは、日記に、信じられないほど複雑な文言で、共同声明の各パラグラフの意味する内容が半ダースほどの条項となって生み出されていると、記していた。銀行の場合は、もっと驚異的なスピードで協定文の作成が進められた。その条項化に着手されたのは7月11日の午後であつた。その最終案がまとめあげられたのは7月19日であつた。わずか1週間あまりで協定文が作成されたことになる。

ブレトンウッズ会議の交渉結果を閉会直後の時点で評価すると、むしろ英国の通貨外交の勝利と評価できる。それは、過渡期条項に如実に現れている。この条項の運用如何によっては、基金が基本目的とする通貨・為替の安定化、經常取引の自

由化は、不特定な長期にわたって先送りすることができる。プレトンウッズ会議は、戦後世界経済秩序の戦略目標として貿易にともなう通貨・為替の自由化を急ぐ米国にとって、重大な外交的敗北にもなりかねない結果に終わった。トルーマン政権はこの失策を英米金融協定の締結によって挽回することになる。

国際通貨協力の実現に尽くした人々のユーフォリアは短かった。大戦末期から戦後過渡期の実際的、現実的問題に対処するうえでもプレトンウッズ協定は役に立たないことが明らかになってきたのである。米国では、キーカレンシー論に立ち、英国問題の処理を戦略的に重視する勢力が、プレトンウッズ協定への批判を強めた。共和党保守派も連邦議会で批准法案に反対の構えであった。戦後の世界経済金融秩序の行方に関わる必須の課題、ポンドシステム、帝国特惠体制、戦時累積債務、武器貸与法による援助の処理、過渡期の英国の経済的困難と苦境などに米国はどう対処するのか。こうしたなかで米国はプレトンウッズ協定の批准に手間取り、協定が連邦議会で批准されたのは、約1年後の1945年7月であった。

英国も新たな現実直面した。戦時内閣は、すみやかにプレトンウッズ協定を批准できず、相互援助協定第7条にもとづく戦後の世界経済の枠組み作りに有効に対処できなかった。結局、第二次世界大戦の終結とともに、武器貸与援助、戦時累積債務の処理、対英金融援助などを一括して協議する英米経済交渉に臨まざるを得ない事態となる。そうして、英国は、1945年12月5日、英米金融協定の締結を余儀なくされ、この協定によって英国は、プレトンウッズ協定に盛込んだ過渡期条項の適用除外を認めざるを得ない事態となる。英国でのプレトンウッズ協定の批准は、この英米金融協定と抱き合わせで期限切れ直前に批准される。1943年夏以降、苦心惨憺、基金案の大枠のなかで、なんとか国家利益の実現を図ろうと通貨制度設計に取り組んできた英国の努力は、これによって一旦は水泡に帰すのである。

プレトンウッズ協定は、英国の批准によってようやく成立の条件が整う。これをうけて1945年12月27日、国務省に於いて、ささやかな協定発効の式典が開催された。これには、この段階で協定を批准した英、米をはじめとする29カ国が参加した。ソ連はこれに参加しなかった。式典に出席しなかったソ連以外のプレトンウッズ会議参加

国の動きを見ると、同年中に参加したのは、ドミニカ、イラン、ヴェネズエラ、チリ、キューバ、メキシコ、バルーの諸国であった。1946年3月のサヴァンナ会議開催中にエルサルバドル、ニカラグア、パナマが、3月30日にはプレトンウッズ会議にオブザーバー参加したデンマークが、加わった。このほかでは、オーストラリアは1947年8月、ハイチは1953年9月、ニュージーランドは1961年8月、リベリアは1962年3月に、それぞれ加盟した。これによって、プレトンウッズ協定加盟国は45カ国となった。(Horsefield 1969:116-8)

主要参考文献

【1次文献】

- Public Record Office, Kew
 Foreign Office Papers
 Treasury Papers
 Howson, Suzan, and Donald Moggridge, eds. 1990. *The War Time Diaries of Lionel Robbins and James Meade, 1943-45*. New York : St. Martin's Press.
 Moggridge, Donald. 1979. *The Collected Writings of J. M. Keynes. Vol. XXIV. Activities 1944-1946: The Transition to Peace*. London: The Macmillan Press. [堀塚文吉郎・柴沼武・森映男訳『ケインズ全集第24巻「平和への移行—1944～46年の活動」』（東洋経済新報社、2002年）]
 ———. 1980a. *Vol. XXV. Activities 1940-1944: Shaping the Post-war World, Clearing Union*. London: The Macmillan Press. [村野孝訳『ケインズ全集第25巻「戦後世界の形成—清算同盟—1940～44年の活動」』（東洋経済新報社、1992年）]
 ———. 1980b. *Vol. XXVI. Activities 1941-1946: Shaping the Post-war World, Bretton Woods and Reparations*. 1980b. London: The Macmillan Press. [石川健一・島村高嘉訳『ケインズ全集第26巻「戦後世界の形成—プレトン・ウッズと賠償—1941～46年の活動」』（東洋経済新報社、1988年）]
 The Morgenthau Diaries. Franklin D. Roosevelt Library. New York: Hyde Park.
 Pressnel, L. S., 1986. *External Economic Policy since The War Vol. 1, The Postwar Financial Settlement*. London: H.M.S.O.
 USDS. 1948. *Proceedings and Documents of the United Nations Monetary and Financial Conference: Bretton Woods. New Hampshire, 1-22 July 1944, vol 1-2*. Washington, D.C.: GPO.
 ———. 1940. *US Department of State Bulletin 2: 512-4*.

【2次文献】

- Black, W. Stanley. 1991. *A Levite among Priests: Edward M. Bernstein and the Origins of the Bretton Woods System*. Boulder: Westview Press.

- Blum, John Morton. 1967. *From the Morgenthau Diaries : - Years of War, 1941-1945*. Boston : Houghton, Mifflin.
- Boughton, James M. 2002. *Why White, Not Keynes? Inventing the Postwar International Monetary System*. IMF Working Paper. IMF.
- Craig, R. Bruce. 2004. *Treasonable Doubt : Harry Dexter White Case*. Lawrence : University Press of Kansas.
- deVries, M. G. 1996. "The Bretton Woods Conference and the Birth of the International Monetary Fund", in Kirshner, ed., *The Bretton Woods-GATT System*.
- deVries, M. G., and J. Keith Horsefield, eds. 1969. *The International Monetary Fund, 1945-65 : Twenty Years of International Monetary Cooperation. Vol. II : Analysis*. Washington, D.C. : International Monetary Fund.
- Dostaler, Gilles. 2007. *Keynes and his Battles*. London : Edward Elgar Publishing. [鍋島直樹・小峯敦監訳『ケインズの闘い—哲学・政治・経済学・芸術』(藤原書店、2008年)]
- Eckes, Alfred E. Jr. 1975. *A Search for Solvency : Bretton Woods and International Monetary System, 1941-1971*. Austin : University of Texas Press.
- Fforde, John. 1992. *The Bank of England and Public Policy 1941-1958*. Cambridge. Cambridge University Press.
- Gardner, Richard N. 1969. *Sterling-Dollar Diplomacy : The Origins and the Prospects of Our International Economic Order*. rev. ed. New York : McGraw-Hill. [村野孝・加瀬正一訳『国際通貨体制成立史—英米の抗争と協力—(上)(下)』(東洋経済新報社、1973年)]
- Harrod, R. F. 1951. *The Life of John Maynard Keynes*. London : Macmillan & Co. [塩野谷九十九訳『ケインズ伝』(上)(下)(東洋経済新報社、1967年)]
- Horsefield, J. Keith. 1969. *The International Monetary Fund 1945-1965*. Washington, D.C. : IMF.
- IMF. 2013. *Finance and Development* 50 : 53-54
- James, Harold. 1996. *International Monetary Cooperation since Bretton Woods*. IMF, Oxford University Press.
- Johnson, Arthur M. 1968. *Winthrop W. Aldrich : Lawyer, Banker, Diplomat*. Boston : Harvard University.
- Kirshner, Orin, ed. 1996. *The Bretton Woods-GATT System : Retrospect and Prospect After Fifty Years*. New York : M. E. Sharpe, Inc.
- Markwell, Donald. 2006. *John Maynard Keynes and International Relations : Economic Paths to War and Peace*. Oxford : Oxford University Press.
- Mason, Edward S., and Robert E. Asher. 1973. *The World Bank since Bretton Woods*. Washington, D. C. : Brookings Institution.
- Meltzer, Allan H. 1988. *Keynes's Monetary Theory : Different Interpretation*. Cambridge : Cambridge University Press. [金子邦彦・秋葉弘哉訳『ケインズ貨幣理論—マネタリストの異なる解釈—』(同文館、1997年)]
- Mikesell, R. F. 1994. *The Bretton Woods Debates : A Memoir*. Essays in International Finance. No. 172. New Jersey : Princeton University Press.
- Moggridge, Donald. 1992. *Maynard Keynes : An Economists Biography*. London : Routledge.
- Oliver, Robert W. 1975. *International Economic Co-operation and the World Bank*. London : The Macmillan Press.
- Rees, David. 1973. *Harry Dexter White : A Study of Paradox*. New York : Coward McCann & Geoghegan.
- Rosenberg, Andrew, and Kurt Schuler, eds. 2012. *The Bretton Woods Transcript*. New York : Center for Financial Stability.
- Steil, Benn. 2013. *The Battle of Bretton Woods : John Maynard Keynes, Harry Dexter White, and the Making of a New World Order*. New Jersey : Princeton University Press.
- Skidelsky, Robert. 2001. *John Maynard Keynes, Vol. 3 : Fighting for Freedom. 1937-1946*. New York : Viking Penguin.
- Toniolo, G. 2005. *Central Bank Cooperation at the Bank for International Settlements*. New York : Cambridge University Press.
- van Dormael, Armand. 1978. *Bretton Woods : Birth of Monetary System*. The Macmillan Press.
- . 1997. *The Power of Money*. London : The Macmillan Press.
- White, Harry Dexter. 1945. "The Monetary Fund." *Foreign Affairs* 23 : 195-210.
- Williams, John H. 1943. "Currency Stabilization : The Keynes and White Plans." *Foreign Affairs* 21 : 645-658.
- . 1944. "International Monetary Plans : After Bretton Woods." *Foreign Affairs* 23 : 38-56.
- Young, John Parke. 1950. "Developing Plans for an International Monetary Fund and a World Bank" in *Department of State Bulletin* 23 : 778-90.
- 岩本武和『ケインズと世界経済』(岩波書店、1999年)
- 大田英明『IMF(国際通貨基金)使命と誤算』(中公新書、2009年)
- 浜田宏一「国際経済協調の政治経済学」(大蔵省財政金融研究所『ファイナンシャル・レビュー』1989年5月)
- 矢後和彦『国際決済銀行の20世紀』(着天社出版、2010年)
- 米倉茂「ケインズ・ロバートソン論争の現代的波紋—「二匹の犬」のどちらが首尾よく「骨」をくわえ、どちらが尻尾を捲いたのか?」(『佐賀大学経済論集』第38巻第2号、2005年)
- 「IMF協定8条の怪—同協定のジクソーパズルを解けなかったケインズ」(外国為替貿易研究会『国際金融』1157号、2005年)
- 『落日の肖像—ケインズ—』(イブシロン出版企画、2006年)